

青森県 G A P 規範

平成 2 9 年 6 月 9 日

青森県農林水産部食の安全・安心推進課

はじめに

「GAP」は、農業者自らが、生産の各工程に潜む、「食品安全」・「環境保全」・「労働安全」に係るリスクを低減しながら、持続可能な農業を実践する取組であり、農業生産を営む全ての生産者にとっては日頃から行うべき、言わば「当たり前の取組」です。

また、県では、生産から流通・販売までを結びつけ、収益性のアップを図ることを基本に、消費者目線に立った安全・安心で優れた県産農林水産物やその加工品を生産し、それを積極的に売り込んでいくという、販売を重視した「攻めの農林水産業」の中で、このGAPを主要な施策の一つと位置付け、推進しているところです。

そのような中、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、2020年東京大会）」の開催に伴い、大会組織委員会から食材調達規準において、「グローバルGAP」や「JGAP」など、第三者によりGAPの取組が認証された農場で生産された農産物を食材として使用することが要件として示されました。

県としても、意欲ある生産者が、2020年東京大会への農産物の提供を行うことはもちろんのこと、更にはこれを契機として、輸出先や国内の取引先からの認証GAPを求める動きが加速することが想定されることから、認証GAPの取得に向けた取組を促進したいと考えており、この度、本県が生産者がGAPに取り組む際に、生産工程等で守るべき事項をチェックするための「青森県GAP規範」を作成したものです。

生産者の皆様には、本規範を積極的に活用することにより、生産活動の点検と経営の改善を実践し、自らのさらなる経営発展とともに、本県農業の持続的な発展にも貢献いただければ幸いです。

平成29年6月9日

青森県農林水産部

食の安全・安心推進課長

【 青 森 県 G A P 規 範 】

目 次

はじめに

第 1 章	G A P（農業生産工程管理）の導入に向けて	・ ・ ・ ・	1
1	G A Pとは	・ ・ ・ ・	1
2	G A P導入の背景	・ ・ ・ ・	1
3	農業生産活動に潜むリスク	・ ・ ・ ・	2
4	本県におけるG A P導入の目的と効果	・ ・ ・ ・	3
5	G A Pの種類と特徴	・ ・ ・ ・	4
第 2 章	G A P（農業生産工程管理）を実践しよう	・ ・ ・ ・	6
1	G A Pを実践するためのイメージ	・ ・ ・ ・	6
2	具体的なG A P導入の方法	・ ・ ・ ・	6
第 3 章	青森県G A P規範について	・ ・ ・ ・	10
1	G A P規範項目	・ ・ ・ ・	10
	（1）食品安全	・ ・ ・ ・	13
	（2）環境保全	・ ・ ・ ・	24
	（3）労働安全	・ ・ ・ ・	36
	（4）管理全般	・ ・ ・ ・	45
2	規範に関連する情報及び法令等の検索場所	・ ・ ・ ・	53

参考資料

- ・ 米のG A P規準・チェックシート
- ・ 麦のG A P規準・チェックシート
- ・ 野菜のG A P規準・チェックシート
- ・ 果樹のG A P規準・チェックシート
- ・ 主な記録簿等様式
（栽培記録簿、農薬使用記録簿、肥料使用記録簿、農薬在庫管理簿）

第1章 GAP（農業生産工程管理）の導入に向けて

1 GAPとは

「Good Agricultural Practice」の略称で、直訳すると「良い農業の実践」と訳され、「持続可能な農業の確立」のため、生産者自らが、農業生産活動を行う上で必要な法令や規則等を最低限守るべきルールとして遵守するとともに、農作業に潜む様々なリスクを低減していくため、生産工程の管理や改善を行う継続的な取組のことです。

2 GAP導入の背景

ヨーロッパでは、化学肥料や化学合成農薬によって飛躍的に生産性が向上した一方、硝酸態窒素による土壌や水質への汚染、生態系への悪影響が顕在化したことから、環境を保全し、持続的な農業を行うため、1980年代になり、環境等に悪い農業をやめ、良い農業を行う必要があるという考えが生まれ、1990年代からGAPの取組が始まっています。

日本では、平成22年4月に策定した「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」に基づき推進しており、今後、農業者にとってのGAPは、安全・安心な農産物を提供するための「当たり前の取組」となり、消費者や実需者にとっては生産者側への信頼を深めるための「当たり前の取組」となることが想定されます。

GAPをめぐる動き

世界の動き EUにおけるGAPは、農業者が最低限守るルールとして、1999年には生産者への補助金の直払い要件として義務化されています。

2000年には、EUの小売業団体が農産物の取引基準としてユーロップGAP（2007年にグローバルGAPに改名、GFSI（世界食品安全イニシアティブ）が国際規格として承認）を確立し、2005年以降、EUのスーパー業界ではGAPが取引の最低条件となり、現在は世界中に広がり、認証を受けている生産者の数は、世界124か国、約17万件まで拡大しています。現段階で農産物を輸出する場合、EU加盟国とインドネシアでグローバルGAPの認証が必要となります。

国内の動き 平成17年3月に策定された食料・農業・農村基本計画において、食の安全及び消費者の信頼確保のため、農業者・農業団体や事業者による自主的なGAPの取組を推進することとされており、国は平成19年3月に、GAP手法を積極的に導入するための「基礎GAP」を公表しています。これを受け、国内では様々なGAPが存在することとなり、農業者・産地により「取組内容に違いが見られたこと」、「科学的知見に基づいた農産物の安全性向上が必要とされたこと」、「食の安全だけでなく環境保全や労働安全など幅広い分野を対象に取り組む必要があること」などから、平成22年4月には「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」が定められました。

平成27年3月には、新たな食料・農業・農村基本計画が閣議決定され、科学の進展等を踏まえた食品の安全確保の取組の強化及び官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進、先端技術の活用等による生産・流通システムの革新に向け、一定水準以上のGAPの導入等を推進することとしています。また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の食材調達基準として第三者認証によるGAPが要件となりました。

3 農業生産活動に潜むリスク

(1) 農産物の安全のリスク

農産物の安全性を脅かすリスク要因（ハザード）には化学物質、病原性微生物、異物混入などがあり、これらによる農産物の汚染が生じないようにリスク評価を行い、生産から出荷までのリスク管理に注意する必要があります。

【具体例】

	リスク要因	想定される被害	被害を起こす主な要因
化学物質等	農薬、土壌改良材、化学薬品、動物用医薬品、消毒剤、化学肥料、油類、重金属など	農薬等による被ばく、急性中毒、呼吸障害、販売禁止、信頼性の失墜など	施設の配置、作業員、使用薬品や器具等の不適切な管理など
病原性微生物等	食中毒菌、家畜ふん尿による病原性大腸菌、かびとかび毒、ウイルス、寄生虫など	急性中毒、下痢、嘔吐、呼吸困難、発ガン、販売停止など	家畜ふん尿、有機質肥料、水、作業員、家畜、ペット、野生鳥獣など
異物混入	異種作物、刃物、プラスチック、金属片、アクセサリ、砂、石、毛髪、虫など	異物混入による商品クレーム、信頼性の失墜など	作業員の身だしなみ、喫煙、作業具の不適切な管理など

(2) 環境汚染のリスク

環境を脅かすリスク要因は、堆肥や有機質肥料、化学肥料の過剰施用、除草剤や殺虫剤等の農薬の不適切使用、廃棄物の不適切処理などがあり、これらにより環境が汚染されないようリスク評価を行い、リスク管理に注意することで、環境や生態系を維持し、人々の健康を守り、豊かな自然と美しい景観の維持にもつながります。

【具体例】

リスク要因	想定される被害	被害を起こす主な要因
肥料・堆肥の窒素成分	河川・湖沼・地下水の硝酸塩汚染、亜酸化窒素による大気汚染	土壌診断に基づかない過剰施肥など
重金属等（銅・亜鉛など）	有害物質の土壌蓄積	汚泥肥料等の過剰施用など
油類	油漏れによる土壌・水質汚染	油類の不適切な管理など
野生鳥獣、家畜ふん尿	ふん尿等による農作物への汚染、異臭、アンモニア等による大気汚染、土壌蓄積、水質汚染	野生鳥獣のほ場侵入、家畜ふん尿の不適切な管理・処理など
未熟有機物の施用	土壌の酸欠、メタンガス発生による大気汚染、土壌蓄積、水質汚染	未熟堆肥等の投入、不適切な堆肥管理など
野焼き、農業生産活動に伴う廃棄物	焼却（ダイオキシンの発生）による環境汚染	作物残さ等の焼却処理、不法投棄、不法な埋め立てなど
農薬	農作物への残留、信頼性の失墜	不適切な農薬散布、使用農薬の不適切な処分など
農業用導入昆虫	生態系のかく乱	導入ハウスからの逃亡など

(3) 作業者の安全リスク

農業者の安全を脅かすリスク要因は、危険な作業環境、作業者の技量不足、誤った機械の操作方法などがあり、農業は様々な産業の中でも、就業人口に占める事故の割合が高い業種となっています。

【 具体例 】

リスク要因	想定される被害	被害を起こす主な要因
引火・爆発性物質	燃料・化学肥料等の爆発、粉じん爆発、火災	燃料・肥料への引火、衝撃、燃料保管場所での火気の使用、漏電など
電気	感電、引火	電気設備の整備・清掃不良、絶縁防護具の不使用など
高熱・加熱物	やけど	防護カバーの未設置による接触など
農薬	農業等による被ばく、健康被害	防護具の未着用、本人の不注意など
粉じん	吸気による体調不良、じん肺	防護設備等の不使用による吸気、換気不良など
暑熱環境	熱射病、熱中症	水分・ミネラルの補給不足など
寒冷環境	血行障害、凍傷	不十分な作業設備、急激な温度変化など
騒音・振動	難聴、白ろう病	防音・防振対策の不足、長時間労働など
低照度	視界不良による事故	夜間作業、不十分な証明など
危険な動物	虫刺され、毒蛇等	防護・救急用具の不備、軽装、知識不足など
転倒・転落・挟まれる	人体の損傷、死亡事故	トラクター転倒、高所作業中の転落、耕うん機と樹木等に挟まれるなど
巻きこまれ	手指腕足等の損傷、失血死	エンジンを動かしたままでの点検、巻きこまれやすい服装など
酸欠・有毒ガス	中毒、脳障害、死亡事故	喚起不徹底、防毒マスク未装備など
交通事故	農機による公道上の事故	交通法規を守らないなど

4 本県におけるGAP導入の目的と効果

(1) GAP導入の目的

GAPは、食の安全・安心の確保はもとより、持続可能な農業を実現するため、生産者が農業生産工程に潜むリスクを低減するための取組であり、食品の安全性向上、環境の保全、労働安全の確保、競争力の強化、品質の向上、農業経営の改善や効率化に資するとともに、消費者や実需者から信頼される安全・安心な産地づくりのためにも有効です。

また、GAPの取組を継続的に行うことで、消費者や実需者から信頼される安全な農産物の生産が可能となり、生産基盤である水や農地等への環境負荷の低減、人的損失を伴う農作業事故の防止等が、より高いレベルで達成することができます。

(2) GAP導入の効果

効果	特徴
①農産物の安全性確保	・残留農薬や病原微生物汚染、異物混入などの事故等を軽減できることから、消費者へ安全な農産物を提供できます。
②環境の保全	・効率的で効果的な防除や施肥等により、農薬や化学肥料を低減できることから、環境への負荷を軽減できます。
③労働者の安全確保	・農作業におけるうっかりミスや事故を軽減できることから、労働者の安全性を向上させることができます。
④農産物等の品質向上	・栽培時や出荷調製時の品質低下や異物混入のリスクを軽減できることから、農産物の品質向上や安定化につながります。
⑤農業経営の改善	・農作業の効率化や農薬等在庫管理の徹底など、農業経営の改善によりコストを低減でき、経営のレベルアップにつながります。
⑥消費者等の信頼確保	・取組を記録として残すことによって、消費者等への確かな情報提供が可能となることから、信頼性が向上します。

5 GAPの種類と特徴

GAPは、JA等による自己点検をはじめ、農産物の取引先等の視点を取り入れた第三者点検、さらには、認証機関による第三者点検に大きく区分されます。

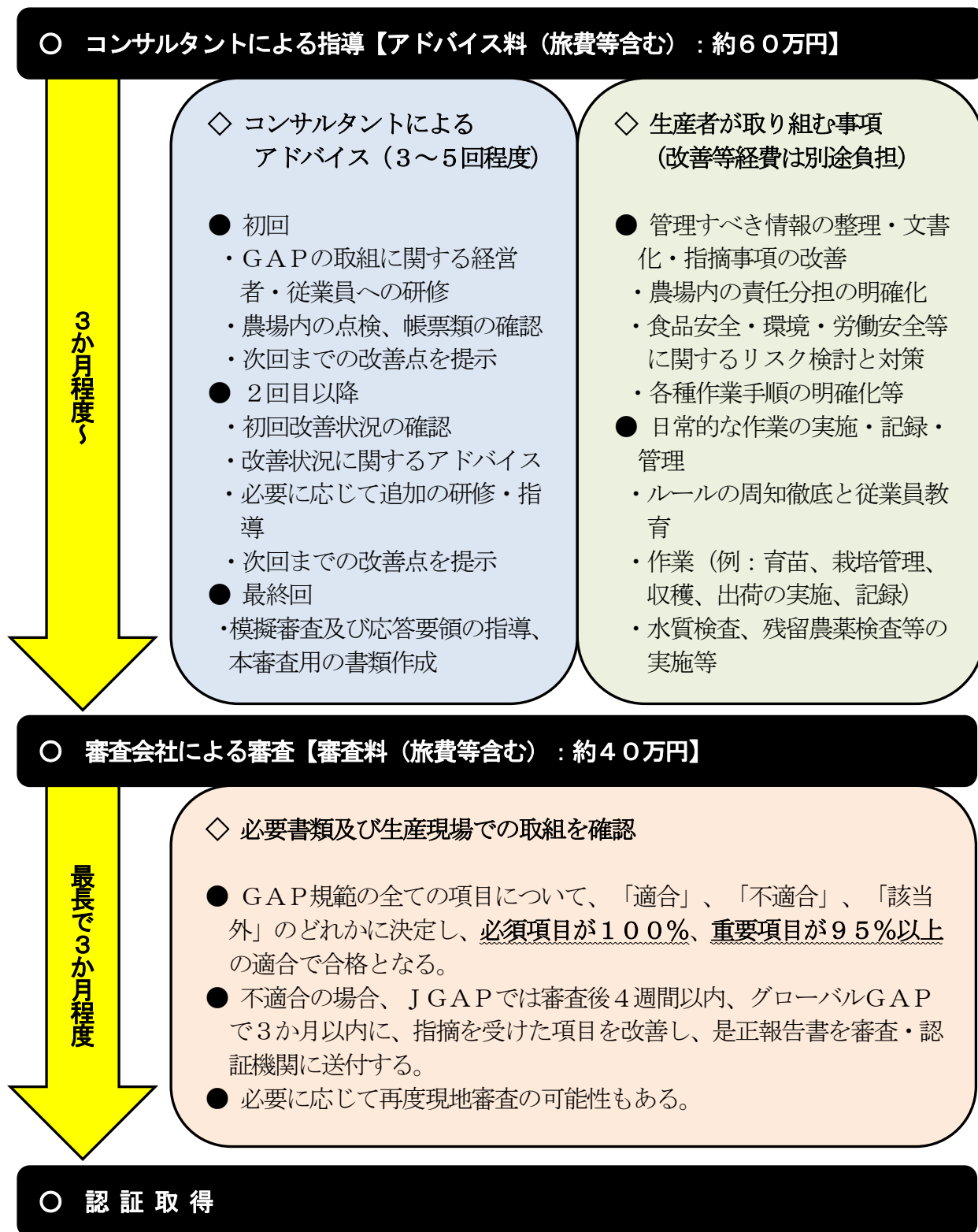
GAPの種類	運営主体	特徴
グローバルGAP (第三者点検) ※認証GAP	フードプラス (ドイツに本拠地を置く非営利組合)	・世界124か国以上で実践し、認証取得件数は約17万件(日本399件)、輸出に有利 ・高度な農業管理を実現 ・認証取得や更新に費用負担あり(国際水準)
JGAP (第三者点検) ※認証GAP	(一財)日本GAP協会	・日本独自の規格で、国内約4,000農場が認証 ・高度な農業管理を実現・認証取得や更新に費用負担 ・※(1)「JGAPアドバンスとベーシック」の運用を開始
量販店等GAP (第三者点検)	イオン、日生協など	・基準を満たせば当該量販店との取引が可能 ・量販店を通じて、農産物の安全性を消費者へPR可能
自己点検GAP	JA、営農組織など	・JA等が独自に定めた基礎GAP ・地域の実情に応じたGAPが可能

(1) JGAPベーシックとJGAPアドバンスとは

日本国内の取引に加え、輸出にも対応した日本発の国際規格を目指し、JGAPベーシックとJGAPアドバンスの2本立てで運用を開始しています。(平成28年9月から)

JGAP ベーシック	これまでのJGAPの後継となり、国際的に重視されている人権の尊重などの新しい要素も加え、約120のルールを定めた日本独自のGAP
JGAP アドバンス	JGAPベーシックと共通となる食品安全、環境保全、労働安全、人権保護といったルールを定めるほか、資材の仕入れ先の評価や商品回収テストの実施など、200を超えるルールを定め、グローバルGAPと同等の基準で国際基準を目指すGAP

(2) 認証GAP取得までの流れ



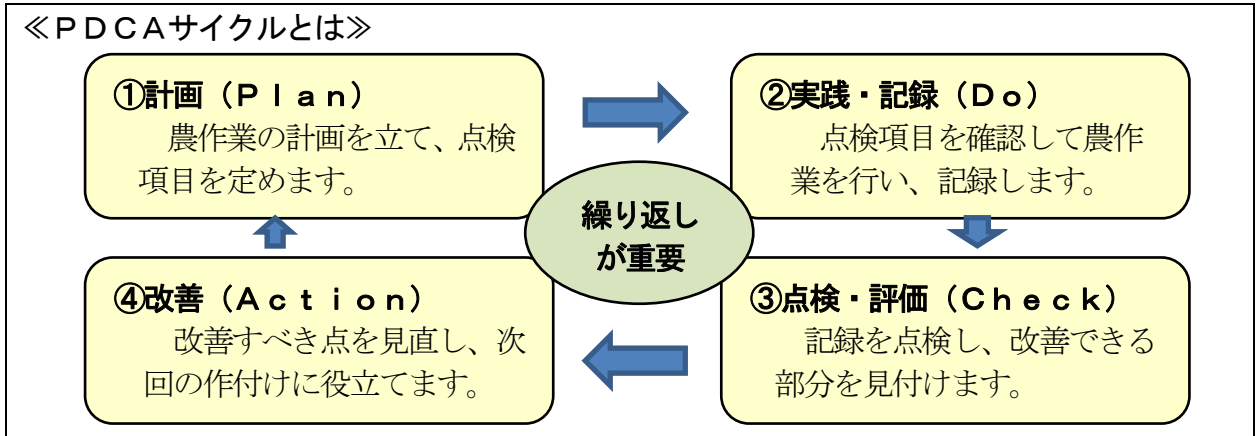
※1 アドバイス料、審査料はコンサル会社、審査機関により異なる。

※2 生産者が負担する改善に係る費用については、ほ場や施設、農機具等の状態により異なるため、事前に改善経費を見積もる必要がある。

第2章 GAP（農業生産工程管理）を実践しよう

1 GAPを実践するためのイメージ

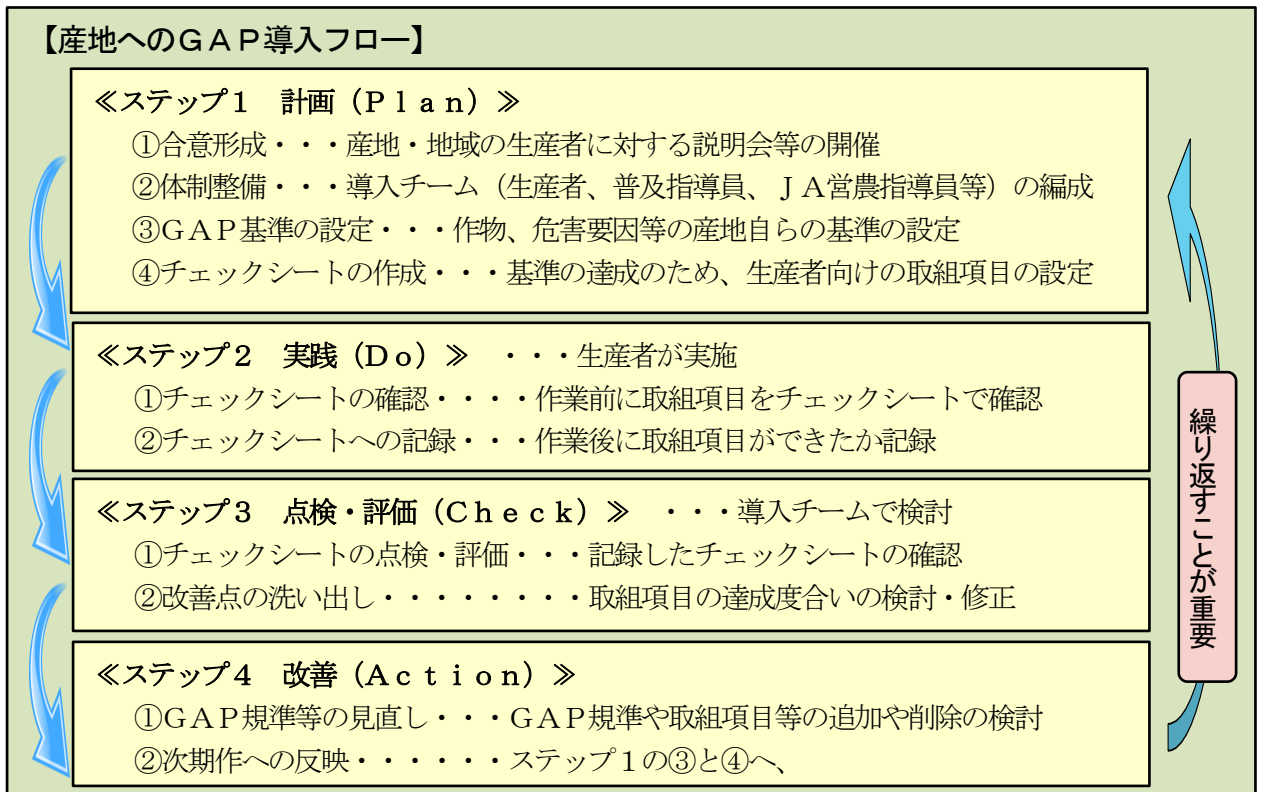
GAPに取り組むためには、それぞれの産地の実情（立地条件、作物の種類、GAPに取り組む目的など）に応じて、生産者自らが、食品の安全の確保、環境保全、労働安全などの目的を達成するため、農業生産活動を管理するGAP手法となるPDCAサイクルが有効です。



2 具体的なGAP導入の方法

GAPの実践で最も重要なことは、農業生産活動の何処に問題があるのかを生産者や産地が把握することです。現状の問題点を見つけ出し、その重要度に応じた優先順位によって着実に改善していくことが大事です。

そこで、実際の産地（JAの生産部会、生産組織、個人等）へのGAP導入の手順について、説明します。（なお、各地域県民局地域農林水産部農業普及振興室へGAP相談窓口を設置していますのでご活用下さい。）



(1) ステップ1・・・計画 (Plan)

① 合意形成

産地等において、生産者同士が合意形成を図る必要があります。そのために、GAPの考え方について理解を深め、意識を合わせることが大切です。

産地での研修会・説明会等を行って合意形成を図って行きます。

<合意形成の手法>

- ・講習会・勉強会やモデル農家によるGAPのモデル的取組
- ・先進的なGAP取組産地への視察研修の実施

② 体制整備

産地等において中心的な役割を担うチームを編成します。チーム構成は生産者だけでなく、県普及指導員やJA営農指導員など専門的な知識を持つ者の参加が重要です。

<GAP導入チームの構成例>

- ・生産部会長 (管理責任者)、部会員 (生産者)、県普及指導員、JA営農指導員

③ 産地に適した基準項目の設定

産地において、生産者自らが「GAP導入作物」、「想定される危害要因、環境への影響等」について検討・確認し、産地として到達すべき目標や、そのために生産者や産地自らが守っていくべき規範項目を設定します。これが「GAP規準」です。

<産地における検討・確認事項>

【対象農作物】対象となる農作物によって取り組むべき項目は異なります。対象となる農作物を確認しましょう。

【危害要因】取組項目の設定のため、対象農作物の各生産工程における危害要因の存在、汚染・混入の可能性、環境への影響などを確認します。

【GAP規準の作成イメージ】

部会名：〇〇農協、△△部会

(部会長 〇〇 〇〇)

作物名：りんご (20ha)

規範項目を基本とし、産地自らが規準を設定 (=GAP規準)

GAP規準 (産地自らの規範項目) を達成するための取組項目 (チェックシート取組項目と内容は同じ。)

規範項目・取組項目	評価基準 (○、△、×の断例)	判定 (○、△、×)		対策 改善時期	備考
			コメント		
4 【必須】 農薬の使用の都度、容器又は包装の表示内容を確認し、表示内容を守って農薬を使用 (法令上の義務)					
農薬を使用する際は、ラベル等をよく読み、起用基準を確認し、使用基準に従って使用する。	・使い慣れた薬剤は、使用時にラベルを確認し。 ・希釈倍数や使用量を確認した				チェックシートの取組項目説明 (どのような取組を行うのか等)
5 【必須】 農薬散布時における周辺作物への影響回避 (法令上の義務)					
農薬を散布する際に、周辺の生産者に周知し、農薬が飛散しないよう、気象や散布方法に注意する。	・散布を看板又は周辺農家や一般住民へ電話で連絡 ・風の強い日には農薬散布を実施しなかった				作業終了後に、判定 (○できた、△一部できた、×できなかった) 及び対策等を検討して記入し、次期作業の改善を行う。

④ チェックシートの作成

GAP規準を達成するために、生産者が取組項目の実施状況をチェックするチェックシートを作成し、チェックシートは、生産者が簡単に取り組めるよう分かりやすい内容となるよう工夫することが大切です。

【チェックシートの作成イメージ】

〇〇生産組合（作物名：りんご）のGAPチェックシート

生産者名：

区分	取組項目	確認	日付	備考（できなかった理由等）	規範No
防除	農薬は使用の都度、表示内容を確認し、使用基準を守って必要な量だけ調合し、残った場合は適正に処理している。	○	月日	余った薬剤は散布むらの調製で使い切った。	4, 21
	農薬は他の作物やほ場へ飛び散らないよう風の強さや風向き等を考えて散布している。	×	月日	周辺等生産者への周知が不足した	5

自らが設定したGAP規準に基づく、生産者の取組項目を取りまとめます。

選択した取組項目が実施できたかどうかチェックします。実施できなかった場合は、できない理由を備考に記入します。

(2) ステップ2・・・実践しよう (D o)

① チェックシートの確認

生産者は、自ら農作業を行う前にチェックシートの作業ごとの取組項目を確認し、取組項目に気をつけながら農作業を実施しましょう。

② チェックシートへの記録

生産者は、農作業が終わったら、作業状況を作業日誌などに記録するとともに、忘れないうちに実施状況とチェックした日付をチェックシートに記録します。

なお、実施できなかった（チェックできなかった）取組項目については、備考欄にその理由を記入しておきましょう。

【チェックシート記録の注意点】

① 実施できなかった、又は、一部実施できなかった場合・・・「確認欄には×」を付けます

実施できなかった場合、なぜ、その取組ができなかったのか、原因を考え、できなかった理由を備考欄に記入しましょう。また、一部実施できなかった場合は、備考欄に実施できた部分とできない部分を記入し、次期作で、取組が実施できるよう作業の改善等を行きましょう。

② 実施できた場合・・・「確認欄には○」を付けます

取組事項が実施できた場合は、GAP規準に基づいた農作業となっており良好な結果です。ただし、もっと効率的に簡易な方法で達成できるかもしれませんので考えてみましょう。

(3) ステップ3・・・点検・評価 (Check)

① 点検・評価

生産者は、一連の作業が終了したら、チェックシートのチェック状況を確認し、GAP規準の達成状況等の判定を県普及指導員やJA営農指導員の指導・助言を受けて行いましょう。

② 改善点の洗い出し

GAP規準の指導・助言に基づき、生産部会員や地域の仲間、従業員等と次期作に向けた改善点の検討を行います。特に実践できなかったGAP規準や取組項目については、具体的にどのように改善すればいいのか検討しましょう。また、食品安全、環境保全などを取り巻く情勢や流通ニーズなどの変化に応じて、GAP規準や取組項目の見直しも検討しましょう。

【GAP規準のイメージ】

部会名：〇〇農協 △△部会 (部会長 〇〇〇〇)

作物名：りんご (20ha)

規範項目・取組項目	評価基準 (〇、△、×を判断するための例)	判定 (〇、△、×)		対策		備考
			コメント		改善時期	
4 【必須】 農薬の使用の都度、容器又は包装の表示内容を確認し、表示内容を守って農薬を使用 (法令上の義務)						
農薬を使用する際は、ラベル等をよく読み使用基準を確認し、注意事項に従って使用する。	・使い慣れた薬剤でも、使用時にラベルを確認した ・希釈倍数や使用量を確認した	〇	適正に行われており、改善は必要なし	—	—	
5 【必須】 農薬散布時における周辺作物への影響回避 (法令上の義務)						
農薬を散布する際に、周辺の生産者に周知し、農薬が飛散しないよう、気象や散布方法に注意する。	・散布を看板又は周辺農家や一般住民へ電話で連絡 ・風の強い日には農薬散布を実施しなかった	△	一部の生産者で、周辺生産者への周知等が出来ていない	散布に関する講習会の開催	4月	

[判定別の対応]

判定の△や×については、改善が必要になります。

- ① 実施 (判定〇) : 適正に管理されており、改善の必要がない
- ② 一部で未実施 (判定△) : 潜在的なリスク又は部分的に管理の不備がある
- ③ 未実施 (判定×) : 重大なリスク又は管理の失敗につながる可能性がある

(4) ステップ4・・・改善 (見直し) (Action)

① GAP規準等の改善 (見直し)

検討結果を基に、GAP規準やチェックシートの取組項目の見直しを行い、新たなGAP規準やチェックシートを作成しましょう。

生産者は、次期作では新たなチェックシートを活用した取組を行います。

② PDCAサイクルの繰り返しによるレベルアップ

このような生産工程管理の改善活動を継続することによって、産地のレベルアップを図っていきます (ステップ1に戻る⇒PDCAサイクルへ)。

第3章 青森県GAP規範について

青森県GAP規範の項目は、農林水産省が作成した「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」に準拠して作成しており、農業生産活動に潜むリスクを回避するため、「食品安全」、「環境保全」、「労働安全」、「管理全般」の視点で52の規範項目を定めています。

この規範項目は、農業生産活動におけるリスクを踏まえてGAPに取り組む上で、全ての生産者や産地等に共通するポイントを示したもので、全ての基本項目を検討する必要があります。

【重要度の意味】

原則、全ての規範項目に取り組む必要があります。重要度は自らの経営面などを考慮し、優先的に取り組むべき項目を順序立てたものです。

必須	法令遵守などの面から最も重要で、農産物の安全などに欠かすことのできない工程管理
重要	食品安全・環境保全・労働安全などに密接に関係し、取組が強く求められる工程管理
推奨	積極的に取り組むことが望まれる工程管理

1 GAP規範項目


規範No	項目	関係作物	重要度	ページ
(1) 食品安全				
1	・ほ場やその周辺環境（土壌や汚水等）、廃棄物及び資材等からの汚染防止（この取組事項には病原微生物対策が含まれる）	稲・野菜 麦・果樹	重要	13
2	・無登録農薬及び無登録農薬の疑いのある資材の使用禁止 (法令上の義務)	稲・野菜 麦・果樹	必須	13
3	・農薬使用前における防除器具等の十分な点検、使用後における十分な洗浄	稲・野菜 麦・果樹	必須	14
4	・農薬の使用の都度、容器又は包装の表示内容を確認し、表示内容を守って、農薬を使用 (法令上の義務)	稲・野菜 麦・果樹	必須	14
5	・農薬散布時における周辺作物への影響の回避 (法令上の義務)	稲・野菜 麦・果樹	必須	15
6	・過去の米穀や生産環境におけるカドミウムの情報を踏まえ、必要に応じて、たん水管理等の低減対策の実施	稲	必須	15
7	・麦類の「かび毒」DON・NIV汚染低減対策の実施	麦	重要	16
8	・使用する水の水源（水道、井戸水、開放水路及びため池等）の確認と水源の汚染が分かった場合には用途に見合った改善策の実施	野菜 果樹	重要	16
9	・堆肥を施用する場合には、病原性微生物による汚染の防止や外来雑草種子の殺滅のため、数日間、高温で発酵したものを施用	稲・野菜 麦・果樹	重要	17
10	・養液栽培の場合は、培養液の汚染の防止に必要な対策の実施	野菜 果樹	重要	17
11	・作業者の衛生管理の実施	野菜 果樹	重要	18

1 2	・ほ場や施設から通える場所での手洗い設備やトイレ設備の確保と衛生管理の実施	野菜 果樹	推奨	1 9
1 3	・トラクター等の農機具や収穫・調製・運搬に使用する器具等の衛生的な保管、取扱い及び洗浄	野菜 果樹	重要	1 9
1 4	・施設栽培や調製・出荷施設、貯蔵施設の適切な内部構造の確保と衛生管理の実施	野菜 果樹	重要	2 0
1 5	・安全で清潔な包装容器の使用	野菜 果樹	重要	2 0
1 6	・りんごにおけるかび毒（パツリン）汚染の低減対策の実施	果樹	推奨	2 1
1 7	・米穀・麦の清潔で衛生的な取扱い (法令上の義務)	稲・麦	必須	2 1
1 8	・収穫・乾燥調製時の異種穀粒・異物混入を防止する対策の実施	稲・麦	重要	2 2
1 9	・貯蔵・輸送時の適切な温度管理の実施	野菜 果樹	重要	2 2
2 0	・収穫・調製・選別時の汚染や異物混入を防止する対策の実施	野菜 果樹	重要	2 3
(2) 環境保全				
2 1	・農薬の使用残が発生しないように必要な量だけをひょう量して散布液を調製	稲・野菜 麦・果樹	重要	2 4
2 2	・水田代かき後の濁水や農薬流出を防止する対策の実施	稲	必須	2 4
2 3	・病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくり	稲・野菜 麦・果樹	推奨	2 5
2 4	・発生予察情報の利用などにより病害虫の発生状況を把握した上での防除の実施や農薬と他の防除手段を組み合わせた防除の実施	稲・野菜 麦・果樹	推奨	2 5
2 5	・農薬散布時における周辺住民等への影響の回避	稲・野菜 麦・果樹	重要	2 6
2 6	・土壌くん蒸剤等被覆を要する農薬の揮散防止対策	野菜 果樹	重要	2 7
2 7	・土壌診断の結果を踏まえた肥料の適正な施用や、県の施肥基準やJ Aの栽培暦等で示している施肥量、施肥方法等に即した施肥の実施	稲・野菜 麦・果樹	重要	2 8
2 8	・堆肥等の有機物の施用等による適切な土壌管理の実施	稲・野菜 麦・果樹	重要	2 9
2 9	・土壌の浸食（流出）を軽減する対策の実施	稲・野菜 麦・果樹	推奨	3 0
3 0	・農業生産活動に伴う廃棄物の適正な処理の実施 (法令上の義務)	稲・野菜 麦・果樹	必須	3 1
3 1	・農業生産活動に伴う廃棄物の不適切な焼却の回避 (法令上の義務)	稲・野菜 麦・果樹	必須	3 2
3 2	・農作物残さ等の有機物のリサイクルの実施	稲・野菜 麦・果樹	重要	3 3
3 3	・施設・機械等の使用における不必要・非効率的なエネルギー消費の節減	稲・野菜 麦・果樹	推奨	3 4


34	・セイヨウオオマルハナバチの飼養に関する環境省の許可取得及び適切な飼養の実施 (法令上の義務)	野菜 果樹	必須	34
35	・鳥獣を引き寄せない取組等、鳥獣による農業被害防止対策の実施	稲・野菜 麦・果樹	推奨	35
(3) 労働安全				
36	・農業生産活動における危険な作業等の把握	稲・野菜 麦・果樹	重要	36
37	・機械作業、高所作業又は農薬散布作業等適切に実施しなければ危険を伴う作業の従事者などに対する制限	稲・野菜 麦・果樹	重要	37
38	・安全に作業を行うための服装や保護具の着用、保管	稲・野菜 麦・果樹	重要	38
39	・農作業事故につながるおそれのある作業環境の改善等による対応の実施	稲・野菜 麦・果樹	重要	39
40	・機械・装置・器具等の安全装備等の確認、使用前点検、使用後の整備及び適切な管理	稲・野菜 麦・果樹	重要	40
41	・機械・装置・器具等の適正な使用	稲・野菜 麦・果樹	重要	41
42	・農薬（作物に使用する農薬と作物以外に使用する農薬）、燃料等の適切な管理（毒物及び劇物取締法に基づき毒劇物に指定されている農薬の飛散・漏出防止、容器・貯蔵場所への表示は 法令上の義務 ）	稲・野菜 麦・果樹	必須	42
43	・大規模乾燥調製施設の適正な管理・運営及び施設の管理者とオペレーターとの責任分担の明確化	稲・麦	重要	43
44	・事故後の農業生産の維持・継続に向けた保険の加入（労働者災害補償保険法に定める労災保険加入手続きは 法令上の義務 ）	稲・野菜 麦・果樹	必須	44
(4) 管理全般				
45	・農業者自らが開発した技術・ノウハウ（知的財産）の保護・活用	稲・野菜 麦・果樹	重要	45
46	・登録品種の種苗の適切な使用 (法令上の義務)	稲・野菜 麦・果樹	必須	46
47	・ほ場の位置、面積等に係る記録を作成し、保存	稲・野菜 麦・果樹	重要	47
48	・農薬及び肥料の使用に関する内容を記録し、保存	稲・野菜 麦・果樹	必須	48
49	・種子（野菜・米のみ）・苗、堆肥、土壌改良資材、肥料、農薬等の購入伝票等の保存、資材の殺菌消毒、保守管理の記録の保存	稲・野菜 麦・果樹	重要	49
50	・野菜・果実・麦等の農産物の出荷に関する記録の保存（農協等への販売の委託を行う場合、記録の作成・保存を依頼等してよい）	稲・野菜 麦・果樹	重要	50
51	・米穀等の取引等に関する内容の記録の作成・保持 (法令上の義務を含む)	稲	必須	51
52	・用途限定米穀、食用不適米穀の適切な保管 (法令上の義務) ・用途限定米穀、食用不適米穀の適切な販売・処分 (法令上の義務)	稲	必須	52

(1) 食品安全

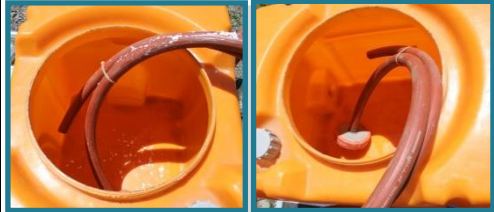
(No. 1) ほ場環境の確認と衛生管理 【作業工程：計画、重要度：重要】

規範項目	・ほ場やその周辺環境（土壌や汚水等）、廃棄物及び資材等からの汚染防止 （この取組事項には病原微生物対策が含まれる）	
説明	・農産物の汚染を防ぐため、ほ場やその周辺に有害生物・有害化学物質等の汚染源がないか確認しましょう。また、廃棄物や資材等からの汚染の可能性も考慮して適切な対策をとりましょう。	
	<p>【取組内容】</p> <p>1 汚染源の確認（過去の状況含む） 家畜飼育場、有機廃棄物投棄場、下水処理場、採鉱場、ほ場・生産に用いられる水源への家畜及び野生動物等の侵入、家畜ふん尿（堆肥含む）置場からの浸出、野積みされたゴミや肥料等により、汚染の可能性があります。</p> <p>2 汚染源の適正な管理・処理 (1) 汚染源を確認した場合は、堆肥や廃棄物等の適正管理、動物の侵入防止対策等の適切な対策を実施しましょう。 (2) 作物残さ等の廃棄は行わない。また、使わない機材等は適正な場所で管理しましょう。</p>	 <p>野積みの堆肥と雨ざらしの農薬空容器</p> <p>野ざらしの肥料と灯油缶</p>

(No. 2) 農薬の使用【作業工程：栽培、重要度：必須】

規範項目	・無登録農薬及び無登録農薬の疑いのある資材の使用禁止（法令上の義務）	
説明	・農薬は、「農薬取締法」に基づく登録制度が設けられています。 無登録農薬や登録を受けず農薬としての効果をうたっているもの、又は成分からみて農薬に該当する資材の病害虫防除等への使用は、法令上禁止されています。	
	<p>【取組内容】</p> <p>1 登録のある農薬を使用しましょう。 農薬を使用する時はラベルをよく読んで、その記載内容に従いましょう。また、国内で使用が認められた農薬には農林水産省の登録番号があるので、購入・使用する前に必ず確認しましょう。</p> <p>2 無登録農薬を使用した場合 (1) 「農薬取締法」違反となり、「3年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」罰則が適用される可能性があります。 (2) 罰則以上に、これまで培ってきた各方面への信用を損なう可能性があります。</p>	 <p>⇒ 特定農薬を除く全ての農薬には、写真のように農林水産省登録第〇〇〇〇〇号とラベルに登録番号が記載されています。</p>


(No. 3) 農薬の使用【作業工程：植付け・栽培、重要度：必須】

規範項目	・ 農薬使用前における防除器具等の十分な点検、使用後における十分な洗浄	
説明	・ 防除器具は、通常複数の作物で共用されています。 防除器具に残っていた農薬が、誤って適用のない作物に散布されることのないように、防除器具は使用前に十分点検し、使用後は丁寧に洗浄しましょう。	
【取組内容】	《防除器具等の十分な洗浄》	
<p>1 使用前の確認 農産物の残留農薬基準値超過の主な原因として、防除器具の洗浄不足があるため、以前使用した農薬の残液等がないことを確認しましょう。</p> <p>2 使用後の確認 (1) 防除器具の薬液タンク、ホース、噴頭、農薬残留の可能性のある箇所特に注意して洗浄しましょう。 (洗浄回数は3回以上) (2) 防除器具を洗浄した水は、作物を植えることのない場所で処理し、排水路や河川等に流出しないように注意しましょう。</p>	 <p>洗浄不足のタンク 洗浄されたタンク</p> <p>【輸出先を想定した場合】 輸出先の農薬登録情報を確認し、残留農薬基準値が設定されている農薬を選んで防除を行いましょう。</p>	

(No. 4) 農薬の使用【作業工程：栽培、重要度：必須】

規範項目	・ 農薬の使用の都度、容器又は包装の表示内容を確認し、表示内容を守って、農薬を使用（法令上の義務）																									
説明	・ 農薬は、使用量、希釈倍数、使用時期及び使用回数等の表示内容を守って使用することが義務付けられています。																									
【取組内容】	《農薬ラベルの読み方》																									
<p>1 農薬のラベルの確認 農薬のラベルには農薬の使用基準や、使用上の注意事項が表示されています。また、農薬によっては、登録事項が変更されることもあるため、使い慣れた農薬でも使用前に必ずラベルを確認し、正しく使用しましょう。</p> <p>2 農薬の容器又は包装への表示内容 (1) 農薬を使用できる農作物 (2) 適用病害虫名 (3) 農薬の使用量・希釈倍数 (4) 農薬を使用する時期（収穫前日数） (5) 農薬の使用できる回数 (6) 農薬の有効期限 (7) 農薬の使用上の注意</p> <p>3 農薬使用の記録 ほ場ごとに農薬の使用状況（農薬名、希釈倍数、散布量、散布日時など）を記録しましょう。また、ほ場ごとの生産履歴記帳等を行いましょう。</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>作物名</th> <th>適用病害虫</th> <th>希釈倍数</th> <th>使用時期</th> <th>本剤及び〇〇（成分名）を含む総使用回数</th> <th>使用方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>キャベツ</td> <td>コナガ、アブラムシ類</td> <td>1000倍</td> <td>収穫30日前まで</td> <td>3回以内</td> <td>散布</td> </tr> <tr> <td>ブロッコリー</td> <td>コナガ</td> <td>2000倍</td> <td>収穫30日前まで</td> <td>2回以内</td> <td>散布</td> </tr> <tr> <td>トマト</td> <td>アブラムシ類</td> <td>1000倍</td> <td>収穫10日前まで</td> <td>2回以内</td> <td>散布</td> </tr> </tbody> </table> <p>【使用上の注意事項】 ・〇〇剤及び葉面散布肥量との混用は避ける。ミツバチに影響を及ぼすので注意する。</p> <p>※拡大解釈はせず、記載事項を遵守してください。</p> <p>【上記ラベルの注意点】 ① キャベツとブロッコリーの希釈倍数が異なるため、キャベツの散布液が余ったからといってブロッコリーにそのまま使用することはできません。 ② トマトには使えますがミニトマトには使えません。（直径3cm以下をミニトマトとしている。）</p>	作物名	適用病害虫	希釈倍数	使用時期	本剤及び〇〇（成分名）を含む総使用回数	使用方法	キャベツ	コナガ、アブラムシ類	1000倍	収穫30日前まで	3回以内	散布	ブロッコリー	コナガ	2000倍	収穫30日前まで	2回以内	散布	トマト	アブラムシ類	1000倍	収穫10日前まで	2回以内	散布	
作物名	適用病害虫	希釈倍数	使用時期	本剤及び〇〇（成分名）を含む総使用回数	使用方法																					
キャベツ	コナガ、アブラムシ類	1000倍	収穫30日前まで	3回以内	散布																					
ブロッコリー	コナガ	2000倍	収穫30日前まで	2回以内	散布																					
トマト	アブラムシ類	1000倍	収穫10日前まで	2回以内	散布																					


(No. 5) 農薬の使用【作業工程：栽培、重要度：必須】

規範項目	・農薬散布時における周辺作物への影響の回避（法令上の義務）																				
説明	・農薬は、適用作物以外に使用してはならないことが法令上義務付けられています。農薬を散布する際は、周辺作物への飛散防止対策（ドリフト低減対策）が必要です。																				
【取組内容】	<p>《飛散防止対策》</p>  <p>慣行ノズル ドリフト低減型ノズル</p> <p>《防除日誌の記載内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用年月日、使用ほ場、対象作物、農薬名、使用量・希釈倍数 <p>防除日誌</p> <p>作物名 ぶどう 氏名 青森野 正道</p> <p>品種 ○○○ 地番 2-3 面積 1.0a</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>月日</th> <th>対象病虫害</th> <th>薬剤名</th> <th>倍率・使用量</th> <th>メモ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4/15</td> <td>晩腐病</td> <td>○液剤</td> <td>250倍</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5/12</td> <td>フタテンヒメヨコバイ</td> <td>△△水和剤</td> <td>2000倍</td> <td>昨年より発生</td> </tr> <tr> <td>6/3</td> <td>灰色かび病</td> <td>××水和剤</td> <td>800倍</td> <td>早め</td> </tr> </tbody> </table>	月日	対象病虫害	薬剤名	倍率・使用量	メモ	4/15	晩腐病	○液剤	250倍		5/12	フタテンヒメヨコバイ	△△水和剤	2000倍	昨年より発生	6/3	灰色かび病	××水和剤	800倍	早め
月日	対象病虫害	薬剤名	倍率・使用量	メモ																	
4/15	晩腐病	○液剤	250倍																		
5/12	フタテンヒメヨコバイ	△△水和剤	2000倍	昨年より発生																	
6/3	灰色かび病	××水和剤	800倍	早め																	
1 散布に関する周知	<p>周辺の生産者や養蜂業者等に対し、事前に農薬使用の目的や散布時期、使う農薬の種類等についての情報提供を行うとともに、立て看板等を表示し、関係者以外の方が散布区域に立ち入らないよう注意しましょう。</p>																				
2 散布時の留意点	<p>(1) 病虫害の発生状況・発生予察情報を踏まえ、最小限の区域にとどめましょう。</p> <p>(2) 近隣に影響が少ない時間帯や風向き等に留意しましょう。</p> <p>(3) 農薬の形状（粒状等）や散布器具等に注意し、飛散防止に努めましょう。</p> <p>(4) 防風林や防風ネット等による農薬飛散防止に努めましょう。</p>																				
3 使用記録	<p>農薬散布の記録は必ず残しておきましょう。 （残留農薬問題が生じた時に検証が必要です）</p>																				

(No. 6) カドミウム濃度の低減対策【作業工程：栽培、重要度：必須】

規範項目	・過去の米穀や生産環境におけるカドミウムの情報を踏まえ、必要に応じて、たん水管理等の低減対策の実施
説明	・高濃度のカドミウムを含む米穀が生産される可能性がある地域においては、出穂前後3週間のたん水管理などによる、カドミウムの吸収抑制対策に取り組みましょう。
【取組内容】	<p>《カドミウムとは》</p> <p>全国の鉱物や土壤中に普遍的に存在する重金属です。鉱山の精錬所などの産業活動で排出されたカドミウムが大気や河川を經由し、一部地域の農地に蓄積したこと等によりカドミウムの高い米穀が生産される可能性の高い地域があります。</p>
1 湛水管理のポイント	<p>(1) 中干しの期間は7～10日前後とし、強度の中干しは実施しない。（土が湿り、足跡が付く程度）</p> <p>(2) 出穂3週間前から出穂3週間後までは、常に水が張られたたん水状態に管理しましょう。</p> <p>(3) 出穂後に用水不足が懸念される地域、又は乾燥しやすい気象条件下では、中干し・溝切り後は連続してたん水管理をしましょう。</p> <p>(4) 落水時期は、出穂後3週間以降を厳守しましょう。</p>
2 カドミウムの吸収抑制効果が不十分な場合	<p>カドミウムの濃度が十分低減されない場合は、翌年以降、米穀の栽培を中断し、土壌浄化対策としての植物浄化又は客土を実施しましょう。</p>

(No. 7) かび毒 (DON・NIV) 汚染の低減対策【作業工程：栽培・収穫、重要度：重要】

規範項目	・麦類の「かび毒」DON・NIV汚染低減対策の実施	
説 明	<p>・麦類の赤かび病は、かび毒を産出し、人の健康に悪影響（吐き気、腹痛、おう吐及びめまいなどを伴う急性中毒）を与えます。かび毒は加工・調製段階で除去することが難しいため、生産段階で汚染を防止しましょう。</p>	
【取組内容】	<p>1 抵抗性品種の選択 赤かび病抵抗性の比較的強い品種を選択しましょう。</p> <p>2 発病・まん延防止 (1) 前作の残さ等の排出、低速度での確実なすき込み、輪作など、耕種的な防除を行いましょう。 (2) 生育状況を的確に把握し、確実に適期防除に努めましょう。</p> <p>3 収穫及び保管の留意点 (1) 刈り遅れは、DON・NIVの産出を助長するため、適期刈取りに努めましょう。 (2) 赤かび病の発生が多いほ場や倒伏が見られたほ場では、かび毒汚染の可能性が非常に高いため、他の麦とは分けて収穫し、保管しましょう。 (3) 収穫した麦は長時間放置せず、通風などで速やかに乾燥させましょう。</p>	<p>《赤かびが産出するかび毒》 DON (デオキシニバレノール) NIV (ニバレノール)</p> <p style="text-align: center;">指針活用のための技術情報</p>  <p style="text-align: center;">平成20年12月 農林水産省消費・安全局</p>



(No. 8) 水の使用【作業工程：栽培・収穫・出荷、重要度：重要】


規範項目	・使用する水の水源（水道、井戸水、開放水路及びため池等）の確認と水源の汚染が分かった場合には用途に見合った改善策の実施	
説 明	<p>・ほ場等へのかん水や農薬散布等に使用する水も汚染源となります。使用する水の状態を科学的に把握しておきましょう。</p>	
【取組内容】	<p>1 水源の確認 (1) 用水路やため池等の地表水を使う場合は、家畜や野生動物のふん等で汚れていないか定期的に確認しましょう。（汚れている場合は、きれいになるまで使用しない。） (2) 農作物への汚染を防ぐため、農機具や収穫容器の洗浄には水道水等飲用可能な水を使いましょう。</p> <p>2 洗浄水の検査 (1) 農作物の洗浄など、農作物に直接触れる水は、水道水など飲料に適する水を使用しますが、井戸水等を使用する場合は、1年に1回水質検査を行いましょう。 (2) 洗浄水を運搬するタンクや洗浄水を噴霧する機器、洗浄後に農産物に付いた水を拭き取るタオル等は常に清潔に保ちましょう。</p>	<p>《県内の主な水質検査実施機関》</p> <p>一般社団法人青森県薬剤師会 衛生検査センター</p> <p>【平成30年7月～】 一般財団法人青森県薬剤師会 食と水の検査センター</p> <p>住所：青森市大字野木字山口 164-43 (青森中核工業団地内) 電話：017-762-3620 (代表) FAX：017-762-3660</p>

(No. 9) 肥料・培養液の使用【作業工程：土づくり、重要度：重要】


























規範項目	・堆肥を施用する場合には、病原性微生物による汚染の防止や外来雑草種子の殺滅のため、数日間、高温で発酵したものを施用	
説明	・未熟堆肥をほ場に施用することで、農作物の生育障害や病原性微生物による汚染、堆肥中に存在する外来雑草種子の発芽や繁茂を招く可能性があるため、堆肥を施用する場合は、十分発酵した完熟堆肥を用いましょう。	
【取組内容】	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 60%;"> <p>1 完熟堆肥の製造</p> <p>(1) 病原性微生物を死滅させるため、堆肥は3回程度切り返し、60℃以上で14日間発酵処理してください。また、熟成期間も十分に取らしましょう。</p> <p>(2) 良質な堆肥の目安は、堆積しても温度上昇がなく、悪臭もなく、こまつな種子が良好に発芽します。</p> <p>(3) 堆肥の生産場所と野菜などの生産場所は切り離すなど、堆肥が直接又は間接に野菜等に触れないようにしましょう。</p> <p>2 堆肥入手時の留意点</p> <p>(1) 堆肥は、県への届出があり、原料、成分等が表示されているものを使用しましょう。</p> <p>(2) 完熟堆肥とは、発酵を終えた堆肥であり、何年も野ざらしにしたものではありません。</p> </div> <div style="width: 35%; text-align: center;">  <p>畜産農家と耕種農家が連携して上手に堆肥を活用するための協議会ができました</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>堆肥のサポート 堆肥の施設事例</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>良質堆肥情報 堆肥展示会</p> </div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※（一社）青森県畜産協会HP（P52）のアドレスから参照に「堆肥づくりの基本」や「技術事例」が記載されています。</p> </div> </div> </div>	

(No. 10) 肥料・培養液の使用【作業工程：栽培・収穫・出荷、重要度：重要】

規範項目	・養液栽培の場合は、培養液の汚染の防止に必要な対策の実施	
説明	・養液栽培で使用する水による汚染防止のため、水源の水質を確認しましょう。また、養液は定期的に取り替えるか、再利用する場合は微生物や化学物質の汚染を最小限にするような処理を徹底しましょう。	
【取組内容】	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 60%;"> <p>1 水源・養液等の確認</p> <p>(1) 水源（再利用かんがい水、井戸水、開放水、貯水池、河川、湖及び農場池等）の水質検査を実施し、水の汚染が確認された場合は改善措置が必要です。</p> <p>(2) 養液栽培で使用される水は定期的に取り替えるか、再利用の場合は、培養液殺菌装置（熱、紫外線、オゾン、緩速ろ過装置など）を導入するなどの対策を取りましょう。</p> <p>2 養液栽培の機械・資材</p> <p>(1) 機材等は定期的に保守点検・清掃し、栽培終了後は洗浄・消毒を行いましょう。</p> <p>(2) 農産物に接触する機器及び容器の素材は、毒性のないものである必要があります。</p> </div> <div style="width: 35%;"> <p>《水源を確認》</p> <p>水源の近くに水質の汚染源となる物がないか確認し、ある場合は、適正に処理しましょう。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">野ざらしの肥料と農薬の空容器等</p> </div> </div>	

規範項目 ・ 作業者の衛生管理の実施	
説 明	<p>・ 栽培から出荷にかけて、作業者が農産物を汚染することを避けるため、作業者の健康及び衛生管理に注意しましょう。特に生食（野菜や果樹）の出荷時には衛生管理には注意が必要です。</p>
<p>【取組内容】</p> <p>1 収穫・調製作業時の留意点</p> <p>(1) 体調不良時、特に食中毒等の経口感染する疾病が疑われる場合、作業は中止しましょう。</p> <p>(2) 爪は短く清潔にし、傷口がある場合は、ばんそうこうと手袋で覆い、傷口が農作物に直接触れないようにしましょう。</p> <p>(3) 農薬や肥料で汚れた衣服での収穫や調製作業をやめましょう。</p> <p>(4) 収穫・調製作業時は、衛生帽、マスク、エプロン及び専用の手袋などを着用しましょう。</p> <p>(5) 調製作業場では、長靴などの履物や手袋等は清潔なものを使用しましょう。</p> <p>(6) 調製作業場では、飲食や喫煙はやめましょう。</p> <p>(7) 作業時は、装飾品（指輪等）を身に着けないようにしましょう。</p> <p>(8) トイレ、手洗い場には清潔な水・石けん・タオル類を常備し、正しい手洗い方法を表示し、表示に従って手を洗いましょう。</p> <p>2 衛生管理ルールの掲示</p> <p>(1) 「衛生管理ルール」を作り、作業者全員が内容を確認できるよう、目立つ場所にポスターや張り紙等で掲示し、作業者全員にルールを徹底させましょう。</p> <p>(2) 収穫・調製施設への訪問者（視察団体、輸送業者等）にも衛生上のルールを守らせましょう。</p> <p>※「衛生管理ルールとは」 作業者の健康管理と衛生管理、手洗いの励行（始業時、トイレ使用后、食後等）、服装、履物や手袋等を清潔に保つ、外傷の被覆及び部外者・訪問者への対応などをルール化したものです。</p>	<p>《農産物汚染による食中毒発生事例》</p> <p>① 腸管出血性大腸菌 激しい腹痛、下痢、下血などを起こす食中毒で0157等があり、加熱不足の肉などが原因となりやすいが、生鮮野菜が原因となる場合もあります。</p> <p>【食中毒事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2006年、米国で腸管出血性大腸菌に汚染されたサラダ用ほうれんそうによる集団食中毒（患者205名、死者3名） ・2011年、欧州で腸管出血性大腸菌に汚染されたスプラウトによる集団食中毒 <p>② サルモネラ属菌 動物の腸管や川や下水などに広く分布し、おう吐、腹痛、下痢、発熱などを起こし、海外では生食用野菜が汚染源となるケースも見られています。</p> <p>《衛生管理の徹底の必要性》 食中毒事件が起きると、消費者の健康に害を及ぼすだけでなく、原因と疑われる食品への信頼が失われ、経済的に大きな損失が出る可能性がありますので、十分注意しましょう。</p>
	 <p>衛生的な服装での作業</p>

(No. 12) 作業者の衛生管理【作業工程：栽培・収穫・出荷、重要度：推奨】

規範項目	・ほ場や施設から通える場所での手洗い設備やトイレ設備の確保と衛生管理の実施																	
説明	・栽培から出荷に関わる作業者が衛生的な状態を保てるよう、ほ場や施設の近くに手洗い設備やトイレ設備を整備しましょう。また、その設備を衛生的に管理しましょう。																	
【取組内容】	<p>1 トイレ・手洗い施設の留意点</p> <p>(1) 作業者が利用しやすい場所に設置しましょう。</p> <p>(2) 定期的に清掃するなど、常に衛生的な状態を保ちましょう。</p> <p>(3) 農作物を扱う施設等に菌などを持ち込まないため、トイレには専用の履物を用意しましょう。</p> <p>(4) 昆虫などの侵入防止対策を講じましょう。</p> <p>(5) 汚水が周辺環境に漏出しないようにしましょう。</p>	<p>《正しい手洗いの仕方》</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>時計や指輪などを外し、流水で汚れを簡単に洗い流す。</td> <td></td> <td>爪の間も十分に洗う。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>せっけんをつけて十分に泡立てる。</td> <td></td> <td>親指は、反対側の手でねじるようにして洗う。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>手のひらをあわせ良くこすった後、手のひらと手の甲をあわせ良くこする。</td> <td></td> <td>手首も、反対側の手でねじるようにして洗う。蛇口をせっけんで洗い流す。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>両手を組むようにして、指の間を良く洗う。</td> <td></td> <td>流水でせっけんと汚れを十分に洗い流す。最後に清潔なタオルで水気をふく。</td> </tr> </table>		時計や指輪などを外し、流水で汚れを簡単に洗い流す。		爪の間も十分に洗う。		せっけんをつけて十分に泡立てる。		親指は、反対側の手でねじるようにして洗う。		手のひらをあわせ良くこすった後、手のひらと手の甲をあわせ良くこする。		手首も、反対側の手でねじるようにして洗う。蛇口をせっけんで洗い流す。		両手を組むようにして、指の間を良く洗う。		流水でせっけんと汚れを十分に洗い流す。最後に清潔なタオルで水気をふく。
	時計や指輪などを外し、流水で汚れを簡単に洗い流す。		爪の間も十分に洗う。															
	せっけんをつけて十分に泡立てる。		親指は、反対側の手でねじるようにして洗う。															
	手のひらをあわせ良くこすった後、手のひらと手の甲をあわせ良くこする。		手首も、反対側の手でねじるようにして洗う。蛇口をせっけんで洗い流す。															
	両手を組むようにして、指の間を良く洗う。		流水でせっけんと汚れを十分に洗い流す。最後に清潔なタオルで水気をふく。															
	りんご園近くのトイレ⇒																	



(No. 13) 機械・施設・容器等の衛生管理【作業工程：収穫・出荷、重要度：重要】

規範項目	・トラクター等の農機具や収穫・調製・運搬に使用する器具等の衛生的な保管、取扱い及び洗浄											
説明	・農機具等が農作物の汚染源にならないよう、定期的に点検、洗浄、消毒等を行い衛生的に管理しましょう。											
【取組内容】	<p>1 農機具や収穫容器、資材の管理</p> <p>(1) はさみやナイフなどは、定期的に洗浄・消毒し、作業場への持ち運びは専用の箱等に入れましょう。また、使用後は、決められた場所に保管しましょう。</p> <p>(2) トラクター等の農機具や容器は、使用後に十分な洗浄や消毒を行いましょう。</p> <p>(3) 収穫用コンテナ等は、農作物以外の用途（農薬・肥料の運搬等）には使用してはいけません。やむを得ず使用した場合は十分に洗浄・消毒をしましょう。</p> <p>(4) 農機具類は常に手入れし、本来の機能性を維持しましょう。</p> <p>2 出荷時の留意点</p> <p>収穫用コンテナ等（スポンジ含む）は、直接地面に触れないようにしましょう。また、農作物にチリやホコリがかからないように積み重ねたコンテナ等の最上部にはカバーをしましょう。</p> <p>3 出荷容器の廃棄</p> <p>衛生的に保つことが困難になった容器は廃棄又は農業生産に関係ない場所で活用しましょう。</p>	<p>《衛生的な保管、取扱いの事例》</p> <p>【×悪い事例】</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>地べたに置かれたコンテナと収穫かごの不適切使用</p> <p>【○良い事例】</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>左上: コンテナ保管</td> </tr> <tr> <td></td> <td>左中: コンテナ洗浄</td> </tr> <tr> <td></td> <td>左下: 農機具洗浄</td> </tr> <tr> <td></td> <td>下: パレット上のコンテナ</td> </tr> </table>				左上: コンテナ保管		左中: コンテナ洗浄		左下: 農機具洗浄		下: パレット上のコンテナ
												
	左上: コンテナ保管											
	左中: コンテナ洗浄											
	左下: 農機具洗浄											
	下: パレット上のコンテナ											

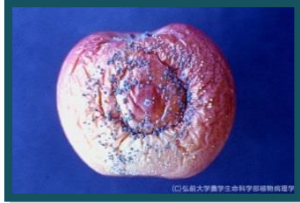

(No. 14) 機械・施設・容器等の衛生管理【作業工程：栽培・収穫・出荷、重要度：重要】

規範項目	・栽培施設や調製・出荷施設、貯蔵施設の適切な内部構造の確保と衛生管理の実施	
説 明	・栽培施設内への有害生物の侵入は農作物への汚染リスクを高めることから、栽培施設や出荷・調製施設、貯蔵施設への有害生物の侵入や生息ができないよう必要な対策を取りましょう。	
【取組内容】	<p>1 施設内の生物侵入防止</p> <p>(1) 侵入できそうな穴などは塞ぎ、窓や換気扇には網戸を付けるなどして、生物（虫、野鳥、野生動物、ペット等）の侵入を防ぎましょう。</p> <p>(2) 施設内に生物の侵入が判明した場合には、直ちに排除しましょう。（アライグマ等は市町村に相談し、適切に対応しましょう。）</p> <p>(3) 生物の餌になり得るものは、蓋付きの容器に入れて保管しましょう。</p> <p>2 施設内の整理・整頓</p> <p>(1) 農薬や肥料、廃棄物等は農作物を扱う施設とは別の場所で適正に保管しましょう。</p> <p>(2) 食品を扱う施設は、耐久性の高い材料で堅固に建てられ、保守・清掃が容易で、必要に応じて消毒可能なことが理想的です。</p> <p>(3) 施設内の農作物と接触する機器及び容器は、定期的に清掃し、衛生的な状態に保ちましょう。</p> <p>(4) 適切な明るさを確保し、衛生的な作業をしましょう。</p>	<p>《調製施設等の整理・整頓》</p> <p>【×悪い事例】</p>  <p>乱雑な調製台等</p> <p>【○良い事例】</p>  <p>整理整頓された状態</p> <p>《調製施設等の整理・整頓》</p> <p>①整理：必要ないものは捨てる。 ②整頓：保管場所を決め、使用後はその場所に保管する。 ③清掃：常に清掃し、清潔に保つ。 ④清潔：①～③で良好な状態を維持。 ⑤習慣：習慣付ける。</p>

(No. 15) 機械・施設・容器等の衛生管理【作業工程：収穫・出荷、重要度：重要】

規範項目	・安全で清潔な包装容器の使用	
説 明	・生産した農作物を入れる包装容器や資材は、有害生物や化学物質による汚染により悪影響を与えない清潔なものを選択するとともに、清潔な場所に保管しましょう。	
【取組内容】	<p>1 包装容器の保管</p> <p>(1) 出荷用のコンテナや段ボール箱等は、農薬や肥料等と一緒に場所に保管しないようにしましょう。</p> <p>(2) 包装容器は、堆肥やその原料、廃棄物、動物や虫の排せつ物等に汚染されない場所に保管しましょう。</p> <p>(3) 保管場所では、ハエ、ゴキブリ等の殺虫剤を使用しないようにしましょう。</p> <p>2 包装容器の運搬</p> <p>包装容器を汚さないよう、清潔なトラック等で輸送しましょう。（衛生面に注意を払いましょう。）</p> <p>3 包装容器からの汚染防止</p> <p>通いコンテナ等は適時適切に洗浄しましょう。</p>	<p>《包装資材の保管状況》</p> <p>【×悪い事例】</p>  <p>段ボール脇に農薬・肥料を保管</p> <p>【○良い事例】</p>  <p>パレットの上にシートで覆われた段ボール</p>

(No. 16) りんごのかび毒汚染の低減対策【作業工程：収穫・出荷、重要度：推奨】

規範項目	・りんごにおけるかび毒（パツリン）汚染の低減対策の実施	
説明	<p>・パツリンは、りんごの果実等で増殖する青かびの一種のかび毒で、人への毒性が強いことが知られています。特にりんご果汁でリスクが増加することから、りんごジュースを製造する場合は、パツリンによる汚染防止対策を徹底しましょう。</p>	
【取組内容】	<p>1 パツリンの影響</p> <p>(1) 収穫時は、りんごに「土」や「傷」が付かないよう、丁寧な収穫、運搬を心がけましょう。</p> <p>(2) 選果段階では傷や腐敗果の選別を徹底しましょう。</p> <p>(3) 搾汁前にはりんごを丁寧に洗浄しましょう。</p> <p>2 かび毒「パツリン」について</p> <p>平成15年11月の食品衛生法改正により、りんご果汁（縮果汁含む）及び原料りんご果汁の成分規格として「パツリンの含有量が0.050ppmを超えるものであってはならない」と設定され、平成16年6月から施行されています。</p>	<p>《パツリンの被害果実》</p>  <p>りんごに繁殖した青かび</p> <p>《パツリン汚染の防止》</p>  <p>腐敗果の選別</p>

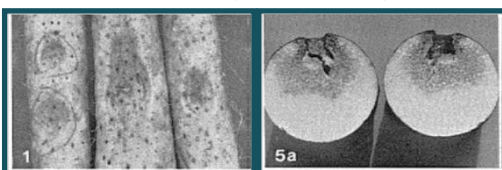
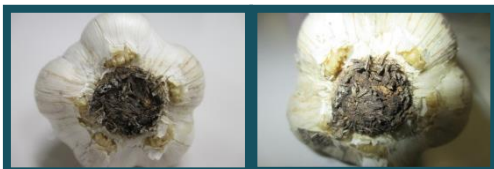
(No. 17) 収穫以降の農産物の管理【作業工程：収穫・出荷、重要度：必須】

規範項目	・米穀・麦の清潔で衛生的な取扱い（法令上の義務）	
説明	<p>・販売する米穀や麦などの農産物は、食品衛生法(平成22年法律第233号)に基づき、清潔で衛生的な取扱いが義務づけられており、乾燥・調製・貯蔵中のかび発生や異物混入等の防止など、十分な品質管理と衛生管理を徹底しましょう。</p>	
【取組内容】	<p>1 米穀の保管</p> <p>ヤケ米（発酵による着色粒）の発生を防ぐため、高水分のもみを収穫した場合は、長時間放置せず適正な水分含量(14.5～15%)まで速やかに乾燥し保管しましょう。</p> <p>2 麦の保管</p> <p>(1) 収穫前に、ほ場で穂発芽の有無を確認し、確認された場合は、刈り分け等により混入を防ぎましょう。</p> <p>(2) 乾燥調製施設では、毎日定時に穀温を監視・記録し、穀温上昇の兆候が見られる場合は、直ちに貯蔵サイロ等ごとに全量ローテーションを実施しましょう。</p> <p>3 乾燥調製施設等の衛生管理</p> <p>(1) 乾燥調製や貯蔵のための建物や設備は、使用前、使用後に定期的に清掃しましょう。</p> <p>(2) 貯蔵倉庫内は、通風・換気しましょう。</p> <p>(3) 出荷時に、かびの生育や害虫の増殖などがいないか確認し、異常があった場合は保健所に相談しましょう。</p> <p>(4) 建物内外の整備・清掃と野生動物等の侵入を防ぐための対策（粘着シートの設置等）を徹底しましょう。</p>	<p>《米のかび汚染防止のための管理ガイドライン》</p> <p>平成24年2月、農林水産省では、米の生産調製と貯蔵を行う生産者向けに、乾燥調製と貯蔵段階で米にかびを発生させないための具体的な取組を定め、自らの取組をチェックできるチェックシートを定めています。</p> <p>(チェックシートは以下のURLから)</p> <p>http://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/risk_analysis/priority/kabidoku/pdf/120229_guide_linehp.pdf</p>

(No. 18) 収穫以降の農産物の管理【作業工程：収穫・出荷、重要度：重要】

規範項目 ・ 収穫・乾燥調製時の異種穀粒・異物混入を防止する対策の実施	
説 明	・ 異品種や異物の混入は農産物の商品価値を大きく低下させ、生産者の経済的損失や産地としての信用を失うことにもつながりますので、防止対策は徹底しましょう。
<p>【取組内容】</p> <p>1 異種穀粒の混入防止</p> <p>(1) 収穫時期が異なる品種については、コンバインや乾燥・調製施設に残留した収穫物の除去・清掃を徹底し、異品種混入のリスクを最小限に抑えましょう。</p> <p>(2) ほ場、品種ごとに計画的に収穫・搬入しましょう。</p> <p>(3) 倒伏等により発芽粒、未熟粒等が見られるものは、荷受けしないか、別扱いの処理を行いましょう。</p> <p>(4) 品種ごとに施設の荷受け日を指定するなど、計画的な収穫・搬入を進め、品種の切り替え時には乾燥機等の清掃を徹底しましょう。</p> <p>(5) 作業記録の徹底により、万が一の場合、原因究明ができるようにしましょう。</p> <p>2 異物混入の防止</p> <p>(1) コンバイン等による収穫前に、ほ場内に空き瓶や金属片がないか確認しましょう。</p> <p>(2) 調製施設では、照明用の電球などが破損して農作物に混入する可能性があるため、適切な対応を取りましょう。</p>	<p>《異物混入防止対策の事例》</p> <p>【割れても飛散しにくい蛍光灯】</p>  

(No. 19) 収穫以降の農産物の管理【作業工程：収穫・出荷、重要度：重要】

規範項目 ・ 貯蔵・輸送時の適切な温度管理の実施	
説 明	・ 野菜・果実等は、鮮度の低下とともに有害な病原性微生物の増加につながるため、貯蔵や輸送時には適切な温度管理を行いましょう。
<p>【取組内容】</p> <p>1 冷蔵貯蔵施設での保管</p> <p>(1) 収穫後の生産果実・野菜は、被害果・腐敗果を取り除き、速やかに低温に保ちましょう。</p> <p>(2) 冷蔵貯蔵施設は常に清潔かつ衛生的に保ち、冷却システムからの凝縮水などは農作物にたれ落ちないようにしましょう。</p> <p>2 輸送車両による運搬</p> <p>(1) 農作物の輸送は、温度が上昇しないよう、適切な温度に保つことが可能な車両や容器を用いましょう。</p> <p>(2) 輸送用の機器とコンテナは、農作物を汚染しないものを使用しましょう。</p> <p>(3) 生鮮農産物を運搬する車両（軽トラック等）は、定期的に清掃し、衛生面や安全面に留意しましょう。</p>	<p>《冷蔵庫による障害事例》</p> <p>【ながいも】冷蔵温度 2℃で発生するピシム菌による障害</p>  <p>【にんにく】貯蔵・輸送中の温度管理の失敗による障害</p> 

(No. 20) 収穫以降の農産物の管理【作業工程：収穫・出荷、重要度：重要】

規範項目 ・ 収穫・調製・選別時の汚染や異物混入を防止する対策の実施

説明 ・ 野菜や果実の生鮮農産物の収穫・調製・選別時において、使用する器具や作業員等が汚染や異物混入源となる場合があるので注意しましょう。

【取組内容】

1 汚染や異物混入の防止

- (1) 化学物質、病原菌、異物、ペット、野生動物等のリスク要因を現場に持ち込まない管理をしましょう。
- (2) 病原菌を増殖させないよう、衛生的な環境整備を心がけましょう。
- (3) 侵入もしくは持ち込まれたリスク要因は、取り除くか、取り除けない場合は廃棄しましょう。

2 作業場の留意点

- (1) 農産物の周辺では、飲食や喫煙など、農作物の汚染や異物混入の原因となる行動はやめましょう。
- (2) ハエ、ゴキブリ等の衛生害虫用殺虫剤の使用は、農作物、作業台、容器等の周辺ではやめましょう。
- (3) 農作物が直接触れる作業台は、作業前後必ず清掃しましょう。

3 汚染・異物混入防止対策

- (1) 危害防止ルールを作り、作業員全員に説明し、内容等が確認できるよう、目立つ場所にポスター・張り紙などで掲示しましょう。
- (2) 農作物の最終洗浄には、水道水や飲料に適した水を使用することが望ましいです。

《異物混入等対策事例》



針を使わないカットシーター




カッターを取り外した選別機

《汚染や異物混入のリスク要因》



危害要因	化学物質	病原菌等	異物
汚染や異物混入源の例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農薬(殺虫剤、殺菌剤、除草剤)、土壌消毒剤等 ・ 土壌改良剤 ・ 化学薬品、化学肥料 ・ 油など 	<ul style="list-style-type: none"> ・ O-157 等 ・ サルモネラ等食中毒菌 ・ 病原性微生物 ・ かび毒 (赤かび病) ・ 害虫など 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 刃物 ・ プラスチック、ガラス片、金属片(ホチキス、釘等) ・ アクセサリー ・ 砂・毛髪など
汚染や異物混入が起こる原因例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の配置 ・ 作業員 ・ 使用薬品や器具類の不適切な管理 ・ 土壌等の事前分析など 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ふん尿 ・ 有機肥料 ・ 水 ・ 作業員 ・ 病害虫 ・ 野生動物 (鳥類、ねずみ等)、ペット (犬、猫等)、家畜など 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 作業員の身なり ・ 作業員の持ち込みや片付け ・ 不測の事故など

(2) 環境保全

(No. 21) 農薬による環境負荷の低減対策【作業工程：栽培、重要度：重要】

規範項目	・ 農薬の使用残が発生しないように必要な量をひょう量して散布液を調製	
説明	・ 環境負荷を低減するため、表示されている単位面積当たりの使用量と農薬を使用する農地の面積から必要な量だけひょう量して散布液を調製しましょう。	
【取組内容】	<p>1 農薬ひょう量時の留意点</p> <p>(1) ほ場ごとに必要な散布量を決め、薬液が残らないよう散布液を調製しましょう。</p> <p>(2) 農薬ラベルの記載内容どおりに希釈するには、計量カップや台ばかりなどの計量器（定期的に校正が必要）を使用し、農作物や用水路・河川から離れた平らな場所で計量しましょう。</p> <p>(3) 計量容器には「農薬専用」と注意書きし、計量カップのすすぎ水は希釈用の水として使用しましょう。</p> <p>2 農薬の散布</p> <p>農薬は均一に散布し、調製した散布液が残らないようにしましょう。</p>	<p>《専用の計量カップ》</p> 

(No. 22) 農薬による環境負荷の低減対策【作業工程：植付け・栽培、重要度：必須】



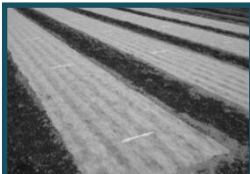

規範項目	・ 水田代かき後の濁水や農薬流出を防止する対策の実施	
説明	・ 水田の代かき後の濁水の流出は、作土層や肥効成分の流出につながり、下流では濁りや富栄養化等の原因となるため、流出防止に努めましょう。また、農薬使用時は、止水やたん水状態を保ち、農薬の流出を防ぎましょう。	
【取組内容】	<p>1 代かき後の濁水対策（地理的条件を考慮）</p> <p>(1) 水田からの排水を最小限にするため、浅水の状態ですぐに代かきを実施しましょう。</p> <p>(2) 畦畔や水尻からの漏水を防ぐため、入水前の点検及び補強・管理を行いましょ。</p> <p>(3) 肥料成分の流出を軽減するため、効率的な施肥法（肥効調節型肥料、側条施肥等）を活用しましょう。</p> <p>2 農薬流出対策</p> <p>(1) 水田で除草剤などの農薬を使用するときは、農薬のラベルに記載されている止水に関する注意事項を確認するとともに、7日間止水期間としましょう。</p> <p>(2) 除草剤などの農薬使用後2日以内に大雨が予想される場合は、農薬の流出が考えられるため、使用は避けましょう。</p>	 <p style="text-align: center;">水田の代かき</p>  <p style="text-align: center;">水田の止水</p>

(No. 23) 農薬による環境負荷の低減対策

【作業工程：土づくり・苗づくり・植付け・栽培、重要度：推奨】

規範項目	・病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくり
説 明	・周辺環境への負荷を軽減するため、農薬での病害虫・雑草防除の前に、作物の栽培方法全体を見渡し、病害虫等が発生しにくい栽培環境を作りましょう。
【取組内容】	
1 病害虫のほ場への飛込み防止	
	<p>(1) ほ場周辺の雑草の刈取りや、リンゴ赤星病の発生源となるビャクシン類等の中間宿主の除去、施設の開口部に防虫ネットの展張等を行いましょ。</p> <p>(2) 病害虫の発生源となる可能性のある水田の取り置き苗や施設内の観賞用鉢花などは処分しましょ。</p>
2 病害虫の発生防止	
	<p>(1) 病害の発生しやすいほ場では、抵抗性品種を選定しましょ。</p> <p>(2) 土壌病害やセンチュウなどの発生が懸念されるほ場では、輪作体系や、必要に応じて土壌消毒を実施し、ほ場の土を持ち出さないよう履物や農機具の洗浄を十分に行いましょ。</p> <p>(3) 過剰な施肥は、病害虫発生を助長し、環境への負荷を増大させるため、行わないよう留意しましょ。</p>
	 <p>ウイルス伝播を防ぐ防虫ネット</p>  <p>赤星病等の発生源のビャクシン</p>

(No. 24) 農薬による環境負荷の低減対策【作業工程：苗づくり・植付け・栽培、重要度：推奨】

規範項目	・発生予察情報の利用などにより病害虫の発生状況を把握した上での防除の実施や農薬と他の防除手段を組み合わせた防除の実施
説 明	・化学合成農薬は、生態系への負荷や農薬耐性を高めるため、病害虫が発生しにくい栽培環境づくりに努めましょ。
【取組内容】	
1 発生予察情報の把握	
	<p>(1) ほ場内の観察、トラップや粘着板の設置により、病害虫の発生状況を把握し、防除時期を逃さないようにしましょ。ただし、発生状況を把握してから被害のまん延を防げない病害虫は計画的に防除しましょ。</p> <p>(2) 青森県病害虫防除所がアップルネットで発表する発生予察情報や、農業普及振興室や農協などの指導機関から情報を入手し、防除時期を判断しましょ。</p>
2 防除の留意点	
	<p>防除が必要な場合は、「農作物病害虫防除指針」や県及び農協の防除暦を参考にし、農業普及振興室や農協などアドバイスに基づき適切な防除を行いましょ。</p> <p>※「農作物病害虫防除指針」は、(公社)青森県植物防疫協会（電話 017-775-1164）から購入できます。</p>
	<p>《生物的防除事例》</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>天敵殺虫剤の散布</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>コンフェザールRの設置</p> </div> </div> <p>《物理的防除事例》</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>べたがけ栽培</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>防虫ネットの設置</p> </div> </div>

(No. 25) 農薬による環境負荷の低減対策【作業工程：栽培、重要度：重要】

規範項目	・ 農薬散布時における周辺住民等への影響の回避
説明	・ 住宅地に近接する農地において農薬を使用するときは、農薬の飛散により住民や子ども等に健康被害が生じないように、事前の周知や飛散防止対策を実施しましょう。

【取組内容】

1 事前周知

農薬を散布する場合は、事前に周辺住民に対して、農薬使用の目的、散布日時、使用農薬の種類について、十分な時間的余裕をもって幅広く周知に努めましょう。

特に、農薬散布区域の近隣に学校、通学路等がある場合には、学校や保護者等への周知を図り、通学や通勤時間帯の散布は行わないようにしましょう。

また、近くに化学物質に敏感な人が住んでいることを把握している場合は、特段の配慮をしましょう。

2 散布時期

農薬散布は、無風又は風が弱いときに行うなど、近隣に影響が少ない天候の日や時間帯を選び、風向き、ノズルの向き等に注意するとともに、粒剤等の飛散が少ない形状の農薬を使用したり、飛散を抑制するノズルを使用するなど、農薬の飛散防止に最大限配慮しましょう。

3 散布記録

農薬使用者は、農薬を使用した日、場所及び対象作物、使用した農薬の種類又は名称並びに使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍数等を記録し、一定期間保管しましょう。

4 散布回数の低減

病害虫に強い作物や品種の選定、病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくり、人手による害虫の捕殺、防虫網の活用等により、農薬の使用回数及び量を削減しましょう。



農薬飛散による被害の発生を防ぐために

学校、保育所、病院、公園等の公共施設、街路樹、住宅地とこれに近接する土地、住宅地に近接する森林等（以下「公園等」と称します）、及び住宅地に隣接した家庭菜園・市民農園を含む農地の管理にあたっては、農薬の飛散を原因とする、住民や子ども等への健康被害が生じないように、できるだけ農薬を使用しない管理を心がけましょう。また、農薬を散布せざるを得ない場合でも、農薬の飛散防止に努めるなど、十分な配慮をしましょう。

注：農薬には、作物や樹木に発生する病害虫の防除を目的に散布するものの他に、ガーデニングや家庭菜園用のスプレー式の殺虫剤や殺菌剤、芝生の雑草対策で使用される除草剤なども含まれます。

農薬を使用する場合に守るべきこと

飛散しない農薬を選ぶ
誘引、塗布、樹幹注入や粒剤など、飛散の少ない農薬を活用しましょう。やむを得ず農薬を散布する場合は、害虫の発生箇所だけに散布する等、最小限の区域の散布に努めましょう。


農薬の飛散防止に最大限の配慮をしよう
農薬の散布は、風が無風か強いときに行うなど、天候や時間帯を選んで行いましょう。特に、近くに学校・通学路がある場合は子どもに影響の出ないよう注意しましょう。粒剤等飛散が少ない農薬や、飛散を抑制するノズルを使用したり、動力噴霧器の圧力を上げすぎないなど農薬の飛散防止を行うとともに、散布作業中は、風向きやノズルの向き等に注意しましょう。

農薬はラベルに記載された内容に従って使おう
農薬取締法に基づいて登録された、対象の植物に適用のある農薬を、ラベルに記載された使用方法及び使用上の注意事項を守って使用しましょう。

農薬の種類	登録作物	登録薬剤	登録薬剤	登録薬剤	登録薬剤	登録薬剤
殺虫剤	アザミヤガ	アザミヤガ	アザミヤガ	アザミヤガ	アザミヤガ	アザミヤガ
殺菌剤	アザミヤガ	アザミヤガ	アザミヤガ	アザミヤガ	アザミヤガ	アザミヤガ
殺草剤	アザミヤガ	アザミヤガ	アザミヤガ	アザミヤガ	アザミヤガ	アザミヤガ

事前に十分な周知を行おう
農薬を散布する場合は、事前に周辺に住んでいる方へ十分な周知を行いましょう。周知内容には、農薬を使用する目的、散布日時、使用農薬の種類を含めましょう。近隣に学校・通学路がある場合は、学校や保護者等にも連絡しましょう。













(No. 26) 農薬による環境負荷の低減対策【作業工程：土づくり、重要度：重要】



規範項目	・ 土壌くん蒸剤等被覆を要する農薬の揮散防止対策	
説明	・ 土壌くん蒸剤を使用するときは、薬剤が揮散して周辺環境や人畜に影響を与えないように、表示された使用上の注意事項に従うとともに、風向きなどに十分注意し、被覆を完全に行うなど必要な措置を講ずるよう努めましょう。	
<p>【取組内容】</p> <p>1 作業上の留意点</p> <p>(1) 使用時の風向き 土壌くん蒸剤は、ガス化すると風に流されるため、風の向きに十分に注意しましょう。また、人家や畜舎等に近接する農地での使用を避けるとともに、人家や畜舎等の近郊では、それらが風下になる場合は作業を一時中断しましょう。</p> <p>(2) 防護服の着用 土壌くん蒸剤は刺激性や毒性が強いガスが発生することから、作業は、防護マスクや防護メガネ、ゴム長靴、防護衣等を着けて行いましょう。</p> <p>(3) 作業の実施 処理作業は、気温・地温の低い午前中か夕方に行いましょう。 使用後は、直ちにポリエチレンフィルム等（厚さ0.03mm以上の厚めのもの、難透過性のもの）で被覆するなど、揮散防止のための必要な措置を講じましょう。 特に、揮散したガスは低地にたまりやすいため、農地近郊の低位置に人家や畜舎等がある場合は使用してはいけません。 また、降雨等により地下水や河川等に流入するおそれのある場合も使用してはいけません。</p> <p>(4) 空き容器の処理 使用済みの空き容器等は、周囲に影響を及ぼさないよう適切に処分しましょう。 また、トラック等で薬剤を運搬する場合は、薬剤が脱落しないよう確実に固定して積載しましょう。</p>	<p>《クロルピクリン使用事例》</p>  <p>消毒後の被覆</p> <p>《応急処置の方法》 クロルピクリン工業会 HP より</p> <p>【眼に入った場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 直ちに多量の水で15分以上洗眼し、速やかに医師の手当を受けてください。 ・ 洗眼の際は、まぶたの隅々まで水がいきわたるようにしてください。 <p>【皮膚に付着した場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 直ちに付着または接触部を多量の水や石けんで十分洗い流します。 ・ 汚染された衣服や靴は速やかに脱がせ、医師の手当を受けてください。 <p>【吸入した場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 直ちに患者を毛布にくるんで安静にさせ、新鮮な空気の場所に移し、速やかに医師の手当を受けてください。 ・ 呼吸が停止している時はただちに人工呼吸を行ってください。 ・ 呼吸困難な時は酸素吸入を行ってください。 	



(No. 27) 肥料による環境負荷の低減対策【作業工程：土づくり、重要度：重要】

<p>規範項目</p>	<p>・ 土壌診断の結果を踏まえた肥料の適正な施用や、県の施肥基準やJAの栽培暦等で示している施肥量、施肥方法等に即した施肥の実施</p>
<p>説明</p>	<p>・ 農作物への過剰施肥は、土壌養分バランスを悪化させ、農作物の収量や品質の低下や生産コストの増加を招くとともに、河川・地下水などの環境汚染の原因となるため、土壌診断の結果等を踏まえた、適正な施肥を実施しましょう。</p>
<p>【取組内容】</p> <p>1 土壌診断に基づく適正施肥 農作物への施肥は、土壌診断に基づき適正に行いましょう。</p> <p>2 環境負荷軽減のための施肥技術の積極的な利用</p> <p>(1) 局所施肥の実施 肥料効率が良く、施肥量の削減が可能で、土壌への負荷軽減や省力化、コスト低減が期待できます。</p> <p>(2) 肥効調節型肥料の利用 作物の肥料吸収特性を踏まえることで、肥料成分の環境中への溶脱・流亡を抑えることが可能です。</p> <p>(3) 施設の土耕栽培では、液肥と点滴チューブを用いて必要な時期に必要な養分を与える「養液土耕法」があります。</p> <p>3 土壌診断結果の活用</p> <p>(1) 診断の結果、塩類濃度が高く、塩類濃度障害のおそれがある場合、たん水処理による改善は地下水汚染の原因となるため、ソルゴー等のクリーニングクロップの作付けや客土などによる改善を検討しましょう。</p> <p>(2) 土壌診断結果や施肥基準を有効に活用するため、農業普及振興室や農協などの指導機関からアドバイスを受けましょう。</p>	<p>《肥料溶脱による地下水汚染フロー》</p>

(No. 28) 土壌の管理 【作業工程：土づくり、重要度：重要】

規範項目	・堆肥等の有機物の施用等による適切な土壌管理の実施																							
説 明	<p>・堆肥等の有機物は、土壌の性質を良好に保ち、養分を作物等に持続的に供給するなど、農地や土壌が持つ環境保全機能の維持に重要な役割を果たしており、循環型社会の形成にも資することから、積極的な活用による土づくりに努めましょう。</p>																							
【取組内容】																								
<p>1 有機物施用の効果</p> <p>(1) 養分の保持力が高まり、緩やかに供給されるため、土壌の団粒化を促進し、土壌構造が改善されます。</p> <p>(2) pHの急激な変化が緩和され、農作物の根の発達を促し、生育を安定させます。</p> <p>(3) 湿害や土壌病害の発生が軽減されます。</p> <p>2 有機物の供給</p> <p>堆肥の施用や稲わら・麦わらのすき込み、緑肥の栽培などにより、土壌中の有機物含量を維持増大できます。</p> <p>3 堆肥活用の留意点</p> <p>堆肥は原料資材により窒素等の肥料成分が異なることから、その肥料成分を考慮した施肥設計が必要です。農業普及振興室や農協などの助言・指導を受けましょう。</p>																								
<p style="text-align: center;">表1 たい肥1t当たりの減肥量</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">減肥量(kg/t)</th> </tr> <tr> <th style="background-color: #0056b3; color: white;">窒素</th> <th style="background-color: #008000; color: white;">りん酸</th> <th style="background-color: #008000; color: white;">カリ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: left;"> 稲わらたい肥</td> <td style="background-color: #0056b3; color: white;">0.8</td> <td style="background-color: #008000; color: white;">2.0</td> <td style="background-color: #008000; color: white;">2.9</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;"> 牛ふんたい肥</td> <td style="background-color: #0056b3; color: white;">2.1</td> <td style="background-color: #008000; color: white;">7.0</td> <td style="background-color: #008000; color: white;">4.8</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;"> 豚ふんたい肥</td> <td style="background-color: #0056b3; color: white;">4.0</td> <td style="background-color: #008000; color: white;">19.4</td> <td style="background-color: #008000; color: white;">6.8</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;"> バークたい肥</td> <td style="background-color: #0056b3; color: white;">1.0</td> <td style="background-color: #008000; color: white;">3.1</td> <td style="background-color: #008000; color: white;">1.8</td> </tr> </tbody> </table>			減肥量(kg/t)			窒素	りん酸	カリ	 稲わらたい肥	0.8	2.0	2.9	 牛ふんたい肥	2.1	7.0	4.8	 豚ふんたい肥	4.0	19.4	6.8	 バークたい肥	1.0	3.1	1.8
	減肥量(kg/t)																							
	窒素	りん酸	カリ																					
 稲わらたい肥	0.8	2.0	2.9																					
 牛ふんたい肥	2.1	7.0	4.8																					
 豚ふんたい肥	4.0	19.4	6.8																					
 バークたい肥	1.0	3.1	1.8																					

規範項目	・ 土壌の浸食（流出）を軽減する対策の実施
説明	・ 土壌は降雨や強風によって浸食を受け、土壌の性質によっては浸食を受けやすいことから、必要に応じて被覆作物の栽培等の対策を行いましょう。
<p>【取組内容】</p> <p>1 農地別の浸食要因</p> <p>(1) 水田は、畦畔や法面等への除草剤の散布により植物が枯死すると、畦畔が弱くなり崩壊するおそれがあります。</p> <p>(2) 畑地は、農地を裸地状態で放置した場合、浸食を受けやすくなります。</p> <p>(3) 傾斜地にある樹園地等は、土壌浸食や耕起作業によって、斜面の下方に土壌が流亡することがあります。</p> <p>2 土壌浸食の軽減対策</p> <p>(1) 耕起等での対策</p> <p>① 降雨等で浸食された溝等は速やかに修復し、堆肥の施用等により土壌の透水性を改善しましょう。</p> <p>② 風の強い日の耕うんの回避及び風向きに対する直角な畦立てを行いましょう。</p> <p>③ プラウ耕等の利用により斜面の上部への土の移動を行うよう耕起を行いましょう。</p> <p>(2) 植物等の利用による対策</p> <p>① 作業計画の改善により裸地期間が短くなるようにしましょう。</p> <p>② 樹園地の草生栽培や被覆作物の栽培により畦畔を管理しましょう。</p> <p>③ 作土飛散防止のため防風垣等を設置しましょう。</p>	<p>《土壌浸食防止の実践》</p>  <p>被覆植物による畦畔管理</p>  <p>果樹園での草生栽培</p>

<p>規範項目</p>	<p>・農業生産活動に伴う廃棄物の適正な処理の実施（法令上の義務）</p>
<p>説明</p>	<p>・農業生産活動に伴う廃棄物については、産業廃棄物や事業系一般廃棄物として適正な処理の実施が法令で義務付けられているため、事業者（＝農業者）は、事業活動で発生する廃棄物の減量に努め、発生した廃棄物を適正に処理しなければなりません。</p>
<p>【取組内容】</p>	
<p>1 廃棄物の適正な処理</p> <p>(1) 廃棄物の不法投棄等は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止され、以下の罰則が科せられます。</p> <p>① 野焼きをした者「5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金、又はこれを併科」</p> <p>② 不法投棄をした者「5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金、又はこれを併科」 (法人に対しては3億円以下の罰金)</p> <p>(2) 廃棄物を適正に処分するまでの間、廃棄物の飛散や流出、地下浸透して周辺環境を汚染しないように、適切な容器、施設で保管しましょう。</p> <p>2 廃棄物処理の留意点</p> <p>(1) ビニール類は、塩化ビニルフィルム（農ビ）、ポリオレフィン系等のタイプごとに分別し、飛散防止の金具等は取り除いて保管しましょう。</p> <p>(2) 使用期限切れの農薬や農薬の空容器は産業廃棄物です。使用済み農業資材を適正処理する地域協議会または産業廃棄物処理業者に処理を依頼しましょう。</p> <p>(3) 養液栽培の培地として使用するロックウール、ピートモス、くん炭、ヤシガラチップ、礫などは、使用後に適切に処理しましょう。</p> <p>ロックウールは、産業廃棄物処理業者等へ処理を委託する必要がありますが、ピートモスやくん炭等は有機物資材であり自然還元が容易であることから、畑や水田に還元することもできます。</p> <p>(4) 病害虫がまん延するおそれがない場合は、稲わら、麦わら及び野菜くず等の作物残さは、堆肥、飼料、敷料等へのリサイクルやほ場へのすき込み等を行います。</p>	<p>《適正処理の事例》</p>  <p>ながいもネット巻取り機</p>  <p>にんにくのマルチ回収フレコン</p> <p>《廃棄物とは》</p> <p>① 廃棄物 ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体及びその他の汚物又は不要物であって、固形状や液状のもの</p> <p>② 産業廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ及び廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物</p>



(No. 31) 廃棄物の適正処理・利用【作業工程：土づくり、苗づくり、栽培、収穫、重要度：必須】

規範項目	・農業生産活動に伴う廃棄物の不適切な焼却の回避（法令上の義務）
説明	・使用済みビニール等の野焼きなど不適切な焼却では、猛毒のダイオキシンが発生しやすいことから、法令で禁止されていますので、絶対に行ってはいけません。
<p>【取組内容】</p> <p>1 廃棄物の野焼き禁止</p> <p>(1) 野外で農作物の残さも含めた廃棄物を焼却する「野焼き」は、原則として、法律で禁止されています。野焼きは、煙や臭いが近隣住民の迷惑になるだけでなく、廃ビニール等の焼却時にダイオキシン類が発生するなど、人の生命や健康に重大な影響を与えるおそれがありますので、決して行ってはなりません。</p> <p>【廃棄物の処理及び清掃に関する法律】</p> <p>○ 野焼きをした者「5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金、又はこれを併科」</p> <p>(2) 住宅が集合している地域において、ゴム、皮革、合成樹脂、廃油等の燃焼に伴って悪臭が発生するものを野外で焼却することも法律で禁止されています。</p> <p>2 廃棄物の低減</p> <p>(1) 農業者は、廃棄物の発生をなくすことができないかどうかを、まず確かめるとともに、代替資材や代替技術が使えないか検討しましょう。</p> <p>(2) もし廃棄物の発生が避けられないのであれば、技術上の変更や異なる管理技術の採用、あるいは従業員研修の改善によって減らせないかを検討しましょう。</p> <p>例えば、生分解性又は光分解性のマルチ資材を使用し、土壌に還元させることで、焼却・埋め立てといった廃棄処分が必要なくなる可能性があります。</p> <p>(3) 稲わら等は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」で、焼却禁止の例外となっていますが、青森県では、平成22年6月「青森県稲わらの有効利用の促進及び焼却防止に関する条例」を制定し、稲わらの有効利用と焼却防止を図ることとしています。</p>	<p>《稲わら有効利用の取組事例》</p>  <p>稲わらふりーでん</p>  <p>稲わら商談会</p>



規範項目	・農作物残さ等の有機物のリサイクルの実施
説明	・農作物残さ（未利用有機物）は、環境負荷の軽減や土壌への有機物の還元のために、土づくりや堆肥の副資材等として積極的に活用しましょう。
【取組内容】	《作物残さの活用事例》
<p>1 すき込み等による土づくり</p> <p>(1) 収穫後の麦わらや稲わらは、炭素率が高いので地力を高める良質な土壌有機物になります。病虫害のリスクがない場合には、環境保全や資源の有効利用の観点から、ほ場にすき込むなどして、土づくりに利用しましょう。</p> <p>(2) 稲わらやもみ殻等を野菜等のマルチなどに利用することにより、除草剤使用が低減できるなど環境にやさしい農業の取組につながります。また、りんご剪定枝についても、チップパーで砕いてマルチや燃料に使用できるので、有効活用に努めましょう。</p> <p>2 堆肥等への利用</p> <p>(1) 稲わらやもみ殻等の農作物残さは有機質資源であることから、耕畜連携によって堆肥の原材料や畜舎の敷料等として有効に活用しましょう。</p> <p>(2) 野菜くず等の残さについても、家畜ふん等の堆肥と混合することによって発酵が促進され、良質な堆肥として利用することができます。</p> <p>(3) 作物残さの堆肥化に当たっては、周辺環境を汚染しないように注意するとともに、作物の生育に悪影響を及ぼさないよう十分に腐熟させてから使用しましょう。</p>	 <p>稲わらのすき込み</p>  <p>稲わらやもみ殻の敷料</p>  <p>稲わらのマルチ利用</p>  <p>りんご剪定枝の粉碎</p>

(No. 33) エネルギーの節減対策

【作業工程：土づくり・苗づくり・植付け・栽培・収穫、重要度：推奨】

規範項目	・施設・機械等の使用における不必要・非効率的なエネルギー消費の節減	
説 明	・農作物の生産活動には化石燃料や電力の消費が不可欠で、温室効果ガスである二酸化炭素を発生させ、環境への負荷を増加させるため、常にエネルギーの節減を心がけましょう。	
【取組内容】	<p>1 施設・機械等の点検・清掃 エネルギー効率を高めるため、施設等（機械・器具、冷蔵機能のある貯蔵庫、乾燥機等）の定期的な清掃・点検整備を行い、破損箇所は補修しましょう。</p> <p>2 施設・機械等の利用 (1) エネルギー消費を抑えるため、必要以上の加温、冷房、乾燥又は照明を行わないようにしましょう。 (2) 機械の利用効率を高めるため、作業工程の管理などを計画的に行いましょう。 (3) 施設・機械等の更新時には、エネルギー効率を比較検討し、必要な規模・能力・装備にすることを心がけましょう。また、断熱材や換気システムは、建物からの熱損失を減らすことができるため、更新時には導入を検討しましょう。</p> <p>3 新エネルギーの活用 バイオマス、太陽光、太陽熱、地熱等については、コストなどを考慮し、可能な場合には導入しましょう。</p>	<p>《農業機械省エネ利用マニュアル》</p> <p>1 保守点検 ①エンジン ②動力伝達部 ③走行部 ④作用部の保守点検 ⑤エアコン ⑥乾燥機のバーナー等</p> <p>2 機械作業時の留意点 ①トラクター作業 ②コンバイン作業 ③穀物乾燥機（循環型）作業</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>タイヤ空気圧調整 トラクターのフロントウエイト</p> <p>(詳しくは以下の URL 参照) http://www.maff.go.jp/j/seisan/sizen/sizai/s_kikaika/pdf/nouki_manual2.pdf</p>

(No. 34) 特定外来生物の適正利用 【作業工程：栽培、重要度：必須】

規範項目	・セイヨウオオマルハナバチの飼養に関する環境省の許可取得及び適切な飼養の実施（法令上の義務）	
説 明	・特定外来生物に指定されているセイヨウオオマルハナバチの飼養に当たっては、環境省の許可取得や適切な飼養管理を行わなければなりません。	
【取組内容】	<p>1 セイヨウオオマルハナバチの適切な飼養管理 我が国固有の生態系を維持する観点から、平成 18 年 9 月から、特定外来生物として規制され、飼養する場合は、飼養等許可申請により許可を受ける必要があります。</p> <p>2 在来種の利用 施設栽培等で利用する訪花昆虫は、クロマルハナバチなど日本在来種を選択するようにし、栽培施設の出入口は二重戸、又はネットで二重被覆を実施しましょう。</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>セイヨウオオマルハナバチ クロマルハナバチ(在来種)</p> <p>《セイヨウオオマルハナバチの飼養条件》</p> <p>①許可申請、②施設開口部ネット被覆、③施設出入口への二重戸又は二重被覆、④使用後のハチの確実な殺処分、⑤栽培施設への許可証掲出</p>

<p>規範項目</p>	<p>・鳥獣を引き寄せない取組等、鳥獣による農業被害防止対策の実施</p>
<p>説明</p>	<p>・近年、鳥獣による農作物被害が増加していることから、作物残さの適正処理や放任園対策等により鳥獣を引き寄せない取組が必要です。</p>
<p>【取組内容】</p>	
<p>1 鳥獣を寄せ付けない農地の管理</p> <p>(1) 農地周辺には、鳥獣にとって餌となるものがたくさんあり、鳥獣を引き寄せる原因となっています。</p> <p>① 収穫しない野菜や果実は適切に処理しましょう。</p> <p>② 家庭から出た生ごみやくず野菜は農地や庭先に放置せず、コンポストなどで処理しましょう。</p> <p>(2) 休耕地や耕作放棄地は、鳥獣の餌場や隠れ場所となっています。</p> <p>① 定期的に雑草を刈り取るか、耕うんして雑草の生育を抑えましょう。</p> <p>② 人手だけでは十分な草刈りができない休耕地や耕作放棄地では、家畜を放牧したり、防護柵で囲んだりしましょう。</p> <p>2 地域ぐるみでの追い払い</p> <p>(1) 鳥獣の被害対策は、個々の農家が個人的に行うのではなく、地域ぐるみで取り組むことが重要です。地域ぐるみの対策によって、地域全体の被害を軽減し、個人の経費負担も低くすることが可能となります。</p> <p>(2) 被害対策において防護柵の設置は有効な手段ですが、地域ぐるみでの継続した追い払いは、鳥獣をその場から追い払う短期的な効果と、ここは危険な地域だと学習させる長期的な効果があります。</p> <p>3 鳥獣の捕獲</p> <p>(1) 捕獲は短期的、緊急的には極めて有効な手段です。しかし、鳥獣は餌がある限り被害をもたらすため、他の対策と組み合わせて行うことが重要です。</p> <p>(2) 鳥獣を捕獲する際は、鳥獣保護法等の関係法令の遵守が必要です。</p>	<p>《鳥獣被害のポイント》</p> <p>鳥獣にとって居心地の悪い場所（餌がない、隠れ場所がない、人間がいて危険）となるような環境づくりが必要です。</p>

(3) 労働安全

(No. 36) 危険作業等の把握【作業工程：計画、重要度：重要】

規範項目	・ 農業生産活動における危険な作業等の把握
説明	・ 農作業を安全に行うため、日常的に農作業の手順、作業環境や危険箇所についてチェックし、改善することで、事故を未然に防ぎましょう。

【取組内容】

1 危険な作業の把握

- (1) 安全で効率的な農作業のための準備をしましょう。
農道曲がり角の隅切り、路肩の草刈り、軟弱地補強、危険箇所への表示板の設置、高所での滑り止め、手すり等を設置しましょう。
- (2) 農作業委託者は、受託者に危険箇所や注意事項等について事前に説明し、事故防止に努めましょう。

2 作業者の安全意識の保持

- (1) 作業開始前に作業に関わるリスクを予測し、対応策を考える習慣を身に付けておきましょう。
- (2) 緊急時の連絡体制を確認し、事故を最小限にするため、応急処置の知識を身に付けておきましょう。
- (3) 作業時は、家族等に作業内容や作業場所、終了予定時刻等を必ず伝えておきましょう。

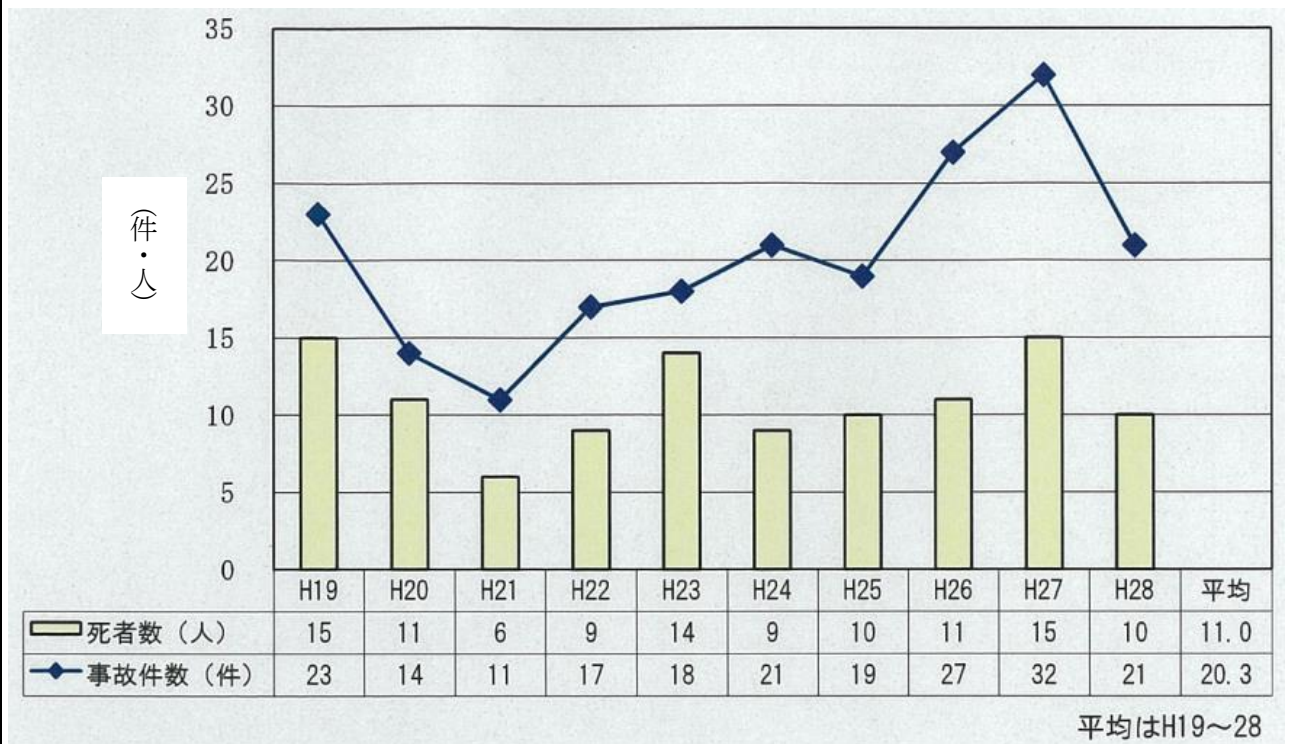
《県内の農作業事故発生状況》

平成 28 年（1 月～12 月）の農作業事故発生件数は 21 件、うち死者数は 10 人

《農作業事故の傾向（過去 10 年）》

- ① 死亡者の約 6 割が 70 歳以上の高齢者
- ② 乗用型トラクターによる事故が全体の 30% と最も多い
- ③ ほ場への出入りや傾斜地など危険箇所での転落・転倒が多い
- ④ 機械点検中や衣服等による機械への巻き込まれ事故が多い
- ⑤ はしごや脚立、高所作業台車等を使用した高所での事故が増加傾向



《青森県内農作業事故発生状況（過去 10 年）》



(No. 37) 農業従事者の制限【作業工程：植付け・栽培・収穫、重要度：重要】

規範項目	・機械作業、高所作業又は農業散布作業等適切に実施しなければ危険を伴う作業の従事者などに対する制限
説明	・農作業事故を防止するために、病気やケガ、過労などにより正常な作業が困難と判断される場合は、作業には従事させないことが重要であり、高齢者や女性、年少者等の場合は、作業内容に留意しましょう。
<p>【取組内容】</p> <p>1 機械作業、高所作業等危険を伴う作業の制限</p> <p>(1) 飲酒または酒気を帯びている者</p> <p>(2) 薬を服用し、作業に支障がある者</p> <p>(3) 病気、負傷、過労により、正常な作業が困難な者</p> <p>(4) 妊娠中及び産後1年を経過していない者</p> <p>(5) 年少者</p> <p>(6) 作業の未熟練者（熟練作業者の指導の下で行う場合を除く）</p> <p>(7) 機械操作や化学物質等を取り扱う作業において、必要な資格を有していない者</p> <p>2 適正な作業の実施</p> <p>(1) 作業が順調に進まないと無理が生じ、結果的に事故の要因となる可能性があります。また、複数で作業を行う場合には、事前にその日の作業について打合せを行い、一日の作業時間が8時間を越えないよう努め、疲労が蓄積しないよう定期的に休憩を取るようにしましょう。</p> <p>(2) 適当な休養を取り、定期的に健康診断を受けるなど、日頃から健康管理に努めましょう。疾病がある場合には、医師等健康管理の専門家に相談し、健康状態によっては作業を休むか、作業の手順や分担を見直しましょう。</p> <p>(3) 妊産婦及び年少者には、重量物の取扱い、高所作業、著しい振動環境下にある作業や薬剤の扱い、深夜作業を行わせないようにします。また、高齢者の加齢による心身機能の変化を踏まえ、健康管理を含めた総合的な安全講習を通じて、高齢者自身やその周囲の者の安全意識の向上に努め、作業分担、作業方法等について配慮しましょう。</p>	<p>《農作業安全運動》</p> <div style="background-color: #2e8b57; color: white; padding: 5px; text-align: center;"> <p>トラクター事故の3つの特徴</p> </div> <ol style="list-style-type: none"> <li style="background-color: #e0f2f1; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>1 走行中の転倒・転落</p> <ul style="list-style-type: none"> ●直角カーブ、鋭角カーブ、坂道走行 ●狭い道幅、草むらで路肩・境界不詳明 ⇒ブレーキの連結ロック、スピードを抑える <li style="background-color: #e0f2f1; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>2 作業機の取替・修理時の事故</p> <ul style="list-style-type: none"> ●間違った手順での事故 <li style="background-color: #e0f2f1; padding: 5px;"> <p>3 乗降中の転落</p> <ul style="list-style-type: none"> ●大型化により車高が高くなって ⇒とくに降車時は後ろ向きに <div style="background-color: #2e8b57; color: white; padding: 5px; text-align: center;"> <p>コンバイン事故の3つの特徴</p> </div> <ol style="list-style-type: none"> <li style="background-color: #e0f2f1; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>1 走行中(圃場・道)の転落、横転</p> <ul style="list-style-type: none"> ●死角:バック・足下など(機械の大型化により、死角が拡大) ⇒誘導者をつける、道幅を示すポールを設置など ●グリーンタンクに物が一杯になると、重心が上昇、かつ、タンク側に傾き、転倒しやすくなる ⇒バランスを考えた操作を <li style="background-color: #e0f2f1; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>2 整備中の事故</p> <ul style="list-style-type: none"> ●コンバインはカバーを外すと「回転物」だらけ ⇒整備で手を出すときは、「回転を止めて！」 <li style="background-color: #e0f2f1; padding: 5px;"> <p>3 「手こぎ」での巻き込まれ事故</p> <ul style="list-style-type: none"> ●だぶつく手袋の着用、無理な姿勢での手こぎ ⇒びったりした手袋着用、稲束は押し出すように入れる <div style="background-color: #2e8b57; color: white; padding: 5px; text-align: center;"> <p>刈払機事故の4つの特徴</p> </div> <ol style="list-style-type: none"> <li style="background-color: #e0f2f1; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>1 傾斜面・法面の不安定姿勢による事故</p> <ul style="list-style-type: none"> ●30～40°以上の傾斜地・法面は滑りやすい ⇒小段の設置、スパイク靴の着用 <li style="background-color: #e0f2f1; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>2 回転刃の事故(接触、飛散物)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●キックバックや小石、チップの飛散 ⇒防護の徹底、飛散防止カバーを外さない <li style="background-color: #e0f2f1; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>3 事前の環境確認で防ぐ事ができた事故</p> <ul style="list-style-type: none"> ●草むらの中に潜む構造物、異物 ⇒慣れた場所でも、事前確認 <li style="background-color: #e0f2f1; padding: 5px;"> <p>4 エンジンを止めずに起こった事故</p> <ul style="list-style-type: none"> ●回転を止めず、草の詰まりなどを除こうとして ⇒確実に、エンジンを切ってから <div style="background-color: #2e8b57; color: white; padding: 5px; text-align: center;"> <p>脚立(三脚)使用の5つのポイント</p> </div> <ol style="list-style-type: none"> <li style="background-color: #e0f2f1; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>1 設置時にトントンと足を踏み込む</p> <p style="font-size: small;">最下段に乗って、体全体で脚立の足を踏み込み、脚立を安定に設置する</p> <li style="background-color: #e0f2f1; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>2 天板に乗らない</p> <p style="font-size: small;">必要なら、より高い脚立を使用、樹高を低くする</p> <li style="background-color: #e0f2f1; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>3 開脚防止チェーンをかける</p> <p style="font-size: small;">チェーンが短い場合、紐などで延長する</p> <li style="background-color: #e0f2f1; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>4 昇降時に物を持たない工夫</p> <p style="font-size: small;">収穫物は、紐などで吊して降ろす</p> <li style="background-color: #e0f2f1; padding: 5px;"> <p>5 脚立から身を乗り出さない</p> <p style="font-size: small;">身を乗り出さず、こまめに脚立を移動、直近で作業できるように</p>

【作業工程：土づくり・苗づくり・植付け・栽培・収穫・出荷、重要度：重要】

規範項目	・安全に作業を行うための服装や保護具の着用、保管
説明	・農作業を安全に行うために、作業員全員が、作業にあった適切な服装や保護具を着用し農作業事故の未然防止に努めましょう。また、作業終了後には清掃し、決められた場所に保管しましょう。
<p>【取組内容】</p> <p>1 服装、保護具の着用例</p> <p>(1) ハウスのビニール被覆や修繕、果樹の剪定など高所作業を行う場合は、ヘルメットや命綱を必ず使用し、靴は滑りにくいものを履き、泥を落としましょう。</p> <p>(2) 動力刈払機を用いた除草では、保護眼鏡、フェイスシールド等の保護具を着用し、防振手袋を着用しましょう。</p> <p>(3) 巻き込まれ事故の危険性の高い作業では、袖口や裾が締った服装とし、頭髮は短くまとめて帽子やヘルメットをかぶり、手ぬぐい等は身に着けず手袋もしてはいけません。</p> <p>(4) 農薬の調整・散布時には、専用の作業衣、保護具を着用し、マスクは用途に合った保証期間内のものを使用し、顔とマスクとの密着具合を確認しましょう。</p> <p>(5) 農薬散布後は、保護具を清掃の上、所定の場所に保管し、取り替え式マスクのフィルター等は捕集効果を確認し必要に応じて交換します。作業衣は、他の衣類（特に乳幼児の衣類等）と区別して洗いましょう。</p> <p>(6) 粉じんが発生する作業を行う際は、防じん眼鏡、防じんマスクを着用し、騒音を伴う作業の場合、耳栓又はイヤーマフを着用し、作業に必要な合図を決めておきましょう。</p> <p>2 作業環境における留意点</p> <p>(1) 熱中症(熱射病、熱けいれん等)防止のため、暑熱環境下での作業は、帽子の着用や汗を発散しやすい服装とし、水分と塩分をこまめに補給しましょう。</p> <p>(2) 冬場等の作業は、防寒着、防寒手袋を着用し、体温が著しく失われないようにしましょう。</p> <p>(3) 夜間作業を行う場合は、十分な照明を用意し、ヘルメットや作業服にも反射テープや反射シールを貼って目立ちやすくし、音や光による合図を考えておきましょう。</p>	<p>《適正な農作業時の服装・防護具》</p>  <p>《熱中症対策》</p>  <p>※農林水産省資料 (詳しくは以下の URL) http://www.maff.go.jp/j/seisan/sizen/sizai/s_kikaika/anzen/2016_summer.html</p>

規範項目	・農作業事故につながるおそれのある作業環境の改善等による対応の実施
説明	・農作業事故を防止するために、地域内の危険箇所を把握するとともに、危険な作業の事故防止対策を実施しましょう。

【取組内容】

1 危険箇所の把握と対策

- (1) 事故が発生しやすい危険箇所を確認し、マップや表示板などで管理しましょう。
- (2) 転倒・転落の危険性が高い農道は、道路幅を確保し、路肩の標示やすれ違い場所を設けましょう。また、曲がり角は隅切りにし、路肩を分かりやすくするための除草を行い、軟弱箇所は補強しましょう。
- (3) ほ場への機械の出入りを容易にするため、出入口の傾斜を緩くしましょう。

2 危険な作業の事故防止対策

- (1) 挟まれ事故の防止のために、機械と柱や壁、樹木との間に必要な間隔を取って作業を行いましょう。樹園地等では、作業に危険な枝等は切りましょう。
- (2) 酸欠の危険性のある施設（サイロ等）では、入室する前に十分に換気を行い、他の人が立ち入らないようにし、作業場所及び時間を家族等に知らせましょう。
- (3) 倒壊等による事故防止のため、箱や袋等は、倒壊しないように適切に組んで積み、積み過ぎ、荷物の中抜きはしてはいけません。
- (4) 暑熱対策として、遮光や断熱材により温度の上昇を抑え、換気に努めましょう。また、施設内の作業は、35℃以上では行わない等のルールを決めましょう。
- (5) 著しい騒音や振動は、作業者間の連絡を妨げ事故原因となるほか、難聴や身体機能等の障害につながります。できるだけ振動や騒音の少ない機械を選択しましょう。
- (6) 視力の衰えや目が疲れないように作業場所は適切な明るさの光源を用意して視界を確保し、足元まで照らすようにしましょう。
- (7) 長時間同じ姿勢を続ける作業は、肩こりや腰痛等の原因や事故要因になるので、作業台や棚の高さ、作業工程の変更により作業姿勢を改善しましょう。
また、重い荷物の運搬は、転倒や腰痛等の原因になるので、複数人での運搬、運搬台車の利用等により、なるべく負担を少なくするように努めましょう。

《危険箇所の事例》



農道の路肩



ほ場の出入口傾斜

《物理的事故対策の事例》




ラック式りんごCA貯蔵庫の点検口



りんごCA貯蔵庫内扉を開ける時は立入禁止

【作業工程：土づくり・苗づくり・植付け・栽培・収穫・出荷、重要度：重要】

規範項目	・機械・装置・器具等の安全装備等の確認、使用前点検、使用後の整備及び適切な管理	
説明	・農作業を安全に行うために、事前に機械、装置、器具等の安全装置や防護カバー等の安全装備等の確認を行い、異常がある場合は、適切な調整や修理を行うなど、管理に留意しましょう。	
<p>【取組内容】</p> <p>1 安全装備等の確認・点検</p> <p>(1) 安全に農作業を行うため、日頃から農業機械・器具の点検や適正な操作等を心がけましょう。</p> <p>(2) 機械・器具を用いる場合は、必ず事前に安全装置や防護カバー等の安全装備を含めて点検を行い、操作、装着の方法等についても確認しておきましょう。もし、異常がある場合には、必ず調整又は修理を受けるなどの必要な措置を取りましょう。</p> <p>(3) 運転日誌、点検・整備日誌等を作成し、法律に基づく点検は必ず受け、法律の規定がなくとも、年に1回は認定整備施設等で整備しましょう。</p> <p>(4) 機械の保管に当たっては、事故防止のため昇降部を下げるとともに、キーは抜いておきましょう。搭載式やけん引式の作業機において、格納時に機体を安定させるためのスタンド等が付属している場合は、必ず使用しましょう。また、作業後は機械を清掃し、作物のくず、泥、ほこり等を取り除き、グリスアップ（注油）等を行い保管しましょう。</p> <p>2 機械の導入時の留意事項</p> <p>(1) 機械の導入に当たっては、価格や性能だけでなく、一定基準以上の安定性を有する機械であることを示す安全鑑定証票又は型式検査合格証票の有無を参考としましょう。</p> <p>また、中古機械を導入する場合は、安全装置の状態、取扱説明書の有無等を確認し、適切な整備を行っているものを購入するか、適切な整備を行いましょ。</p> <p>(2) 機械は安全に出入りでき、機械等の点検・整備を行うことができる格納庫に保管しましょう。</p>		<p>《安全鑑定》</p> <p>安全鑑定は、農業機械を「安全鑑定基準及び解説」に基づいてチェックし、基準に適合する一定水準以上の安全性を有するかどうか判定するものです。</p> <p>【安全鑑定証票】</p> <div data-bbox="976 779 1477 1115" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>この部分が「農林水産省」や「生研機構」などとなっているものも、実施時期が違っただけで同じものです。</p> <p>農林省・農林水産省：昭和51～62年度適合機 生研機構：昭和63年4月～平成15年9月適合機 生研センター：平成15年10月以降適合機</p>  </div> <p>《型式検査》</p> <p>型式検査は、農業機械化促進法に基づき、農業機械の性能、構造、耐久性及び操作の難易について「型式検査の主要な実施方法及び基準」による評価判定を行うものです。</p> <p>【型式検査合格証票】</p> <div data-bbox="976 1482 1477 1729" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>農林水産省</p> <p>検査合格証票</p> <p>合格番号 型式名</p> </div> <p>※農業機械化促進法廃止（平成30年4月1日施行）となるが、改正農研機構法で、農研機構の行う安全性検査を規定することにより、引き続き農業機械の安全性を確保することとしている。</p>

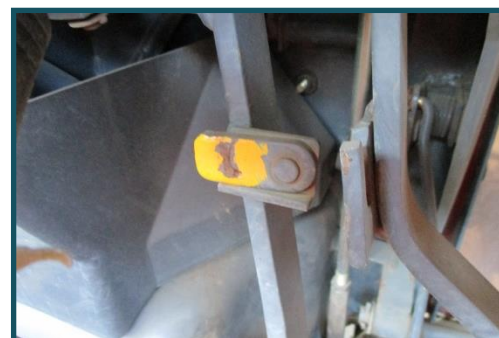
(No. 41) 機械等の利用

【作業工程：土づくり・苗づくり・植付け・栽培・収穫・出荷、重要度：重要】

規範項目 ・ 機械・装置・器具等の適正な使用	
説明	・ 農作業事故の多くが、使い慣れた機械の取扱中に発生し、油断や慣れが事故につながっているため、機械・装置・器具等を取り扱う前に、今一度、取扱説明書を熟読し、機械の機能、使用上の注意事項等をよく理解しましょう。
【取組内容】	
1 取扱説明書	
	決められた場所に保管し、使用上の注意点、安全装置、危険回避方法等を十分に理解しましょう。また、作業者全員が機械の停止法を知っておくことも重要です。
2 乗用型機械の使用の留意点	
(1)	安全フレーム等が装着可能な機械は必ず装着し、シートベルトも着用しましょう。
(2)	エンジンの始動時は駐車ブレーキや付近に人がいないことを確認し、後進発進時は減速し、旋回方向に障害物がないか確認しましょう。
(3)	ブレーキやクラッチ操作に支障となるため、運転席の足元には物は置かず、左右独立ブレーキは、走行、登降坂、うね越え時には必ず連結しましょう。
(4)	暴走するおそれがある急な下り坂では、走行クラッチを切ったり変速の中立など、惰性で走行することや、急旋回、急発進、急停止はやめましょう。
(5)	道路走行時は、ディファレンシャル装置のロックを解除するとともに、昇降部落下防止装置を固定にした上で、交通ルールを遵守しましょう。
(6)	作業機の着脱は、スタンド等が付いている場合は必ず使用し、作業機への巻き付き、詰まり等を除去する際はエンジンを停止しましょう。
3 脚立、はしごの使用の留意点	
(1)	安定した場所に設置し、風雨の強い場所では使用しないようにしましょう。
(2)	開き止め等の固定金具は確実にロックし、たたんだままや水平にしての使用はやめ、運搬時や設置時に、送配電線等に触れないように注意しましょう。
4 用具使用時の留意点	
	包丁、なた、かま、フォーク等農具は、切粉等が人のいる方向へ飛散したり、器具が周囲の人に接触したりしないように作業位置、方向を工夫しましょう。



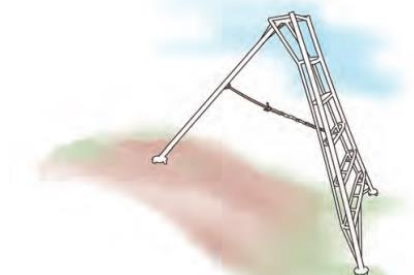
取扱説明書の保管



片ブレーキ連結部分



ブレーキの連結



はしごの開脚防止チェーンをかける

(No. 42) 農薬・燃料等の管理

【作業工程：土づくり・苗づくり・植付け・栽培・収穫・出荷、重要度：必須】

規範項目	・農薬（作物に使用する農薬と作物以外に使用する農薬）、燃料等の適切な管理（毒物及び劇物取締法に基づき毒劇物に指定されている農薬の飛散・漏出防止、容器・貯蔵場所への表示は法令上の義務）
説明	・農薬や燃料等は、毒物及び劇物取締法や消防法などによって取扱いが定められているため、事故や盗難、紛失がないように適切に管理しましょう。また、作物に使用する農薬と作物以外に使用する農薬を分けて保管しましょう。

【取組内容】

1 農薬の管理

- (1) 盗難や事故防止のため、農薬は鍵のかかる専用の保管庫や保管室に保管しなければなりません。万一、盗難又は紛失した場合は、警察署に通報しましょう。
- (2) 農薬保管庫は、衝撃や火災に耐える素材でできたものを選択し、直射日光の当たらない冷涼で乾燥した場所に設置しましょう。
- (3) 農薬が浸透・流出しない場所を選んで農薬保管庫を設置しましょう。
- (4) 農薬の容器は、密閉して保管しましょう。また、液状の農薬はトレーにまとめ、保管庫の最下段に保管するなど、地震などで容器が転倒した場合でも他の薬剤と混ざることがないように保管しましょう。
- (5) 農薬が漏出した場合、少量でも砂等で直ちに吸収しましょう。水をかけ流す行為は、水質汚濁につながります。また、農薬が流出した場合、警察署、消防機関、保健所等へ通報しなければなりません。
- (6) 農薬の誤飲・誤使用防止のため、ペットボトル等の容器へ移し替えてはなりません。
- (7) 毒物又は劇物に該当する農薬を保管する場所には、毒物について赤地に白色をもって「医薬用外毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもって「医薬用外劇物」の文字を表示しなければなりません。
- (8) 農薬を保管場所から希釈場所にトラック等で運ぶ場合は、こぼれないように工夫しましょう。

2 燃料の管理

- (1) 専用容器を使用し、専用の場所に保管するとともに、保管場所には、消化器を備え、火気は厳禁とし、部外者が立ち入らないよう、鍵をかける必要があります。
- (2) 燃料のそばで火花などを発する機械、工具等を使用してはいけません。

《毒物及び劇物取締法に基づく表示》

【毒物・劇物のステッカー】



《消防法に基づく表示》

【火気厳禁ステッカー】



《農薬の保管事例》



農薬の保管庫状況 ○



こぼれた水と和剤 ×

《消防法に基づく規制》

消防法では、以下の別表に示した指定数量以上の危険物を取り扱う製造所・貯蔵所又は取扱所を設置する場合や、施設の位置・構造又は設備を変更する場合、あらかじめ市町村等の許可を受ける必要があります。危険物の取扱いは危険物取扱者か、危険物取扱者の立会いが必要となります。

類別	法律による指定		政令による指定	
	性質	品名	性質	指定数量
第1類	酸性固体	塩素酸塩類 次亜塩素酸塩類等	第一種酸性固体	50 kg
			第三種酸性固体	1,000 kg
第2類	可燃性固体	硫黄等	非水溶性液体	200 ℓ
			水溶性液体	400 ℓ
第4類	引火性液体	第一石油類	アルコール類	400 ℓ
			第二石油類	非水溶性液体
		第三石油類	水溶性液体	2,000 ℓ
			非水溶性液体	2,000 ℓ
		水溶性液体	4,000 ℓ	


※法及び政令で定めるもののうち農薬に関連する部分のみ掲載した。
（法：消防法、政令：危険物の規制に関する政令第11条の11、昭和63年12月）

(No. 43) 大規模乾燥調製施設の管理・運営体制の整備【作業工程：収穫・出荷、重要度：重要】

<p>規範項目</p>	<p>・大規模乾燥調製施設の適正な管理・運営及び施設の管理者とオペレーターとの責任分担の明確化</p>
<p>説明</p>	<p>・大規模乾燥調製施設の設置・運営を適正に行うには、施設管理者とオペレーターの責任分担を明確にする必要があります。管理マニュアル等を整備し、なにか問題が発生した場合でも迅速に対応できるように、日頃から、研修等によってオペレーターの資質向上に努めましょう。</p>
<p>【取組内容】</p> <p>1 管理・運営ルール等の整備</p> <p>(1) 荷受け・乾燥・調製等の作業工程だけではなく、日常的な作業環境の整備に関することもできるだけルール化し、作業員全員の理解を促すとともに、より安全で効率的な作業環境となるよう常にルールの見直しを行っていきましょう。</p> <p>(2) 施設運営に係る重要な判断は、施設管理者が責任をもって行うなど、管理者と施設のオペレーターとの役割分担を明確にしておきましょう。</p> <p>2 管理マニュアルの整備</p> <p>(1) 作業員が作業手順を理解できるように、施設内の見えやすい場所に乾燥調製機械の作業マニュアルを掲示しましょう。</p> <p>また、乾燥調制作業は長時間にわたるため、施設管理者が不在のときでも、乾燥調制作業の異常事態に対してオペレーターが対応できるように対処方法についてのマニュアルを整備しておきましょう。</p> <p>(2) 乾燥調制作業は、穀類の乾燥理論に基づく豊富な知識と適切な判断が求められることから、施設管理者はオペレーターに対し研修を実施する等して資質向上に努めましょう。</p> <p>(3) 常に作業記録を残し、万一の場合には、追跡調査や原因究明が行えるような体制づくりを行いきましょう。</p>	<p>《乾燥調製施設》</p>  

(No. 44) 事故後の備え

【作業工程：土づくり・苗づくり・植付け・栽培・収穫・出荷、重要度：必須】

規範項目	・事故後の農業生産の維持・継続に向けた保険の加入（労働者災害補償保険法に定める労災保険加入手続きは法令上の義務）																									
説明	・労災保険は、雇用労働者の業務災害時補償が目的の公的保険で、農業者も一定要件において特別加入制度で加入できます。万が一の際に、経営を維持し、家族等の生活を守るために重要ですので、労災保険に加入しましょう。																									
【取組内容】	<p>1 労働者災害補償保険への加入</p> <p>(1) 労災保険は労働者の業務上や通勤途中の災害によるけがや病気を対象とする制度で、次の農業経営形態の場合、労働者の保険加入手続きが必要です。</p> <p>① 法人経営を行っている（株式会社、農事組合法人等）。</p> <p>② 個人経営でも、5人以上の労働者を常時雇用している。</p> <p>③ 個人経営でも、労働者を雇用しており自らが農業労災に特別加入手続きをしている。</p> <p>(2) 労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかった場合は、使用者は労災保険で療養を行うか、必要な療養の費用を負担する必要があります。農作業事故が発生した場合に備え、労災保険（労働者災害補償保険）に加入し、必要に応じて傷害共済等各種の任意保険にも加入しておきましょう。</p> <p>2 農業機械の保険の加入</p> <p>(1) 乗用型トラクターをはじめとする農耕作業用小型特殊自動車（コンバイン、スピードスプレー等）の農耕作業用自動車で最高速度が35km/h未満のものについては、自動車損害賠償責任保険及び自動車損害賠償責任共済（自賠責保険）への加入義務はありませんが、路上等で万一事故が発生した場合には自己責任となることから、極力、任意保険に加入しましょう。</p> <p>(2) フォークリフト等の小型特殊自動車（農耕作業以外の特殊自動車で全長4.7m、全幅1.7m、全高2.8m、最高速度15km/h以下）を公道以外で使用する場合、自賠責保険の加入義務はありませんが、公道を一度でも走行する場合は加入が必要となります。</p> <p>3 外国人技能実習生</p> <p>実習実施機関は、実習生が技能等の修得活動を開始する前に、労働者災害保険に係る保険関係の成立の届出、その他これに類する措置を講じていることが義務付けられています。</p>	<p>《労災保険特別加入制度について》</p> <p>労災保険は、加入義務のない農業者の方も、以下のいずれかの場合、特別加入という形で任意加入できます。</p> <p>【指定農作業従事者】</p> <p>年間の農業生産物総販売額が300万円以上又は経営耕地面積2ヘクタール以上の規模の方で、以下の農作業に従事している方。</p>  <p>【指定農業機械作業従事者】</p> <p>農業者（労働者以外の家族従事者などを含む）であって、次に指定された機械を使用し農作業を行う方。</p> <table border="1" data-bbox="981 1444 1484 1736"> <tr> <td>① 動力耕うん機その他の農業用トラクター</td> <td>⑦ 次の定置式機械または携帯式機械</td> </tr> <tr> <td>② 動力溝掘機</td> <td>・動力揚水機</td> </tr> <tr> <td>③ 自走式田植機</td> <td>・動力草刈機</td> </tr> <tr> <td>④ 自走式スピードスプレーヤーその他の自走式防除用機械</td> <td>・動力カッター</td> </tr> <tr> <td>⑤ 自走式動力刈取機、コンバインその他の自走式収穫用機械</td> <td>・動力脱穀機</td> </tr> <tr> <td>⑥ トラックその他の自走式運搬用機械</td> <td>・動力剪定機</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・動力剪枝機</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・チェーンソー</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・単軌条式運搬機</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・コンベヤー</td> </tr> <tr> <td></td> <td>⑧ 無人ヘリコプター</td> </tr> <tr> <td></td> <td>（農薬、肥料、種子、もしくは融雪剤の散布または調査に用いるものに限る。）</td> </tr> </table> <p>【中小事業主等】</p> <p>詳しくは以下 URL を参照のこと。 http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/rousai/040324-9.html</p>	① 動力耕うん機その他の農業用トラクター	⑦ 次の定置式機械または携帯式機械	② 動力溝掘機	・動力揚水機	③ 自走式田植機	・動力草刈機	④ 自走式スピードスプレーヤーその他の自走式防除用機械	・動力カッター	⑤ 自走式動力刈取機、コンバインその他の自走式収穫用機械	・動力脱穀機	⑥ トラックその他の自走式運搬用機械	・動力剪定機		・動力剪枝機		・チェーンソー		・単軌条式運搬機		・コンベヤー		⑧ 無人ヘリコプター		（農薬、肥料、種子、もしくは融雪剤の散布または調査に用いるものに限る。）
① 動力耕うん機その他の農業用トラクター	⑦ 次の定置式機械または携帯式機械																									
② 動力溝掘機	・動力揚水機																									
③ 自走式田植機	・動力草刈機																									
④ 自走式スピードスプレーヤーその他の自走式防除用機械	・動力カッター																									
⑤ 自走式動力刈取機、コンバインその他の自走式収穫用機械	・動力脱穀機																									
⑥ トラックその他の自走式運搬用機械	・動力剪定機																									
	・動力剪枝機																									
	・チェーンソー																									
	・単軌条式運搬機																									
	・コンベヤー																									
	⑧ 無人ヘリコプター																									
	（農薬、肥料、種子、もしくは融雪剤の散布または調査に用いるものに限る。）																									

(4) 管理全般

(No. 45) 技術・ノウハウの保護・活用 【作業工程：計画、重要度：重要】

規範項目	・農業者自らが開発した技術・ノウハウ（知的財産）の保護・活用
説明	・農業生産の現場において、農業者自らが新たに開発した技術・ノウハウなどについては知的財産として積極的に保護し、活用しましょう。

【取組内容】

1 農業における知的財産について

最近では、農業現場で農業者自らが開発した技術等を「知的財産」として取り扱い、特許権・実用新案権を取得して活用する動きもでてきています。

2 知的財産の活用と保護

生産技術は「知的財産」として取り扱うことで、活用と保護が容易になります。活用方法として、「自らの技術で生産し、収穫物を販売する」、「技術を他者に使わせ、その使用料を徴収する」、「技術を使う権利そのものを販売する」のいずれかがあり、農業者自身の経営・販売戦略に照らし、どの方法を取るか考える必要があります。

3 知的財産の活用手段の選択

(1) 「知的財産」の保護、活用には、大きく分けて次の方法があります。

- ① 権利化：特許権又は実用新案権を取得は、実施や許諾により利益を得たり、消費者へのアピールなど、権利取得の目的が明確な場合に行います。
- ② 秘匿：開発者個人又は限られた地域で利用する技術で、権利を取得して実質的にも保護できない、他者が同じ技術を開発するのが困難な場合に行います。
- ③ 公開：学会で発表する、刊行物へ掲載する、他者に教えるなどの方法で、秘匿する必要がない場合や他者の特許化を防止する場合に行います。

(2) いずれも、技術内容等の文書化が必要となるため、専門家（弁理士等）からアドバイスを受けましょう。

《農林水産省「知的財産ルールブック」抜粋》

【URLは以下のとおり】

<https://www.jataff.jp/project/download/pdf/30-2009033011500313072.pdf>

特許権 発明やアイデアを保護

特許権とは、発明者が発明技術を独占的に実施できる権利

特許法に基づいて一定の期間

一口メモ
特許権を取るには、特許庁に出願後、審査請求（出願後3年以内）を行う必要があります。審査が通ったら、出願から審査2年審判付審判されます。特許料の支払いがなければ権利はなくなります。

Good! 特許権を取ると、そのアイデアや技術を自分だけで自由に使うことができます。その特許権を使って、自分で商品の製造や販売することもできますし、この特許権の利用を他人に許可して、特許使用料（ライセンス料）をもらうこともできます。

Attention! 特許は、先に出版した人に与えられますから、新しいアイデアや技術は早く出版することが大切です。特許出願前に、その内容を公開してしまうと、特許権がとれなくなるので、出版するまでは、他人に情報を漏らさないように注意しましょう。

規範項目	・登録品種の種苗の適切な使用（法令上の義務）											
説 明	<p>・高収量や高品質、耐病性等に優れた品種は農業生産の重要な柱であり、長期間の労力と費用をかけて育成され、種苗法及び種苗法施行規則によって、育成者の権利が保護されています。登録品種の種苗・収穫物の利用については、適正に行いましょう。</p>											
<p>【取組内容】</p> <p>1 品種育成者の権利保護</p> <p>(1) 登録品種を利用（生産、譲渡等）する際は、権利者の許諾が必要です。他人に穂木や種子を渡すなど、安易な登録品種の種苗の譲渡は、育成者の権利を侵害するばかりでなく、その品種を生産している他の生産者にも甚大な影響を及ぼしますので、決して行ってはなりません。</p> <p>(2) 以下のような場合は、農業者でも権利者の利用許可が必要です。</p> <p>① 栄養繁殖植物のうち自家増殖が禁止されている植物（82種類）を増殖する場合</p> <p>② いちご等の種苗をメリクロン培養のように別の作業過程を経て増殖する場合</p> <p>③ 契約で自家増殖が禁止されている場合</p> <p>④ 自家増殖して余った種苗を近所の農家に配布する場合（有償、無償を問わない）</p> <p>2 登録品種の利用許諾</p> <p>登録品種を利用する際に権利者の許諾を怠ると、民事請求を受けたり、刑事罰を科せられる場合があります。</p> <p>(1) 民事請求</p> <p>① 当該品種の生産・販売等の差止め</p> <p>② 無断利用によって育成者権者が被った損害賠償</p> <p>③ 無断利用によって育成者権者が被った信用の低下を回復するための措置</p> <p>(2) 刑事罰</p> <p>個人の場合は、10年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこれらの併科、法人の場合は、3億円以下の罰金。</p>		<p>《農業者でも権利者の利用許可が必要な植物》</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tbody> <tr> <td style="width: 20%;">①野菜</td> <td>トマト、だいこん、なす、にんじん、きゅうり、すいか、メロンなど</td> </tr> <tr> <td>②果樹</td> <td>くるみ、スグリなど</td> </tr> <tr> <td>③草花類</td> <td>アルストロメリア、ガーベラ、かすみ草、カーネーション、など</td> </tr> <tr> <td>④観賞樹</td> <td>アカシア、あじさい、クチナシ、ナナカマドなど</td> </tr> <tr> <td>⑤きのこ</td> <td>きくらげ、シイタケ、ひらたけ、ほんしめじなど</td> </tr> </tbody> </table> <p>【詳しくは以下のURL参照】</p> <p>http://www.hinsyu.maff.go.jp/act/seido.html</p>	①野菜	トマト、だいこん、なす、にんじん、きゅうり、すいか、メロンなど	②果樹	くるみ、スグリなど	③草花類	アルストロメリア、ガーベラ、かすみ草、カーネーション、など	④観賞樹	アカシア、あじさい、クチナシ、ナナカマドなど	⑤きのこ	きくらげ、シイタケ、ひらたけ、ほんしめじなど
①野菜	トマト、だいこん、なす、にんじん、きゅうり、すいか、メロンなど											
②果樹	くるみ、スグリなど											
③草花類	アルストロメリア、ガーベラ、かすみ草、カーネーション、など											
④観賞樹	アカシア、あじさい、クチナシ、ナナカマドなど											
⑤きのこ	きくらげ、シイタケ、ひらたけ、ほんしめじなど											

規範項目	・ほ場の位置、面積等に係る記録を作成し、保存
説明	・農業生産工程管理（GAP）に取り組む際の基礎的な情報として、工程管理の対象となるほ場の位置、面積等に係る記録を作成し保存しましょう。

【取組内容】

1 ほ場情報の台帳管理

(1) ほ場や施設の名義・場所が作業員間で統一されていないと、打合せや作業指示、作業記録に反映されないため、全てのほ場や施設をほ場管理台帳にして管理しましょう。その際、以下の点は必ず記載し、作業を指示・委託する場合には、作業員や受託者に対し、危険箇所等を説明しましょう。

- ① 傾斜や崖など、農業機械の出し入れが困難な地形や危険な場所
- ② 周辺ほ場からの農薬飛散や、周辺ほ場・住宅等への農薬飛散の可能性の有無

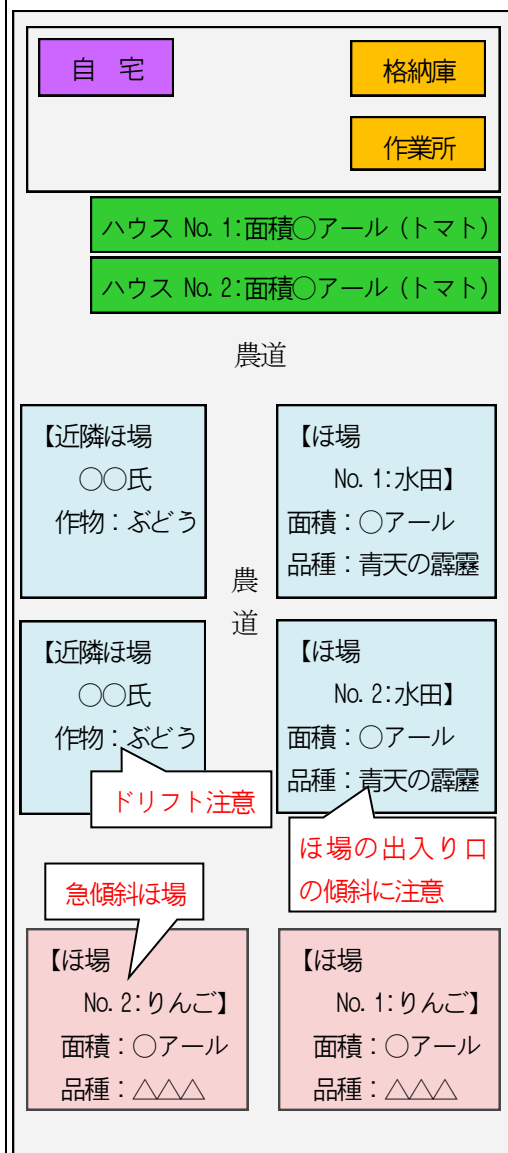
(2) ほ場管理台帳に基づき、農作業計画を策定する場合、前作の内容を考慮する必要がある時は、ほ場の栽培履歴などの情報を逐次、管理台帳に記録することも有効な手段となります。

2 ほ場情報の共有化

(1) ほ場の管理台帳は、GAPによる工程管理の基礎となるため、作成した管理台帳は事務室や作業場など、作業員全員が常に確認できる場所に配置し、情報の共有化を図りましょう。

(2) 管理台帳による危険箇所の把握だけではなく、実際に農作業事故等が発生した場合を想定した「危機管理のための対応マニュアル」や「緊急連絡先リスト」なども作成し、作業員全員が常に確認できる場所に配置しましょう。

《ほ場管理台帳の作成例》



《連絡先等の作成例》

区分	氏名	連絡先
栽培管理責任者	〇〇 △雄	090-1234-5678
品質管理責任者	〇〇 △雄	090-1234-5678
農薬使用管理者	□□ ○郎	090-2345-6789
肥料使用管理者	□□ ○郎	090-2345-6789
会計責任者	△△ △子	090-3456-9876

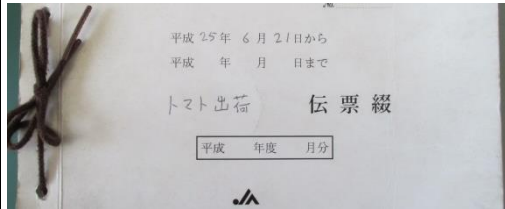
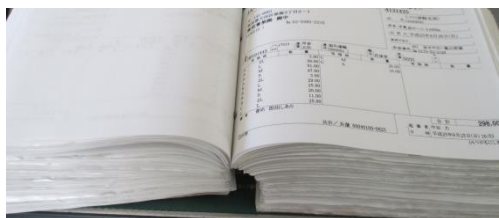
区分	氏名	連絡先	携帯連絡先
〇〇農協××支店	〇〇営農指導員	017-123-4567	090-1234-5678
〇〇市役所農林課	〇〇係長	017-123-2111	090-4321-7865
〇〇〇警察署		017-124-2221	緊急時は 110
〇〇〇消防署		017-124-2567	緊急時は 119

規範項目	・農薬及び肥料の使用に関する内容を記録し、保存																																																							
説 明	・農業者は法令に基づき農薬を使用したときに、使用年月日や使用場所、対象農作物等必要事項を帳簿に記載しなければなりません。また、肥料についても、事後に使用状況等を確認できるように、購入伝票や使用履歴等の記録を保管しましょう。																																																							
<p>【取組内容】</p> <p>1 農薬の使用記録</p> <p>(1) 農薬の総使用回数超過を防ぐため、農薬の使用前には、農薬のラベルと併せて農薬散布記録簿も必ず確認しましょう。</p> <p>(2) 農薬の使用方法(収穫前日数等)に違反しないよう、農作物の収穫・出荷前には、農薬散布履歴簿により農薬の使用後日数を確認しましょう。</p> <p>(3) 農薬を使用する者が、遵守すべき基準を定める省令に定められている帳簿記載事項</p> <p>① 使用月日、使用場所</p> <p>② 使用した農作物</p> <p>③ 使用した農薬の種類又は名称</p> <p>④ 単位面積当たりの使用量又は希釈倍数</p> <p>(4) 環境と調和のとれた農業生産活動規範においても、農薬の使用状況等の記録の保存を、農業者が環境保全のために最低限取り組むべき事項としています。</p> <p>2 肥料の使用記録</p> <p>(1) 肥料を使用した場合は、以下について使用記録簿に記載しましょう。</p> <p>① 施用月日、施用場所</p> <p>② 施用した農作物</p> <p>③ 施用した肥料の名称</p> <p>④ 施用面積、施用した量</p> <p>(2) 肥料の使用記録と併せて、農作物の生育の良否についても記録しましょう。これらは施肥管理の実際面での効果につながるとともに、次作の施肥設計の際に重要なデータとなります。</p>	<p>《農薬・肥料使用記録簿》</p> <p>【農薬使用記録 様式例】</p> <p>様式は特に決められていませんが、生産履歴管理又は栽培管理日誌として記載できます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">防除日誌</td> </tr> <tr> <td>作物名</td> <td>ぶどう</td> <td>氏名</td> <td colspan="2">青森野 正直</td> </tr> <tr> <td>品 種</td> <td>〇〇〇</td> <td>地 番</td> <td>2-3</td> <td>面 積 1.0a</td> </tr> <tr> <th>月 日</th> <th>対象病害虫</th> <th>薬 剤 名</th> <th>倍 率・使用量</th> <th>メ モ</th> </tr> <tr> <td>4/15</td> <td>晚腐病</td> <td>〇〇液剤</td> <td>250倍</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5/12</td> <td>フタテンヒメヨコバイ</td> <td>△△水和剤</td> <td>2000倍</td> <td>昨年より発生早め</td> </tr> <tr> <td>6/3</td> <td>灰色かび病</td> <td>××水和剤</td> <td>800倍</td> <td></td> </tr> <tr> <td>：</td> <td>：</td> <td>：</td> <td>：</td> <td>：</td> </tr> </table> <p>【肥料使用記録 様式例】</p> <p>肥料使用状況</p> <p>作物名 こぼろ 氏名 _____</p> <p>品種名 こぼろ ほ場名 _____ 面積 _____</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>月 日</th> <th>作業名</th> <th>肥料名(成分)</th> <th>使用量10a当たり</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	防除日誌					作物名	ぶどう	氏名	青森野 正直		品 種	〇〇〇	地 番	2-3	面 積 1.0a	月 日	対象病害虫	薬 剤 名	倍 率・使用量	メ モ	4/15	晚腐病	〇〇液剤	250倍		5/12	フタテンヒメヨコバイ	△△水和剤	2000倍	昨年より発生早め	6/3	灰色かび病	××水和剤	800倍		：	：	：	：	：	月 日	作業名	肥料名(成分)	使用量10a当たり	備 考										
防除日誌																																																								
作物名	ぶどう	氏名	青森野 正直																																																					
品 種	〇〇〇	地 番	2-3	面 積 1.0a																																																				
月 日	対象病害虫	薬 剤 名	倍 率・使用量	メ モ																																																				
4/15	晚腐病	〇〇液剤	250倍																																																					
5/12	フタテンヒメヨコバイ	△△水和剤	2000倍	昨年より発生早め																																																				
6/3	灰色かび病	××水和剤	800倍																																																					
：	：	：	：	：																																																				
月 日	作業名	肥料名(成分)	使用量10a当たり	備 考																																																				

(No. 49) 情報の記録・保管 【作業工程：収穫・出荷、重要度：重要】

規範項目	・種子（野菜・米のみ）・苗、堆肥、土壌改良資材、肥料、農薬等の購入伝票等の保存、資材の殺菌消毒、保守管理の記録の保存																																																																										
説明	・農業生産活動に関する情報や農薬・肥料等の生産資材の施用状況を事後に確認できるように購入伝票等を保存し、資材の殺菌消毒等の作業記録や保守管理に関する記録を保管しましょう。																																																																										
<p>【取組内容】</p> <p>1 購入伝票の保存 種子、苗、堆肥、土壌改良資材、肥料、農薬等の購入伝票や関連する記録帳票（ノート、伝票を含む）は保存しておきましょう。</p> <p>2 農作業の記録 生産活動の内容が確認できるよう、かんがいの実施、資材の使用・洗浄・消毒、施設や機器の清掃等の取組も記録しておきましょう。</p> <p>3 記録の保存 これらの伝票等を保存することは、GAPに基づく点検や他者からの説明の求めなどに対する上でも不可欠であり、記録は、GAPに基づく点検を行うまではもちろんのこと、点検後、少なくとも1年程度（次回の点検まで）は保存しておきましょう。</p> <p>4 農作業工程の管理 農薬や肥料を含む農作業工程を記録することで以下のことも期待できます。</p> <p>(1) 消費者への情報提供による農産物の信頼度の向上</p> <p>(2) 農薬を含む資材の効果的な使用法が検証でき、結果的に無駄が減少</p> <p>(3) 栽培技術のチェックで安定生産や品質の向上、労働時間や経費の節減に役立つ</p> <p>(4) 万が一の食品危害に際しての原因究明の重要な手がかりとなり、素早い原因究明・対応が可能となります。</p>	<p>《生産履歴等》</p> <p>生産履歴の例</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th colspan="4">栽培記録（生産履歴）</th> </tr> <tr> <td>品目</td> <td>トマト</td> <td>品種</td> <td>桃太郎</td> </tr> <tr> <td>生産者住所</td> <td colspan="3">〇〇町〇〇1</td> </tr> <tr> <td>生産者氏名</td> <td colspan="3">青森 太郎</td> </tr> <tr> <td>生産ほ場</td> <td>〇〇町〇〇</td> <td>面積</td> <td>100 a</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>区分</th> <th>資材名</th> <th>施用年月日</th> <th>施用量</th> </tr> <tr> <td>土づくり</td> <td>ポカシ</td> <td>4月5日</td> <td>〇〇kg/10a</td> </tr> <tr> <td>施肥</td> <td>化成〇号</td> <td>4月20日</td> <td>〇〇kg/10a</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>区分</th> <th>農薬名</th> <th>使用年月日</th> <th>使用量</th> </tr> <tr> <td>除草</td> <td>〇△フロアブル</td> <td>6月8日</td> <td>500ml/10a</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>区分</th> <th>農薬名</th> <th>使用年月日</th> <th>使用量</th> </tr> <tr> <td>病害虫防除</td> <td>〇〇粒剤</td> <td>6月20日</td> <td>4kg/10a</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>作業工程</th> <th>作業時期</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>堆肥施用</td> <td>4月5日</td> <td></td> </tr> </table> <p>農薬管理台帳の例</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th colspan="6">農薬管理台帳</th> </tr> <tr> <th>品名</th> <th>購入年月日</th> <th>数量</th> <th>使用年月日</th> <th>数量</th> <th>在庫数量</th> </tr> <tr> <td>〇△液剤</td> <td>5月10日</td> <td>10</td> <td>5月20日</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> </table>			栽培記録（生産履歴）				品目	トマト	品種	桃太郎	生産者住所	〇〇町〇〇1			生産者氏名	青森 太郎			生産ほ場	〇〇町〇〇	面積	100 a	区分	資材名	施用年月日	施用量	土づくり	ポカシ	4月5日	〇〇kg/10a	施肥	化成〇号	4月20日	〇〇kg/10a	区分	農薬名	使用年月日	使用量	除草	〇△フロアブル	6月8日	500ml/10a	区分	農薬名	使用年月日	使用量	病害虫防除	〇〇粒剤	6月20日	4kg/10a	作業工程	作業時期	備考	堆肥施用	4月5日		農薬管理台帳						品名	購入年月日	数量	使用年月日	数量	在庫数量	〇△液剤	5月10日	10	5月20日	5	5
	栽培記録（生産履歴）																																																																										
	品目	トマト	品種	桃太郎																																																																							
	生産者住所	〇〇町〇〇1																																																																									
	生産者氏名	青森 太郎																																																																									
	生産ほ場	〇〇町〇〇	面積	100 a																																																																							
	区分	資材名	施用年月日	施用量																																																																							
	土づくり	ポカシ	4月5日	〇〇kg/10a																																																																							
	施肥	化成〇号	4月20日	〇〇kg/10a																																																																							
	区分	農薬名	使用年月日	使用量																																																																							
除草	〇△フロアブル	6月8日	500ml/10a																																																																								
区分	農薬名	使用年月日	使用量																																																																								
病害虫防除	〇〇粒剤	6月20日	4kg/10a																																																																								
作業工程	作業時期	備考																																																																									
堆肥施用	4月5日																																																																										
農薬管理台帳																																																																											
品名	購入年月日	数量	使用年月日	数量	在庫数量																																																																						
〇△液剤	5月10日	10	5月20日	5	5																																																																						

(No. 50) 情報の記録・保管 【作業工程：収穫・出荷、重要度：重要】

規範項目	・野菜・果実・麦等の農産物の出荷に関する記録の保存（農協等への販売の委託を行う場合、記録の作成・保存を依頼等してよい）	
説明	<p>・野菜・果実・麦等の農産物は、食品衛生法により、生産から小売りに至る各段階の記録と保存が求められているため、生産者は生産から出荷に係る記録を作成・保管しましょう。</p>	
【取組内容】	<p>1 記録の作成・保存の必要性</p> <p>食品衛生法において、「食品等事業者は、販売食品等に起因する食品衛生上の危害の発生防止に必要な限度において、当該食品等事業者に対して販売食品等又はその原材料の販売を行った者の名称、その他必要な情報に関する記録を作成し、これを保存するように努めなければならない」と定められており、対象事業者は、食品の原料又は材料として使用する農林水産物の生産者となります。</p> <p>2 記録の作成・保存</p> <p>(1) 野菜及び果実の出荷に際して、農林水産物の生産者が記録の作成、保存に努めるべき内容として次の事項があります。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 生産品の品名 ② 生産品の出荷又は販売先の名称及び所在地 ③ 出荷又は販売年月日 ④ 出荷量又は販売量（出荷又は販売先ごと1回又は1日ごと） ⑤ 食品衛生法第11条の規格基準（微生物、残留農薬等）への適合に係る検査を実施した場合の記録等 ⑥ 記録は3年間、保存しましょう。 <p>(2) 生産者が販売を委託している農協等の第三者に対して、出荷記録の作成及び保存を依頼することも可能です。</p>	<p>《出荷に係る伝票》</p>  

規範項目	・米穀等の取引等に関する内容の記録の作成・保持（法令上の義務を含む）
説明	<p>・米や米加工品については、「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（米トレーサビリティ法）」により、出荷・販売、加工・製造に関する必要事項が記載された伝票等の受領・保存等を行わなければなりません。</p> <p>食品事故が発生した際の原因の究明のためにも大変重要です。</p>

【取組内容】

1 米トレーサビリティ法

(1) 米穀（もみ、玄米、精米、砕米）、米粉、米飯類（各種弁当、米飯を調理したもの、冷凍食品、レトルト食品、缶詰含む）、米加工品（餅、だんご、米菓、清酒）などの米・米加工品については、米穀等の取引等に係る情報及び産地情報の伝達に関する法律（米トレーサビリティ法）により、次の事項に係る記録の作成・保存が義務付けられています。

- ①品名、②産地、③数量、④取引年月日、⑤取引先の相手方の氏名又は名称、⑥搬入又は搬出した場所、⑦用途限定米穀についてはその用途

(2) 作成した記録は、3年間保存する必要があります。ただし、消費期限が付された商品については、3か月、賞味期限が3年を超える商品については5年間の保存が必要となります。

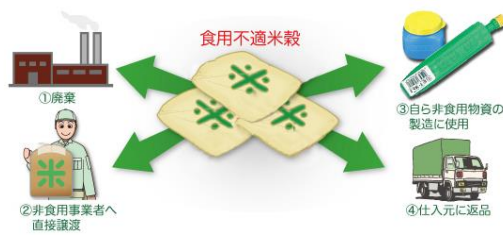
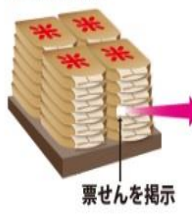
2 食品衛生法

(1) 事業者は、食品衛生法に基づき、次の事項について可能な限り記録し、一定の期間保存する必要があります。

- ①生産品の品名、②生産品の出荷又は販売先の名称及び所在地、③出荷又は販売年月日、④出荷量又は販売量（出荷又は販売先ごと1回又は1日ごと）、⑤食品衛生法第11条の規格基準（微生物、残留農薬等）への適合に係る検査を実施した場合の記録等

(2) 保存期間は農作物の流通実態に応じて合理的な期間となるよう設定しましょう。

《米トレーサビリティ法》

規範項目	<ul style="list-style-type: none"> ・用途限定米穀、食用不適米穀の適切な保管（法令上の義務） ・用途限定米穀、食用不適米穀の適切な販売・処分（法令上の義務） 																																								
説明	<p>・加工用米等の用途限定米穀については、「主要な食糧の需給及び価格の安定に関する法律」（食糧法）に基づき、その取扱いに関するルールが定められているため、出荷及び販売を行う事業者は、用途限定米穀、食用不適米穀を適切に保管しましょう。</p>																																								
<p>【取組内容】</p> <p>1 用途限定米穀の場合</p> <p>(1) 用途限定米穀（いわゆる生産調整として取り組まれる加工用米（地域流通契約を含む）、新規需要米（米粉用、飼料用等）など）を、その定められた用途以外に使用し、又は使用する目的で出荷・販売してはいけません。</p> <p>(2) 用途限定米穀を保管する場合、用途ごとに別棟又は別はいで保管し、用途が明らかとなるよう「票せん」により掲示してください。</p> <p>(3) 用途限定米穀を販売する場合の措置</p> <p>① 紙袋等の包装に用途を表示してください。加工用米は「加」、米粉用米は「粉」、飼料用米は「飼」、その他用途は、その用途に即して輸出用などと表示しましょう。</p> <p>② 需要者に直接又は需要者団体を通じて販売する。</p> <p>③ 定められた用途に確実に使用されるよう措置すること。定められた用途に確実に使用する旨の誓約書の提出、転売禁止及び違反した場合の違約措置を契約書に明記する。</p> <p>(4) 自ら出荷・販売した用途限定米穀の用途外使用が判明したときには、速やかに関係機関（農政局又は県）に連絡してください。</p> <p>2 食用不適米穀の場合</p> <p>かびが付着した米穀や、重金属や残留農薬の基準値を超えた米穀は、食糧不適米穀となるため、販売してはいけません。米穀とは厳格に区分して管理し、食用不適米穀であることを「票せん」により掲示します。また、食用不適米穀は、廃棄するか関係法令に留意して非食用（飼用、バイオ燃料等）として適切に処理してください。</p> <p>3 記録・保存</p> <p>米トレーサビリティ法に基づき取引記録等の作成・保存を行い、国や県から求めがあった場合は、その記録を速やかに提示しなければなりません。</p>	<p>《用途限定米穀の種類》</p> <p>① 加工用米 清酒等の酒類、加工米飯、みそなどの調味料、上新粉などの粉類、米菓類等の原料用</p> <p>② 新規需要米 飼料用、米粉用（パン、麺等の従来とは異なる用途）、輸出用、バイオエタノール用等</p> <p>③ 備蓄米 国の備蓄用の買入れに係る米穀</p> <p>④ 区分出荷米 米以外の原料や輸入米粉調製品の原料の代替用途等に限定した用途</p> <p>【食用不適米穀の措置】</p>  <p>① 廃棄 ② 非食用事業者へ直接譲渡 ③ 自ら非食用物資の製造に使用 ④ 仕入元に返品</p> <p>※食用不適米穀とは</p> <p>① カビが付着した米穀 ② 重金属の基準値を超えた米穀 ③ 残留農薬基準値を超えた米穀</p> <p>【用途限定米穀の保管】</p> <p>用途限定米穀</p>  <p>【票せんの例】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">用途限定米穀（米粉用米）</th> </tr> <tr> <th>種類</th> <th>年産産地</th> <th>銘柄</th> <th>等級</th> <th>包装量目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水稲うるち</td> <td>21</td> <td>〇〇</td> <td>コシヒカリ</td> <td>3 カミ30kg</td> </tr> <tr> <th>年月日</th> <th>摘要</th> <th>受入</th> <th>払出</th> <th>在庫</th> </tr> <tr> <td>21.10.10</td> <td>JA◇◇</td> <td>50</td> <td></td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>21.10.15</td> <td>JA△▽</td> <td>50</td> <td></td> <td>100</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	用途限定米穀（米粉用米）					種類	年産産地	銘柄	等級	包装量目	水稲うるち	21	〇〇	コシヒカリ	3 カミ30kg	年月日	摘要	受入	払出	在庫	21.10.10	JA◇◇	50		50	21.10.15	JA△▽	50		100										
用途限定米穀（米粉用米）																																									
種類	年産産地	銘柄	等級	包装量目																																					
水稲うるち	21	〇〇	コシヒカリ	3 カミ30kg																																					
年月日	摘要	受入	払出	在庫																																					
21.10.10	JA◇◇	50		50																																					
21.10.15	JA△▽	50		100																																					

2 規範に関連する情報及び法令等の検索場所

(1) 関連情報

関連情報	規範 No
<ul style="list-style-type: none"> 「野菜の衛生管理に関する情報」 (農林水産省) http://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_yasai/ 	1、8、10、11、12、 13、14、15、19、20
<ul style="list-style-type: none"> 「登録・執行農薬情報」 (独立行政法人農林水産消費安全技術センター) http://www.acis.famic.go.jp/toroku/ 	2
<ul style="list-style-type: none"> 「農薬コーナー」 (農林水産省) http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/ 	2、3、21、22、26、 48
<ul style="list-style-type: none"> 「農薬登録情報提供システム」 (独立行政法人農林水産消費安全技術センター) http://www.acis.famic.go.jp/searchF/vtllm000.html 	4
<ul style="list-style-type: none"> 「残留農薬のポジティブリスト制度と農薬のドリフト対策」 (農林水産省) http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_drift/ 	5、25
<ul style="list-style-type: none"> 「水稻のカドミウム吸収抑制のための対策技術マニュアル」 http://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_cd/taisaku/pdf/D3.pdf 	6
<ul style="list-style-type: none"> 「食品中のカドミウムに関する情報」 (農林水産省) http://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_cd/index2016.html 	6
<ul style="list-style-type: none"> 「食品のかび毒に関する情報」 (農林水産省) http://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/risk_analysis/priority/kabidoku/ 	7、16、17
<ul style="list-style-type: none"> 「あおもり堆肥ネットワーク推進協議会」 (青森県畜産協会) http://aomori.lin.gr.jp/taihi/index.html 	9
<ul style="list-style-type: none"> 「肥料」 (農林水産省) http://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_hiryu/ 	9、48
<ul style="list-style-type: none"> 「米 (稲) ・麦・大豆」 (農林水産省) http://www.maff.go.jp/j/syouan/keikaku/soukatu/ 	18
<ul style="list-style-type: none"> 「環境保全型農業関連情報」 (農林水産省) http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/hozen_type/ 	22、23、24、29、 30、31、32
<ul style="list-style-type: none"> 「総合的病害虫・雑草管理 (IPM) 実践指針」 (農林水産省) http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/gaicyu/g_ipm/ 	23、24
<ul style="list-style-type: none"> 「青森県 IPM 実践指標」 (水稻、りんご、施設トマト、ながいも、なし、もも、大豆) http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/sanzen/ipm.html 	23、24
<ul style="list-style-type: none"> 「農薬飛散による被害の発生を防ぐために」 (環境省リーフレット) http://www.env.go.jp/water/noyaku/hisan_risk/leaflet1.html 	25
<ul style="list-style-type: none"> 「クロルピクリン工業会ホームページ」 http://www.chloropicrin.jp/ 	26
<ul style="list-style-type: none"> 「健康な土づくり」技術マニュアル」青森県) http://www.pref.aomori.lg.jp/sangyo/agri/2008-0710_tutidukuri_top.html 	27、28

関連情報	規範 No
<ul style="list-style-type: none"> 「青森県減肥基準」 http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/sanzen/files/2009-0408-2046.pdf 	27、28
<ul style="list-style-type: none"> 「農業機械の省エネルギー利用マニュアル」 (農林水産省) http://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/pdf/nouki_manual2.pdf 	33
<ul style="list-style-type: none"> 「セイヨウオオマルハナバチの飼養等許可の申請を行う方へ」 (環境省) https://www.env.go.jp/nature/intro/3breed/maruhana.html 	34
<ul style="list-style-type: none"> 「鳥獣被害対策コーナー」 (農林水産省) http://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/ 	35
<ul style="list-style-type: none"> 「農作業安全対策」 (農林水産省) http://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/ 	36、37、38、39、 40、41、42、43、44
<ul style="list-style-type: none"> 「農作業安全情報センター」 (農研機構生物系特定産業技術研究支援センター) http://www.naro.affrc.go.jp/org/brain/anzenweb/ 	36
<ul style="list-style-type: none"> 「安全鑑定」 (農研機構生物系特定産業技術研究支援センター) http://www.naro.affrc.go.jp/brain/iam/test/tstamn/ 	40
<ul style="list-style-type: none"> 「知的財産関係テキスト、指針」 (農林水産省) http://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/b_data/ 	45
<ul style="list-style-type: none"> 「品種登録ホームページ」 (農林水産省) http://www.hinsyu.maff.go.jp/ 	46
<ul style="list-style-type: none"> 「農業生産工程管理 (GAP) に関する情報」 (農林水産省) http://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/gap/ 	49
<ul style="list-style-type: none"> 「健康・医療・食品」 (厚生労働省) http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/ 	50
<ul style="list-style-type: none"> 「トレーサビリティ関係」 (農林水産省) http://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/trace/ 	50
<ul style="list-style-type: none"> 「トレーサビリティ法の概要」 (農林水産省) http://www.maff.go.jp/j/syouan/keikaku/kome_toresa/ 	51
<ul style="list-style-type: none"> 「お米の流通に係る制度」 (農林水産省) http://www.maff.go.jp/j/syouan/keikaku/beikoku/ 	52

(2) 関連法令等

関連法令	規範 No
<ul style="list-style-type: none"> 「コーデックス生鮮果実・野菜衛生実施規範」(第26回コーデックス委員会) http://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_yasai/pdf/codex.pdf 	1、8、10、13、14、 15、20、49
<ul style="list-style-type: none"> 「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針」 http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082847.html 	1、17、18
<ul style="list-style-type: none"> 「農薬取締法」(農林水産省) http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_kaisei/zenbun.html 	2、4
<ul style="list-style-type: none"> 「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令」(農林水産省) http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_kaisei/k_kizyun.html 	2、4、5、21、22、 25、26、48
<ul style="list-style-type: none"> 「農薬の飛散による周辺作物への影響防止対策について」(農林水産省) http://www.maff.go.jp/j/kokuji_tuti/tuti/t0000819.html 	2、5
<ul style="list-style-type: none"> 「農薬適正使用の指導に当たっての留意事項」(農林水産省) http://www.maff.go.jp/j/kokuji_tuti/tuti/t0000820.html 	3、22
<ul style="list-style-type: none"> 「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について」(厚生労働省) http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/shokuhin/zanryu/sekoutsuchi.html 	6、16
<ul style="list-style-type: none"> 「コメ中のカドミウム濃度低減のための実施指針の策定について」(農林水産省) http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/nouan/110804.html 	6
<ul style="list-style-type: none"> 「麦類のデオキシニバレノール・ニバレノール汚染低減のための指針の策定・普及について」(農林水産省) http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/nouan/081217.html 	7
<ul style="list-style-type: none"> 「栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針」(農林水産省) http://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_yasai/pdf/sisin.pdf 	8、10、11、12、13、 14、15、19、20
<ul style="list-style-type: none"> 「家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本指針」(農林水産省) http://www.maff.go.jp/j/chikusan/kikaku/lin/l_hosin/pdf/katiku_haiset_u_kihon_hoshin_h27.pdf 	9
<ul style="list-style-type: none"> 「農業技術の基本方針」(農林水産省) http://www.maff.go.jp/j/press/kanbo/kihyo03/130228.html 	9
<ul style="list-style-type: none"> 「食品衛生法」(厚生労働省) http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S22/S22H0233.html 	16、17、50、51
<ul style="list-style-type: none"> 「りんご果汁及びりんご果汁を原材料とする飲料のバツリン汚染防止及び低減のための実施規範」(第26回コーデックス委員会) http://www.pref.toyama.jp/sections/1612/Toyama_GAP/57.pdf 	16
<ul style="list-style-type: none"> 「大規模乾燥調製貯蔵施設の設置・運営に当たっての留意事項」(農林水産省) http://www.maff.go.jp/j/seisan/suisin/tuyoi_nougyou/t_tuti_other/pdf/ryui_ziko.pdf 	17、18、43
<ul style="list-style-type: none"> 「地力増進基本指針」(農林水産省) 	22、27、28、29

http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/hozen_type/h_dozyo/pdf/chi4.pdf

関連法令等	規範 No
<ul style="list-style-type: none"> 「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（農林水産省） http://www.maff.go.jp/j/chikusan/kankyo/taisaku/t_info/01_kihan/ 	23、24、27、28、29、 30、32、33、48、49、
<ul style="list-style-type: none"> 「総合的病害虫・雑草管理（IPM）実践指針について」（農林水産省） http://www.maff.go.jp/j/kokuji_tuti/tuti/t0000830.html 	23、24
<ul style="list-style-type: none"> 「住宅地等における農薬使用について」（農林水産省） http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_tekisei/jutakuti/ 	25
<ul style="list-style-type: none"> 「クロルピクリン剤等の土壌くん蒸剤の適正使用について」（農林水産省） http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/pdf/cropic.pdf 	26
<ul style="list-style-type: none"> 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（環境省） http://www.env.go.jp/recycle/waste/laws.html 	30、31
<ul style="list-style-type: none"> 「悪臭防止法」（環境省） http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S46/S46H0091.html 	31
<ul style="list-style-type: none"> 「青森県稲わら有効利用の促進及び焼却防止に関する条例」 http://reiki.pref.aomori.lg.jp/reiki_honbun/ac00126541.html 	31
<ul style="list-style-type: none"> 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（環境省） http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H16/H16H0078.html 	34
<ul style="list-style-type: none"> 「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置法に関する法律」（農林水産省） http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H19/H19H0134.html 	35
<ul style="list-style-type: none"> 「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を実施するための基本的な指針」（農林水産省） http://www.maff.go.jp/j/press/seisan/saigai/120629.html 	35
<ul style="list-style-type: none"> 「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」（農林水産省） http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H14/H14H0088.html 	35
<ul style="list-style-type: none"> 「農作業安全のための指針について」（農林水産省） http://www.naro.affrc.go.jp/org/brain/enzenweb/shishin/shishin.htm 	36、37、38、39、 40、41、42、44
<ul style="list-style-type: none"> 「農作業安全対策の推進について」（農林水産省） http://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/enzen/pdf/h18-6674.pdf 	40
<ul style="list-style-type: none"> 「個別農業機械留意事項」（農林水産省） http://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/enzen/pdf/link10_2.pdf 	41
<ul style="list-style-type: none"> 「毒物及び劇物取締法」（厚生労働省） http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S25/S25H0303.html 	42
<ul style="list-style-type: none"> 「消防法」（総務省） 	42

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S23/S23H0186.html>

関連法令等	規範 No
・「労働基準法」(厚生労働省) http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S22/S22H0049.html	44
・「労働者災害補償保険法」(厚生労働省) http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S22/S22H0050.html	44
・「農業の現場における知的財産取扱指針」(農林水産省) http://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/gap/g_kaigi/210929/pdf/siry6.pdf	45、46
・「種苗法」(農林水産省) http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H10/H10H0083.html	46
・「種苗法施行規則」(農林水産省) http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H10/H10F03701000083.html	46
・「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」 (農林水産省) http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H21/H21H0026.html	51
・「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」(農林水産省) http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H06/H06H0113.html	52
・「米穀の出荷販売事業者がすべき事項を定める省令」(農林水産省) http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H21/H21F17001000063.html	52

参 考 資 料

- 米 のGAP規準 ▪ チェックシート
- 麦 のGAP規準 ▪ チェックシート
- 野菜のGAP規準 ▪ チェックシート
- 果樹のGAP規準 ▪ チェックシート

【参考様式】

- 栽培記録簿様式
- 農薬使用記録簿様式
- 肥料使用記録簿様式
- 農薬・肥料在庫管理簿様式

米のGAP規準

部会名：〇〇農協 △△部会
(部会長 〇〇 〇〇)

作業区分	No	規範項目・取組事項	評価基準	判定 (○、×、△)		対策	
					コメント		時期
準備	重要	47	ほ場の位置、面積等に係る記録の作成・保存				
			ほ場の位置、面積等に係る記録を作成し保存する。	ほ場の情報は台帳管理し、ほ場管理台帳の情報は共有化しましたか。			
	重要	1	ほ場やその周辺環境（土壌や汚水等）、廃棄物、資材等からの汚染防止				
			農産物の汚染を防ぐために、ほ場やその周辺に有害微生物や化学物質等の汚染源がないか確認する。	ほ場内及び用水路周辺を見回り、汚染物質や汚染源がないことを確認しましたか。			
	重要	39	農作業事故につながる恐れのある作業環境の改善等による対応の実施				
			農作業事故防止のために地域内の危険箇所のマップや表示板等の設定や危険箇所の周知を図る。	事故が発生しやすい危険箇所等の確認を事前に行い表示板等を設置し注意喚起しましたか。			
	重要	9	堆肥を施用する場合には、病原性微生物による汚染の防止や外来雑草種子殺滅のため、数日間、高温で発酵したものを施用				
		未熟堆肥は農産物の生育障害や病原性微生物汚染、外来雑草の繁茂等の原因となるので使用しない。	堆肥は完熟した堆肥であることを確認し使用しましたか。				
重要	28	堆肥等の有機物の施用等による適正な土壌管理の実施					
		有機物は土壌の性質を良好にし、養分を持続的に供給するなど、環境保全機能の維持に重要です。	稲わらや堆肥等の有機物の適正施用による土づくりを行っていますか。				
推奨	29	土壌の浸食（流出）を軽減する対策の実施					
		畦畔や法面は除草剤の散布等により弱くなりますので、必要に応じて被覆作物栽培等の対策をします。	傾斜地等では、強い降雨による土壌の浸食から畦畔を保護する対策を実施しましたか。				
必須	46	登録品種の種苗の適切な使用					
		登録品種は種苗法等によって育成者の権利が保護されています。	登録品種を利用する際は、権利者の許諾を取りましたか。				
育苗・栽培管理	必須	22	水田代かき後の濁水や農薬流出を防止する対策の実施				
			濁水の流出によって作土層が失われ、肥効成分の流失や下流域の富栄養化等の原因につながります。	代かきは浅水で濁水の流出を防止、除草剤散布後は止水管理等を行っていますか。			
	重要	27	土壌診断の結果を踏まえた肥料の適正な施用や、県の施肥基準やJAの栽培暦等で示している施肥量、施肥方法等に即した施肥の実施				
		肥料の過剰施用は、収量や品質低下、コスト増加、河川・地下水の環境汚染を招くため、適正な施肥を行う。	肥料は土壌診断や施肥基準・栽培暦等に基づき適正な施肥量や施肥方法で実施していますか。				
必須	6	過去の米穀や生産環境におけるカドミウムの情報を踏まえ、必要に応じて湛水管理等の低減対策の実施					
		高濃度のカドミウムを含む米穀が生産されると判断される地域では吸収抑制対策を実施する。	カドミウム対策として出穂前後3週間、継続した湛水管理を行いましたか。				

作業区分	No	規範項目・取組事項	評価基準	判定 (○、×、△)		対策	
					コメント		時期
防除	推奨 24	発生予察情報の利用などにより病害虫の発生状況を把握した上での防除の実施や農薬と他の防除手段を組み合わせた防除の実施	化学農薬の使用を最小限とするため、発生状況に応じた適期防除や発生しにくい環境づくりを行う。	病害虫防除の実施は病害虫の発生予察状況等の情報を活用しましたか。			
	推奨 23	病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくり	周辺環境への負荷軽減のため、栽培全体を見渡し、病害虫が発生しにくい環境づくりを行う。	ほ場周辺の雑草の刈り取りなど耕種的方法による病害虫防除に努めていますか。			
	必須 3	農薬使用前における防除器具等の十分な点検、使用後における十分な洗浄	防除器具に残っている農薬が他の適用の無い作物に散布されないように点検・洗浄を十分行う。	農薬散布の使用前防除器具の点検や使用後の十分な洗浄を行っていますか。			
	必須 2	無登録農薬及び無登録農薬の疑いのある資材の使用禁止	農薬は農薬取締法に基づき登録制度を設けています。農林水産省の登録番号を必ずチェックする。	無登録農薬及び無登録農薬の疑いのある資材は使用していませんか。			
	必須 4	農薬の使用の都度、容器又は表示内容を確認し、表示内容を守って農薬を使用	農薬を使用するごとに、表示内容を確認し、表示内容を守って適正に使用する。	農薬は使用の都度、表示内容を確認し、使用基準を守って必要な量だけ使用しましたか。			
	重要 21	農薬の使用残が発生しないように必要な量だけを秤量して散布液を調製	農薬の使用残は環境負荷の要因となることから、表示されている使用量を計算して調製する。	農薬は使い切りできるように調合するように努め、残った場合は適正に処理しましたか。			
	必須 5	農薬散布時における周辺作物への影響の回避	適用作物以外には農薬を使用してはいけないことから、周辺作物への飛散防止対策を実施する。	農薬は他の作物やほ場へ飛び散らないよう風の強さや風向き等を考えて散布していますか。			
重要 25	農薬散布時における周辺住民等への影響の回避	農薬を適正に使用しないと人や生活環境に悪影響を及ぼすため、住宅地近隣での使用時は注意する。	住宅地の近接ほ場では住民への健康被害が生じないよう周知や飛散防止に努めましたか。				
収穫・調製・出荷	必須 17	米穀・麦の清潔で衛生的な取扱い	販売する米穀は、食品衛生法に基づき衛生的な取扱いが義務付けられているので管適切な理を徹底する。	乾燥・調製・貯蔵中のかび発生や異物混入防止などの品質管理、衛生管理を実施しましたか。			
	重要 18	収穫・乾燥調製時の異種穀粒・異物混入を防止する対策の実施	異品種や異物混入は商品価値を低下させ、産地の信用を失うため、施設の清掃や整頓を実施する。	収穫時の異品種や異物の除去、施設内での異物混入が起きないように施設の清掃を行っていますか。			
	重要 43	施設の適正な管理・運営及び施設の管理者とオペレーターとの責任分担の明確化	大規模乾燥調製施設の設置・運営を適正に行うため管理者とオペレーターの責任分担を明確化する。	大規模乾燥調製施設では、管理者とオペレーターとの責任分担を明確に区分していますか。			
	必須 51	米穀等の取引等に関する内容の記録の作成・保持	米トレーサビリティ法により出荷・販売、加工・製造等の伝票等の受領・保存を行う必要があります。	米穀等の出荷・販売、加工・製造の伝票等の受領や保存を行っていますか。			

作業	区分	No	規範項目・取組事項	評価基準	判定 (○、×、△)		対策	
						コメント		時期
出荷	必須	52	用途限定米穀、食用不適米穀の適切な保管、用途限定米穀、食用不適米穀の適切な販売・処分					
			加工用米等の用途限定米穀は食糧法に基づき取扱ルールが決まっています。適切な取扱いが必要です。	用途限定米穀、食用不適米穀は適切に保管し、販売または処分していますか。				
		30	農業生産活動に伴う廃棄物の適正な処理の実施					
			農業者は事業活動で発生する産業廃棄物等の減量に努め、発生した産業廃棄物等を適正に処理する。	不用となった農業及び空容器、マルチ、ビニール、育苗箱等を適正に処理していますか。				
		31	農業生産活動に伴う廃棄物の不適切な焼却の回避					
			野外で廃棄物を焼却する「野焼き」は原則として法律で禁止されています。廃棄物は適正に処理する。	廃ビニール等を焼却せず、適正に処理していますか。				
		32	農作物残さ等の有機物のリサイクルの実施					
			環境負荷の軽減や土壌への有機物還元のため、未利用資源の土づくりや堆肥等への積極的な活用を行う。	稲わら等は焼却せずに積極的に堆肥化するなどリサイクルに努めていますか。				
		33	施設・機械等の使用における不必要・非効率なエネルギー消費の節減					
			化石燃料や電力使用による二酸化酸素の発生を低減するためエネルギーの節減に努めます。	施設や機械等でのエネルギーの使用に際しては、常に節減に努めていますか。				
		35	鳥獣を引き寄せない取組等、鳥獣による農業被害防止対策の実施					
			営農意欲を低下させる鳥獣被害防止のため地域ぐるみでの対策を実施する。	鳥獣を引き寄せないように作物残さの適正処理や侵入防止柵の設置などを行っていますか。				
		全般	重要	36	農業生産活動における危険な作業等の把握			
	農作業の作業手順、作業環境や危険箇所のチェックを行い、事故を未然に防止する。			日頃から作業手順や作業環境、危険箇所についてチェックしていますか。				
37	機械作業、高所作業又は農業散布作業等適切に実施しなければ危険を伴う作業の従事者などに対する制限							
	病気やケガ、過労などで正常に作業できないと判断される場合は、危険な作業に従事させない。			正常な作業が困難と判断される場合、作業内容を制限するなど適切な対応を行いましたか。				
38	安全に作業を行うための服装や保護具の着用、保管							
	作業者が作業にあった適切な服装や保護具を着用しているか確認し、事故を未然に防止する。			安全作業のため服装や保護具を着用し、作業終了後、清掃後決められた場所に保管していますか。				
40	機械・装置・器具等の安全装備等の確認、使用前点検、使用後の整備及び適切な管理							
	農作業を安全に行うために、事前に機械・装置、器具等の安全装備の確認を行う。	機械・装置・器具等は取扱説明書に基づき点検、整備等を行い適正に使用していますか。						
41	機械・装置・器具等の適正な使用							
	事故は、使い慣れた機械の取扱中に多く発生していることから、取扱説明書を確認し適正に使用する。	取扱説明書は保管場所を決め、読み直して留意事項等について熟読し理解しましたか。						

作業	区分	No	規範項目・取組事項	評価基準	判定（○、×、△）		対策	
						コメント		時期
全般	必須	42	農薬、燃料等の適切な管理 農薬（作物に使用する農薬と作物以外に使用する農薬）や燃料等は毒物及び劇物取締役法や消防法で取扱いが定められているので適切に管理する。	農薬は錠の掛かる保管庫等へ、燃料は火災や流出、盗難などの事故のないよう保管していますか。作物に使用する農薬と作物以外に使用する農薬を間違えたり混ざらないようにしていますか。				
		44	事故後の農業生産の維持・継続に向けた保険の加入 農業事故が発生した場合に備えた労災保険や農業機械等も必要に応じて自賠責保険等へ加入する。	万一の災害等に備えて、労災保険や農業機械等の保険に加入していますか。				
	重要	45	農業者自らが開発した技術・ノウハウ（知的財産）の保護・活用 農業者自らが新たに開発した技術・ノウハウなどは知的財産として積極的に保護・活用する。	農業者自ら開発した技術・ノウハウを保護・活用していますか。				
		48	農薬及び肥料の使用に関する内容を記録し、保存 農薬使用時には使用年月日や場所、対象農作物等の必要事項を記録し、肥料も使用履歴を記録します。	農薬、肥料の使用に関する内容を記録、保存していますか。				
	重要	49	種子・苗、堆肥、土壌改良資材、肥料、農薬等の購入伝票等の保存。資材の殺菌消毒、保守管理の記録の保存 種子や苗、堆肥、土壌改良資材、肥料、農薬等の生産資材の使用状況を確認できるよう購入伝票等の保存を行います。	種子、苗、堆肥、土壌改良資材、肥料、農薬等の購入伝票、記録帳票を保存していますか。				

米のチェックシート(例)

区分	取組項目	確認	月日	備考（できなかった理由等）	規範No
準備	ほ場の情報は台帳管理し、ほ場管理台帳の情報は共有化している。				47
	ほ場内及び用排水路周辺を見回り、汚染物質や汚染源がないことを確認している。				1
	事故が発生しやすい危険箇所等の確認を事前に行い、表示板等で注意喚起している。				39
	完熟した堆肥等の有機物の施用による適切な土づくりを行っている。				9, 28
	傾斜地等では、土壌の流出を防ぐための対策を行っている。				29
	登録品種を利用する際は、権利者の許諾を得ている。				46
栽培管理	代かきは浅水で濁水流出を防止し、除草剤散布後の止め水管理等を行っている。				22
	肥料は土壌診断や施肥基準・栽培暦等に基づき、適正な施肥量や施肥方法で行っている。				27
	カドミウム対策として出穂前後3週間継続した湛水管理を実施している。				6
防除	病害虫の発生予察状況等の情報を活用した防除を行っている。				24
	ほ場周辺の雑草の刈り取りなど、耕種的方法による病害虫防除に努めている。				23
	農薬散布の使用前防除器具の点検・整備及び使用後の十分な洗浄を行っている。				3
	無登録農薬及び無登録農薬の疑いのある資材は使用していない。				2
	農薬は使用の都度、表示内容を確認し、使用基準を守って必要な量だけ調合し、残った場合は適正に処理している。				4, 21
	農薬は他の作物やほ場へ飛び散らないよう風の強さや風向き等を考えて散布している。 住宅地の近隣ほ場では住民への周知や飛散防止に努めている。				5, 25
収穫・出荷	収穫・乾燥・調製・貯蔵中のかび発生、異物や異品種の混入に注意し、施設の清掃を行っている。				17, 18
	大規模乾燥調製施設の管理者とオペレーターの責任分担を明確にしている。				43
	米穀等の出荷・販売・加工・製造の伝票等の受領・保存等を行っている。				51
	用途限定米穀・食用不適米穀は適切に保管し、適正に販売または処分している。				52

	チェック項目	確認	月日	備考（できなかった理由）	規範No
全 般	廃棄物は、不適切な焼却等を行わず、処理業者等へ委託し適正に処理している。				30, 31
	稲わら等は焼却せずに積極的に堆肥化するなど、リサイクルに努めている。				32
	施設・機械等を使用する際に省エネルギーを意識した使用を行っている。				33
	鳥獣を引き寄せないように作物残さの適正処理や侵入防止策の設置を行っている。				35
	作業手順や作業環境、危険箇所についてチェックしている。 安全作業のための服装や保護具を着用し、作業終了後は、清掃後決められた場所へ保管している。				36, 38
	病気などにより正常な作業が困難と判断される場合は、作業内容を制限するなどの適切な対応をとっている				37
	機械・装置・器具等は取扱説明書に基づき、点検・整備等行い、適正に使用している。 取扱説明書は保管場所を決め、読み直して留意事項について十分に理解している。				40, 41
	農薬は鍵の掛かる保管庫等へ、燃料は事故のないように保管するなど、適正に管理している。 作物に使用する農薬と作物以外に使用する農薬を分けて保管している。				42
	事故に備えて保険等に参加している。				44
	農業者自らが開発した技術・ノウハウについて、保護や活用を行っている。				45
	農薬や肥料の使用に関する内容を記録し、保存している。				48
	種子苗、堆肥、土壌改良資材、肥料、農薬等の購入伝票、記録帳票を保存している。				49

麦のGAP規準

部会名：〇〇農協 △△部会
(部会長 〇〇 〇〇)

作業	区分	No	規範項目・取組事項	評価基準	判定 (○、×、△)		対策		
						コメント		時期	
準備	重要	47	ほ場の位置、面積等に係る記録を作成し、保存	ほ場の位置、面積等に係る記録を作成し保存する。	ほ場の情報は台帳管理し、ほ場管理台帳の情報は共有化しましたか。				
	重要	1	ほ場やその周辺環境（土壌や汚水等）、廃棄物、資材等からの汚染防止	農産物の汚染を防ぐために、ほ場やその周辺に有害微生物や化学物質等の汚染源がないか確認する。	ほ場内及び用水路周辺を見回り、汚染物質や汚染源がないことを確認しましたか。				
	重要	39	農作業事故につながる恐れのある作業環境の改善等による対応の実施	農作業事故防止のために地域内の危険箇所のマップや表示板等の設定や危険箇所の周知を図る。	事故が発生しやすい危険箇所等の確認を事前に行い表示板等を設置し注意喚起しましたか。				
	重要	9	堆肥を施用する場合には、病原性微生物による汚染の防止や外来雑草種子殺滅のため、数日間、高温で発酵したものを施用	未熟堆肥は農産物の生育障害や病原性微生物汚染、外来雑草の繁茂等の原因となるので使用しない。	堆肥は完熟した堆肥であることを確認し使用しましたか。				
	重要	28	堆肥等の有機物の施用等による適正な土壌管理の実施	有機物は土壌の性質を良好にし、養分を持続的に供給するなど、環境保全機能の維持に重要です。	稲わらや堆肥等の有機物の適正施用による土づくりを行っていますか。				
	推奨	29	土壌の浸食（流出）を軽減する対策の実施	畦畔や法面は除草剤の散布等により弱くなりますので、必要に応じて被覆作物栽培等の対策をします。	傾斜地等では、強い降雨による土壌の浸食から畦畔を保護する対策を実施しましたか。				
	必須	46	登録品種の種苗の適切な使用	登録品種は種苗法等によって育成者の権利が保護されています。	登録品種を利用する際は、権利者の許諾を取りましたか。				
栽培管理・防除	重要	27	土壌診断の結果を踏まえた肥料の適正な施用や、県の施肥基準やJAの栽培暦等で示している施肥量、施肥方法等に即した施肥の実施	肥料の過剰施用は、収量や品質低下、コスト増加、河川・地下水の環境汚染を招くため、適正な施肥を行う。	肥料は土壌診断や施肥基準・栽培暦等に基づき適正な施肥量や施肥方法で実施していますか。				
	重要	7	麦類のDON・NIV汚染低減対策の実施	カビ毒のDON・NIVは加工・調製行程において完全に除去することが難しいので、生産段階において汚染を防止する。	麦類の生産段階（栽培・乾燥調製・貯蔵）において、赤かび防除、赤かび被害粒の選別などを行いましたか。				
	推奨	24	発生予察情報の利用などにより病害虫の発生状況を把握した上での防除の実施や農薬と他の防除手段を組み合わせた防除の実施	化学農薬の使用を最小限とするため、発生状況に応じた適期防除や発生しにくい環境づくりを行う。	病害虫防除の実施は病害虫の発生予察状況等の情報を活用しましたか。				

作業区分	No	規範項目・取組事項	評価基準	判定 (○、×、△)		対策			
					コメント		時期		
防除	推奨	23	病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくり	周辺環境への負荷軽減のため、栽培全体を見渡し、病害虫が発生しにくい環境づくりを行う。	ほ場周辺の雑草の刈り取りなど、耕種的方法による病害虫防除に努めていますか。				
	必須	3	農薬使用前における防除器具等の十分な点検、使用後における十分な洗浄	防除器具に残っている農薬が他の適用の無い作物に散布されないように点検・洗浄を十分行う。	農薬散布の使用前防除器具の点検や使用後の十分な洗浄を行っていますか。				
	必須	2	無登録農薬及び無登録農薬の疑いのある資材の使用禁止	農薬は農薬取締法に基づき登録制度を設けています。農林水産省の登録番号を必ずチェックする。	無登録農薬及び無登録農薬の疑いのある資材は使用していませんか。				
	必須	4	農薬の使用の都度、容器又は表示内容を確認し、表示内容を守って農薬を使用	農薬を使用するごとに、表示内容を確認し、表示内容を守って適正に使用する。	農薬は使用の都度、表示内容を確認し、使用基準を守って必要な量だけ使用しましたか。				
	重要	21	農薬の使用残が発生しないように必要な量だけを秤量して散布液を調製	農薬の使用残は環境負荷の要因となることから、表示されている使用量を計算して調製する。	農薬は使い切りできるように調合するように努め、残った場合は適正に処理しましたか。				
	必須	5	農薬散布時における周辺作物への影響の回避	適用作物以外には農薬を使用してはいけないことから、周辺作物への飛散防止対策を実施する。	農薬は他の作物やほ場へ飛び散らないよう風の強さや風向き等を考えて散布していますか。				
	重要	25	農薬散布時における周辺住民等への影響の回避	農薬を適正に使用しないと人や生活環境に悪影響を及ぼすため、住宅地近隣での使用時は注意する。	住宅地の近接ほ場では住民への健康被害が生じないよう周知や飛散防止に努めましたか。				
収穫・調製・出荷	必須	17	米穀・麦の清潔で衛生的な取扱い	販売する麦は、食品衛生法に基づき衛生的な取扱いが義務付けられているので適正な管理を徹底する。	乾燥・調製・貯蔵中のかび発生や異物混入防止などの品質管理、衛生管理を実施しましたか。				
	重要	18	収穫・乾燥調製時の異種穀粒・異物混入を防止する対策の実施	異品種や異物混入は商品価値を低下させ、産地の信用を失うため、施設の清掃や整頓を実施する。	収穫時の異品種や異物の除去、施設内での異物混入が起きないよう施設の清掃を行っていますか。				
	重要	43	施設の適正な管理・運営及び施設の管理者とオペレーターとの責任分担の明確化	大規模乾燥調製施設の設置・運営を適正に行うため管理者とオペレーターの責任分担を明確化する。	大規模乾燥調製施設では、管理者とオペレーターとの責任分担を明確に区分していますか。				
	必須	50	野菜・果実・麦等の農産物の出荷に関する記録の保存	野菜・果実・麦等の農作物は、食品衛生法に基づき、生産から出荷までの記録を作成し保存する。	生産から出荷に係る記録を作成・保管していますか。				
全般	必須	30	農業生産活動に伴う廃棄物の適正な処理の実施	農業者は事業活動で発生する産業廃棄物等の減量に努め、発生した産業廃棄物等を適正に処理する。	不用農薬及び空容器、マルチ、ビニール、育苗箱等を適正に処理していますか。				

作業区分	No	規範項目・取組事項	評価基準	判定 (○、×、△)		対策		
					コメント		時期	
全般	必須	31	農業生産活動に伴う廃棄物の不適切な焼却の回避 野外で廃棄物を焼却する「野焼き」は原則として法律で禁止されています。廃棄物は適正に処理する。	廃ビニール等を焼却せず、適正に処理していますか。				
	重要	32	農作物残さ等の有機物のリサイクルの実施 環境負荷の軽減や土壌への有機物還元のため、未利用資源の土づくりや堆肥等への積極的な活用を行う。	麦稈等は焼却せずに積極的に堆肥化やすき込みするなどリサイクルに努めていますか。				
	推奨	33	施設・機械等の使用における不必要・非効率なエネルギー消費の節減 化石燃料や電力使用による二酸化炭素の発生を低減するためにエネルギーの節減に努めます。	施設や機械等でのエネルギーの使用に際しては、常に節減に努めていますか。				
	推奨	35	鳥獣を引き寄せない取組等、鳥獣による農業被害防止対策の実施 営農意欲を低下させる鳥獣被害防止のため地域ぐるみでの対策を実施する。	鳥獣を引き寄せないように作物残さの適正処理や侵入防止柵の設置などを行っていますか。				
	重要	36	農業生産活動における危険な作業等の把握 農作業の作業手順、作業環境や危険箇所のチェックを行い、事故を未然に防止する。	日頃から作業手順や作業環境や危険箇所についてチェックしていますか。				
	重要	37	機械作業、高所作業又は農業散布作業等適切に実施しなければ危険を伴う作業の従事者などに対する制限 病気やケガ、過労などで正常に作業できないと判断される場合は、危険な作業に従事させない。	病気などによる正常な作業が困難と判断される場合、作業内容を制限するなどの適切な対応を行いましたか。				
	重要	38	安全に作業を行うための服装や保護具の着用、保管 作業者が作業にあった適切な服装や保護具を着用しているか確認し、事故を未然に防止する。	安全作業のため服装や保護具を着用し、作業終了後、清掃後決められた場所に保管していますか。				
	重要	40	機械・装置・器具等の安全装備等の確認、使用前点検、使用後の整備及び適切な管理 農作業を安全に行うために、事前に機械・装置、器具等の安全装備の確認を行う。	機械・装置・器具等は取扱説明書に基づき点検、整備等を行い適正に使用していますか。				
	重要	41	機械・装置・器具等の適正な使用 事故は、使い慣れた機械の取扱中に多く発生していることから、取扱説明書を確認し適正に使用する。	取扱説明書は保管場所を決め、読み直して留意事項等について熟読し理解しましたか。				
	必須	42	農薬、燃料等の適切な管理 農薬（作物に使用する農薬と作物以外に使用する農薬）や燃料等は毒物及び劇物取締役法や消防法で取扱いが定められているので適切に管理する。	農薬は鍵の掛かる保管庫等へ、燃料は火災や流出、盗難などの事故の無いよう保管していますか？作物に使用する農薬と作物以外に使用する農薬を間違えたり混ざらないようにしていますか。				
	必須	44	事故後の農業生産の維持・継続に向けた保険の加入 農業事故が発生した場合に備えた労災保険や農業機械等も必要に応じて自賠責保険等へ加入する。	万一の災害等に備えて、労災保険や農業機械等の保険に加入していますか。				

作業	区分	No	規範項目・取組事項	評価基準	判定 (○、×、△)		対策	
						コメント		時期
全般	重要	45	農業者自らが開発した技術・ノウハウ（知的財産）の保護・活用 農業者自らが新たに開発した技術・ノウハウなどは知的財産として積極的に保護・活用する。	農業者自ら開発した技術・ノウハウを保護・活用していますか。				
	必須	48	農薬及び肥料の使用に関する内容を記録し、保存 農薬使用時には使用年月日や場所、対象農作物等の必要事項を記録し、肥料も使用履歴を記録します。	農薬、肥料の使用に関する内容を記録、保存していますか。				
	重要	49	種子・苗、堆肥、土壌改良資材、肥料、農薬等の購入伝票等の保存。資材の殺菌消毒、保守管理の記録の保存 種子や苗、堆肥、土壌改良資材、肥料、農薬等の生産資材の使用状況を確認できるよう購入伝票等の保存を行います。	種子、苗、堆肥、土壌改良資材、肥料、農薬等の購入伝票、記録帳票を保存していますか。				

麦のチェックシート(例)

	取組項目	確認	月日	備考（できなかった理由等）	規範No
準備	ほ場の情報は台帳管理し、ほ場管理台帳の情報は共有化している。				47
	ほ場内及び用排水路周辺を見回り、汚染物質や汚染源がないことを確認している。				1
	事故が発生しやすい危険箇所等の確認を事前に行い、表示板等で注意喚起している。				39
	完熟した堆肥等の有機物の施用による適切な土づくりを行っている。				9, 28
	傾斜地等では、土壌の流出を防ぐための対策を行っている。				29
	登録品種を利用する際は、権利者の許諾を得ている。				46
栽培管理	肥料は土壌診断や施肥基準・栽培暦等に基づき、適正な施肥量や施肥方法で行っている。				27
	麦類のDON・N I V汚染低減対策のため、生産段階において、赤かび防除、赤かび被害粒の選別などを行っている。				7
防除	病害虫の発生予察状況等の情報を活用した防除を行っている。				24
	ほ場周辺の雑草の刈り取りなど、耕種的方法による病害虫防除に努めている。				23
	農薬散布の使用前に防除器具の点検・整備及び使用後の十分な洗浄を行っている。				3
	無登録農薬及び無登録農薬の疑いのある資材は使用していない。				2
	農薬は使用の都度、表示内容を確認し、使用基準を守って必要な量だけ調合し、残った場合は適正に処理している。				4, 21
	農薬は他の作物やほ場へ飛び散らないよう風の強さや風向き等を考えて散布している。 住宅地の近隣ほ場では住民への周知や飛散防止に努めている。				5, 25
収穫・出荷	収穫・乾燥・調製・貯蔵中のかび発生、異物や異品種の混入に注意し、施設の清掃を行っている。				17, 18
	大規模乾燥調製施設の管理者とオペレーターの責任分担を明確にしている。				43
	生産から出荷に係る記録の作成・保存を行っている。				50
全般	廃棄物は、不適切な焼却等を行わず、処理業者等へ委託し適正に処理している。				30, 31
	稲わら等は焼却せずに積極的に堆肥化するなど、リサイクルに努めている。				32
	施設・機械等を使用する際に省エネルギーを意識した使用を行っている。				33

	取組項目	確認	月日	備考（できなかった理由）	規範No
全般	鳥獣を引き寄せないように作物残さの適正処理や侵入防止策の設置を行っている。				35
	作業手順や作業環境、危険箇所についてチェックしている。 安全作業のための服装や保護具を着用し、作業終了後は、清掃後決められた場所へ保管している。				36, 38
	病気による正常な作業が困難と判断される場合は、作業内容を制限するなどの適切な対応をとっている。				37
	機械・装置・器具等は取扱説明書に基づき、点検・整備等行い、適正に使用している。 取扱説明書は保管場所を決め、読み直して留意事項について十分に理解している。				40, 41
	農薬は鍵の掛かる保管庫等へ、燃料は事故のないように保管するなど、適正に管理している。 作物に使用する農薬と作物以外に使用する農薬を分けて保管している。				42
	事故に備えて保険等に参加している。				44
	農業者自らが開発した技術・ノウハウについて、保護や活用を行っている。				45
	農薬や肥料の使用に関する内容を記録し、保存している。				48
	種子、堆肥、土壌改良資材、肥料、農薬等の購入伝票、記録帳票を保存している。				49

野菜のGAP規準

部会名：〇〇農協 △△部会
(部会長 〇〇 〇〇)

作業	区分	No	規範項目・取組事項	評価基準	判定 (○、×、△)		対策	
						コメント		時期
準備	重要	47	ほ場の位置、面積等に係る記録を作成し、保存					
			ほ場の位置、面積等に係る記録を作成し保存する。	ほ場の情報は台帳管理し、ほ場管理台帳の情報は共有化しましたか。				
	重要	1	ほ場やその周辺環境（土壌や汚水等）、廃棄物、資材等からの汚染防止					
			農産物の汚染を防ぐために、ほ場やその周辺に有害微生物や化学物質等の汚染源がないか確認する。	ほ場内及び用水路周辺を見回り、汚染物質や汚染源がないことを確認しましたか。				
	重要	39	農作業事故につながる恐れのある作業環境の改善等による対応の実施					
			農作業事故防止のために地域内の危険箇所のマップや表示板等の設定や危険箇所の周知を図る。	事故が発生しやすい危険箇所等の確認を事前に行い表示板等を設置し注意喚起しましたか。				
	重要	8	使用する水の水源の確認と水源の汚染が分かった場合には用途に見合った改善策の実施					
			かん水や農薬散布等、栽培に使用する水の水源を把握する。	使用する水源を確認しましたか。				
	重要	10	養液栽培の場合は、培養液の汚染の防止に必要な対策の実施					
			養液栽培で使用する水源を確認するとともに、養液は定期的に取り替えるか、再利用する場合は汚染対策を実施する。	水源を確認しましたか？再利用する場合は汚染を最小限にするような処理を行いましたか。				
重要	9	堆肥を施用する場合には、病原性微生物による汚染の防止や外来雑草種子の殺滅のため、数日間、高温で発酵したものを施用						
		未熟堆肥は農産物の生育障害や病原性微生物汚染、外来雑草の繁茂等の原因となるので使用しない。	堆肥は完熟した堆肥であることを確認し使用しましたか。					
重要	28	堆肥等の有機物の施用等による適正な土壌管理の実施						
		有機物は土壌の性質を良好にし、養分を持続的に供給するなど、環境保全機能の維持に重要です。	稲わらや堆肥等の有機物の適正施用による土づくりを行っていますか。					
推奨	29	土壌の浸食（流出）を軽減する対策の実施						
		畦畔や法面は除草剤の散布等により弱くなりますので、必要に応じて被覆作物栽培等の対策をします。	傾斜地等では、強い降雨による土壌の浸食から畦畔を保護する対策を実施しましたか。					
必須	46	登録品種の種苗の適切な使用						
		登録品種は種苗法等によって育成者の権利が保護されています。	登録品種を利用する際は、権利者の許諾を取りましたか。					
重要	26	土壌くん蒸剤等被覆を要する農薬の揮散防止対策						
		土壌くん蒸剤を使用するときは、薬剤が揮散して周辺環境や人畜に影響を与えないようにする。	表示された使用上の注意事項に従うとともに、風向きなどに十分注意し、被覆を完全に行いましたか。					

作業区分	No	規範項目・取組事項	評価基準	判定 (○、×、△)		対策	
					コメント		時期
栽培管理	必須 34	セイヨウオオマルハナバチの飼養に関する環境省の許可取得及び適切な飼養の実施					
		セイヨウオオマルハナバチを飼養する場合は環境省の許可を取得し適切な管理を行う。	飼養する場合は環境省の許可を受けましたか。				
重要	27	土壌診断の結果を踏まえた肥料の適正な施用や、県の施肥基準やJAの栽培暦等で示している施肥量、施肥方法等に即した施肥の実施					
		肥料の過剰施用は、収量や品質低下、コスト増加、河川・地下水の環境汚染を招くため、適正な施肥を行う。	肥料は土壌診断や施肥基準・栽培暦等に基づき適正な施肥量や施肥方法で実施していますか。				
防除	推奨 24	発生予察情報の利用などにより病害虫の発生状況を把握した上での防除の実施や農薬と他の防除手段を組み合わせた防除の実施					
		化学農薬の使用を最小限とするため、発生状況に応じた適期防除や発生しにくい環境づくりを行う。	病害虫防除の実施は病害虫の発生予察状況等の情報を活用しましたか。				
	推奨 23	病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくり					
		周辺環境への負荷軽減のため、栽培全体を見渡し、病害虫が発生しにくい環境づくりを行う。	ほ場周辺の雑草の刈り取りなど、耕種的方法による病害虫防除に努めていますか。				
	必須 3	農薬使用前における防除器具等の十分な点検、使用後における十分な洗浄					
		防除器具に残っている農薬が他の適用の無い作物に散布されないように点検・洗浄を十分行う。	農薬散布の使用前に防除器具の点検や使用後の十分な洗浄を行っていますか。				
	必須 2	無登録農薬及び無登録農薬の疑いのある資材の使用禁止					
		農薬は農薬取締法に基づき登録制度を設けています。農林水産省の登録番号を必ずチェックする。	無登録農薬及び無登録農薬の疑いのある資材は使用していませんか。				
	必須 4	農薬の使用の都度、容器又は表示内容を確認し、表示内容を守って農薬を使用					
		農薬を使用するごとに、表示内容を確認し、表示内容を守って適正に使用する。	農薬は使用の都度、表示内容を確認し、使用基準を守って必要な量だけ使用しましたか。				
重要 21	農薬の使用残が発生しないように必要な量だけを秤量して散布液を調製						
	農薬の使用残は環境負荷の要因となることから、表示されている使用量を計算して調製する。	農薬は使い切りできるように調合するように努め、残った場合は適正に処理しましたか。					
必須 5	農薬散布時における周辺作物への影響の回避						
	適用作物以外には農薬を使用してはいけないことから、周辺作物への飛散防止対策を実施する。	農薬は他の作物やほ場へ飛び散らないよう風の強さや風向き等を考えて散布していますか。					
重要 25	農薬散布時における周辺住民等への影響の回避						
	農薬を適正に使用しないと人や生活環境に悪影響を及ぼすため、住宅地近隣での使用時は注意する。	住宅地の近接ほ場では住民への健康被害が生じないよう周知や飛散防止に努めましたか。					
収穫・調製	重要 11	作業者の衛生管理の実施					
		作業者の健康及び衛生管理を行う。	体調不良者を従事させていませんか？衛生管理に配慮していますか。				
重要 15	安全で清潔な包装容器の使用						
		生産した農産物を入れる包装容器や資材は、農産物の安全性に悪影響を与えない清潔なものを選択する。	包装容器は、清潔な場所で保管し清潔な物を使用していますか。				

作業	区分	No	規範項目・取組事項	評価基準	判定 (○、×、△)		対策	
						コメント		時期
収穫・調製・出荷	重要	19	貯蔵・輸送時の適切な温度管理の実施					
			貯蔵・輸送時は鮮度低下など品質が低下しないようにする。	貯蔵や輸送時には適切な温度管理を行っていますか。				
	重要	20	収穫・調製・選別時の汚染や異物混入を防止する対策の実施					
			収穫・調製・選別時の汚染や異物混入防止に取り組む。	覆いのない農産物の上で、咳やくしゃみ、喫煙や飲食等行っていませんか。				
全般	重要	50	野菜・果実・麦等の農産物の出荷に関する記録の保存					
			野菜・果実・麦等の農作物は、食品衛生法に基づき、生産から出荷までの記録を作成し保存する。	生産から出荷に係る記録を作成・保管していますか。				
	推奨	12	ほ場や施設から通える場所での手洗い設備やトイレ設備の確保と衛生管理の実施					
			野菜や果樹の生鮮農産物に直接触れる作業による汚染を防ぐ。	ほ場所や施設から通える場所に手洗い設備やトイレ設備はありますか。				
全般	重要	13	トラクター等の農機具や収穫・調製・運搬に使用する器具等の衛生的な保管、取扱、洗浄					
			農作物の汚染源にならないように、定期的に点検、洗浄、消毒等を行い衛生的に管理する。	定期的に点検・洗浄・消毒等を行い、衛生的に管理していますか。				
	重要	14	栽培施設や調製・出荷施設、貯蔵施設の適切な内部構造の確保と衛生管理の実施					
			栽培施設や、調製・出荷施設、貯蔵施設に有害生物を侵入させない。	施設内に有害生物が侵入しないような対策をとっていますか。				
全般	必須	30	農業生産活動に伴う廃棄物の適正な処理の実施					
			農業者は事業活動で発生する産業廃棄物等の減量に努め、発生した産業廃棄物等を適正に処理する。	不用となった農薬及び空容器、マルチ、ビニール、育苗箱等を適正に処理していますか。				
	必須	31	農業生産活動に伴う廃棄物の不適切な焼却の回避					
			野外で廃棄物を焼却する「野焼き」は原則として法律で禁止されています。廃棄物は適正に処理する。	廃ビニール等を焼却せず、適正に処理していますか。				
全般	重要	32	農作物残さ等の有機物のリサイクルの実施					
			環境負荷の軽減や土壌への有機物還元のため、未利用資源の土づくりや堆肥等への積極的な活用を行う。	作物残さ等は焼却せずに積極的に堆肥化するなどリサイクルに努めていますか。				
	推奨	33	施設・機械等の使用における不必要・非効率なエネルギー消費の節減					
			化石燃料や電力使用による二酸化炭素の発生を低減するためにエネルギーの節減に努めます。	施設や機械等でのエネルギーの使用に際しては、常に節減に努めていますか。				
全般	推奨	35	鳥獣を引き寄せない取組等、鳥獣による農業被害防止対策の実施					
			営農意欲を低下させる鳥獣被害防止のため地域ぐるみでの対策を実施する。	鳥獣を引き寄せないように作物残さの適正処理や侵入防止柵の設置などを行っていますか。				
全般	重要	36	農業生産活動における危険な作業等の把握					
			農作業の作業手順、作業環境や危険箇所のチェックを行い、事故を未然に防止する。	日頃から作業手順や作業環境や危険箇所についてチェックしていますか。				

作業	区分	No	規範項目・取組事項	評価基準	判定 (○、×、△)		対策	
						コメント		時期
全般	重要	37	機械作業、高所作業又は農業散布作業等適切に実施しなければ危険を伴う作業の従事者などに対する制限 病気やケガ、過労などで正常に作業できないと判断される場合は、危険な作業に従事させない。	正常な作業が困難と判断される場合、作業内容を制限するなどの適切な対応を行いましたか。				
	重要	38	安全に作業を行うための服装や保護具の着用、保管 作業者が作業にあった適切な服装や保護具を着用しているか確認し、事故を未然に防止する。	安全作業のため服装や保護具を着用し、作業終了後、清掃後決められた場所に保管していますか。				
	重要	40	機械・装置・器具等の安全装備等の確認、使用前点検、使用後の整備及び適切な管理 農作業を安全に行うために、事前に機械・装置、器具等の安全装備の確認を行う。	機械・装置・器具等は取扱説明書に基づき点検、整備等を行い適正に使用していますか。				
	重要	41	機械・装置・器具等の適正な使用 事故は、使い慣れた機械の取扱中に多く発生していることから、取扱説明書を確認し適正に使用する。	取扱説明書は保管場所を決め、読み直して留意事項等について熟読し理解しましたか。				
	必須	42	農薬、燃料等の適切な管理 農薬（作物に使用する農薬と作物以外に使用する農薬）や燃料等は毒物及び劇物取締役法や消防法で取扱いが定められているので適切に管理する。	農薬は罐の掛かる保管庫等へ、燃料は火災や漏出、盗難などの事故の無いよう保管していますか。作物に使用する農薬と作物以外に使用する農薬を間違えたり混ざらないようにしていますか。				
	必須	44	事故後の農業生産の維持・継続に向けた保険の加入 農業事故が発生した場合に備えた労災保険や農業機械等も必要に応じて自賠責保険等へ加入する。	万一の災害等に備えて、労災保険や農業機械等の保険に加入していますか。				
	重要	45	農業者自らが開発した技術・ノウハウ（知的財産）の保護・活用 農業者自らが新たに開発した技術・ノウハウなどは知的財産として積極的に保護・活用する。	農業者自ら開発した技術・ノウハウを保護・活用していますか。				
	必須	48	農薬及び肥料の使用に関する内容を記録し、保存 農薬使用時には使用年月日や場所、対象農作物等の必要事項を記録し、肥料も使用履歴を記録します。	農薬、肥料の使用に関する内容を記録、保存していますか。				
	重要	49	種子・苗、堆肥、土壌改良資材、肥料、農薬等の購入伝票等の保存。資材の殺菌消毒、保守管理の記録の保存 種子や苗、堆肥、土壌改良資材、肥料、農薬等の生産資材の使用状況を確認できるよう購入伝票等の保存を行います。	種子、苗、堆肥、土壌改良資材、肥料、農薬等の購入伝票、記録帳票を保存していますか。				

野菜のチェックシート(例)

区分	取組項目	確認	月日	備考（できなかった理由等）	規範No
準備	ほ場の情報は台帳管理し、ほ場管理台帳の情報は共有化している。				47
	ほ場内及び用排水路周辺を見回り、汚染物質や汚染源がないことを確認している。				1
	事故が発生しやすい危険箇所等の確認を事前に行い、表示板等で注意喚起している。				39
	かん水や農薬散布、養液栽培時に使用する水の水源を確認している。 養液栽培で再利用する場合は、汚染を最小限にするような処理を行っている。				8, 10
	完熟した堆肥等の有機物の施用による適切な土づくりを行っている。				9, 28
	傾斜地等では、土壌の流出を防ぐための対策を行っている。				29
	登録品種を利用する際は、権利者の許諾を得ている。				46
	土壌くん蒸剤等を使用する場合は、使用上の注意事項に従うとともに、風向きなどに注意し、被覆を完全に行っている。				26
栽培管理	セイヨウオオマルハナバチを利用する場合は、許可を取得し、適切な管理を行っている。				34
	肥料は土壌診断や施肥基準・栽培暦等に基づき適正な施肥量や施肥方法で行っている。				27
防除	病害虫の発生予察状況等の情報を活用した防除を行っている。				24
	ほ場周辺の雑草の刈り取りなど、耕種的方法による病害虫防除に努めている。				23
	農薬散布の使用前に防除器具の点検・整備及び使用後の十分な洗浄を行っている。				3
	無登録農薬及び無登録農薬の疑いのある資材は使用していない。				2
	農薬は使用の都度、表示内容を確認し、使用基準を守って必要な量だけ調合し、残った場合は適正に処理している。				4, 21
	農薬は他の作物やほ場へ飛び散らないよう風の強さや風向き等を考えて散布している。 住宅地の近隣ほ場では住民への周知や飛散防止に努めている。				5, 25
収穫・出荷	病気等による体調不良者は作業に従事させることなく、衛生管理に配慮している。				11
	出荷時の包装容器は清潔にし、貯蔵・輸送時に適切な温度管理を行っている。				15, 19
	覆いのない農産物の上で、咳やくしゃみ、喫煙や飲食等はしていない。				20
	生産から出荷に係る記録の作成・保存を行っている。				50

	取組項目	確認	月日	備考（できなかった理由）	規範No
全般	衛生的な状態を保てるよう農地や施設から通える場所に手洗い場やトイレを設置している。				12
	トラクター等の農機具や器具や定期的に点検・洗浄・消毒等を行い、衛生的に管理している。				13
	施設内に有害生物が侵入しないような対策を取っている。				14
	廃棄物は、不適切な焼却等を行わず、処理業者等へ委託し適正に処理している。				30, 31
	作物残さ等は焼却せずに積極的に堆肥化するなど、リサイクルに努めている。				32
	施設・機械等を使用する際に省エネルギーを意識した使用を行っている。				33
	鳥獣を引き寄せないように作物残さの適正処理や侵入防止柵の設置を行っている。				35
	作業手順や作業環境、危険箇所についてチェックしている。 安全作業のための服装や保護具を着用し、作業終了後は、清掃後決められた場所へ保管している。				36, 38
	病気などによる正常な作業が困難と判断される場合は、作業内容を制限するなどの適切な対応をとっている				37
	機械・装置・器具等は取扱説明書に基づき、点検・整備等を行い、適正に使用している。 取扱説明書は保管場所を決め、読み直して留意事項について十分に理解している。				40, 41
	農薬は鍵の掛かる保管庫等へ、燃料は事故のないように保管するなど、適正に管理している。 作物に使用する農薬と作物以外に使用する農薬を分けて保管している。				42
	事故に備えて保険等に加入している。				44
	農業者自らが開発した技術・ノウハウについて、保護や活用を行っている。				45
	肥料や農薬の使用に関する内容を記録し、保存している。				48
種子苗、堆肥、土壌改良資材、肥料、農薬等の購入伝票、記録帳票を保存している。				49	

果樹のGAP規準

部会名：〇〇農協 △△部会
(部会長 〇〇 〇〇)

作業区分	No	規範項目・取組事項	評価基準	判定 (○、×、△)		対策		
					コメント		時期	
準備	重要	47	ほ場の位置、面積等に係る記録を作成し、保存 ほ場の位置、面積等に係る記録を作成し保存する。	ほ場の情報は台帳管理し、ほ場管理台帳の情報は共有化しましたか。				
	重要	1	ほ場やその周辺環境（土壌や汚水等）、廃棄物、資材等からの汚染防止 農産物の汚染を防ぐために、ほ場やその周辺に有害微生物や化学物質等の汚染源がないか確認する。	ほ場内及び用水路周辺を見回り、汚染物質や汚染源がないことを確認しましたか。				
	重要	39	農作業事故につながる恐れのある作業環境の改善等による対応の実施 農作業事故防止のために地域内の危険箇所のマップや表示板等の設定や危険箇所の周知を図る。	事故が発生しやすい危険箇所等の確認を事前に行い表示板等を設置し注意喚起しましたか。				
	重要	8	使用する水の水源の確認と水源の汚染が分かった場合には用途に見合った改善策の実施 かん水や農薬散布等、栽培に使用する水の水源を把握する。	使用する水源を確認しましたか。				
	重要	10	養液栽培の場合は、培養液の汚染の防止に必要な対策の実施 養液栽培で使用する水源を確認するとともに、養液は定期的に取り替えるか、再利用する場合は汚染対策を実施する。	水源を確認しましたか？再利用する場合は汚染を最小にするような処理を行いましたか。				
	重要	9	堆肥を施用する場合には、病原性微生物による汚染の防止や外来雑草種子の殺滅のため、数日間、高温で発酵したものを施用 未熟堆肥は農産物の生育障害や病原性微生物汚染、外来雑草の繁茂等の原因となるので用いない。	堆肥は完熟した堆肥であることを確認し使用しましたか。				
	重要	28	堆肥等の有機物の施用等による適正な土壌管理の実施 有機物は土壌の性質を良好にし、養分を持続的に供給するなど、環境保全機能の維持に重要です。	稲わらや堆肥等の有機物の適正施用による土づくりを行っていますか。				
	推奨	29	土壌の浸食（流出）を軽減する対策の実施 畦畔や法面は除草剤の散布等により弱くなりますので、必要に応じて被覆作物栽培等の対策をします。	傾斜地等では、強い降雨による土壌の浸食から畦畔を保護する対策を実施しましたか。				
	必須	46	登録品種の種苗の適切な使用 登録品種は種苗法等によって育成者の権利が保護されています。利用は適正に行います。	登録品種を利用する際は、権利者の許諾を取りましたか。				
	重要	26	土壌くん蒸剤等被覆を要する農薬の揮散防止対策 土壌くん蒸剤を使用するときは、薬剤が揮散して周辺環境人畜に影響を与えないようにする。	表示された使用上の注意事項に従うとともに、風向きなどに十分注意し、被覆を完全に行いましたか。				

作業区分	No	規範項目・取組事項	評価基準	判定 (○、×、△)		対策	
					コメント		時期
栽培管理	必須 34	セイヨウオオマルハナバチの飼養に関する環境省の許可取得及び適切な飼養の実施					
		セイヨウオオマルハナバチを飼養する場合は環境省の許可を取得し適切な管理を行う。	飼養する場合は環境省の許可を受けましたか。				
重要	27	土壌診断の結果を踏まえた肥料の適正な施用や、県の施肥規準やJAの栽培暦等で示している施肥量、施肥方法等に則した施肥の実施					
		肥料の過剰施用は、収量や品質低下、コスト増加、河川・地下水の環境汚染を招くため、適正な施肥を行う。	肥料は土壌診断や施肥基準・栽培暦等に基づき適正な施肥量や施肥方法で施しましたか。				
防除	推奨 24	発生予察情報の利用などにより病害虫の発生状況を把握した上での防除の実施や農薬と他の防除手段を組み合わせた防除の実施					
		化学農薬の使用を最小限とするため、発生状況に応じた適期防除や発生しにくい環境づくりを行う。	病害虫防除の実施は病害虫の発生予察状況等の情報を活用しましたか。				
	推奨 23	病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくり					
		周辺環境への負荷軽減のため、栽培全体を見渡し、病害虫が発生しにくい環境づくりを行う。	被害葉・果の処分など耕種的方法による病害虫防除に努めていますか。				
	必須 3	農薬使用前における防除器具等の十分な点検、使用後における十分な洗浄					
		防除器具に残っている農薬が他の適用の無い作物に散布されないように点検・洗浄を十分行う。	農薬散布の使用前に防除器具の点検や使用後の十分な洗浄を行っていますか。				
	必須 2	無登録農薬及び無登録農薬の疑いのある資材の使用禁止					
		農薬は農薬取締法に基づき登録制度を設けています。農林水産省の登録番号を必ずチェックする。	無登録農薬及び無登録農薬の疑いのある資材は使用していませんか。				
	必須 4	農薬の使用の都度、容器又は表示内容を確認し、表示内容を守って農薬を使用					
		農薬を使用するごとに、表示内容を確認し、表示内容を守って適正に使用する。	農薬は使用の都度、表示内容を確認し、使用基準を守って必要な量だけ使用しましたか。				
重要 21	農薬の使用残が発生しないように必要な量だけを秤量して散布液を調製						
	農薬の使用残は環境負荷の要因となることから、表示されている使用量を計算して調製する。	農薬は使い切りできるように調合するように努め、残った場合は適正に処理しましたか。					
必須 5	農薬散布時における周辺作物への影響の回避						
	適用作物以外には農薬を使用してはいけないことから、周辺作物への飛散防止対策を実施する。	農薬は他の作物やほ場へ飛び散らないよう風の強さや風向き等を考えて散布していますか。					
重要 25	農薬散布時における周辺住民等への影響の回避						
	農薬を適正に使用しないと人や生活環境に悪影響を及ぼすため、住宅地近隣での使用時は注意する。	住宅地の近接ほ場では住民への健康被害が生じないよう周知や飛散防止に努めましたか。					
収穫・調製	重要 11	作業者の衛生管理の実施					
		作業者の健康及び衛生管理を行う。	体調不良者を従事させていませんか？衛生管理に配慮していますか。				
重要 15	安全で清潔な包装容器の使用						
		生産した農産物を入れる包装容器や資材は、農産物の安全性に悪影響を与えない清潔なものを選択する。	包装容器は、清潔な場所で保管し清潔な物を使用していますか。				

作業	区分	No	規範項目・取組事項	評価基準	判定 (○、×、△)		対策	
						コメント		時期
収穫・調製・出荷	重要	19	貯蔵・輸送時の適切な温度管理の実施					
			貯蔵・輸送時は鮮度低下など品質が低下しないようにする。	貯蔵や輸送時には適切な温度管理を行っていますか。				
	重要	20	収穫・調製・選別時の汚染や異物混入を防止する対策の実施					
			収穫・調製・選別時の汚染や異物混入防止に取り組む。	覆いのない農産物の上で、咳やくしゃみ、喫煙や飲食等行っていませんか。				
全般	重要	50	野菜・果実・麦等の農産物の出荷に関する記録の保存					
			野菜・果実・麦等の農作物は、食品衛生法に基づき、生産から出荷までの記録を作成し保存する。	生産から出荷に係る記録を作成・保管していますか。				
	推奨	16	りんごにおけるかび病（パツリン）汚染の低減対策の実施					
			りんごジュースを製造する場合は、パツリンによる汚染防止を徹底します。	収穫・出荷を丁寧に行い、傷果や腐敗果の選別を行いましたか。				
全般	推奨	12	ほ場や施設から通える場所での手洗い設備やトイレ設備の確保と衛生管理の実施					
			野菜や果樹の生鮮農産物に直接触れる作業による汚染を防ぐ。	ほ場や施設から通える場所に手洗い設備やトイレ設備はありますか。				
	重要	13	トラクター等の農機具や収穫・調製・運搬に使用する器具等の衛生的な保管、取扱、洗浄					
			農作物の汚染源にならないように、定期的に点検、洗浄、消毒等を行い衛生的に管理する。	定期的に点検・洗浄・消毒等を行い、衛生的に管理していますか。				
	重要	14	栽培施設や調製・出荷施設、貯蔵施設の適切な内部構造の確保と衛生管理の実施					
			栽培施設や、調製・出荷施設、貯蔵施設に有害生物を侵入させない。	施設内に有害生物が侵入しないような対策をとっていますか。				
	必須	30	農業生産活動に伴う廃棄物の適正な処理の実施					
			農業者は事業活動で発生する産業廃棄物等の減量に努め、発生した産業廃棄物等を適正に処理する。	不用となった農薬及び空容器、マルチ、ビニール、育苗箱等を適正に処理していますか。				
全般	必須	31	農業生産活動に伴う廃棄物の不適切な焼却の回避					
			野外で廃棄物を焼却する「野焼き」は原則として法律で禁止されています。廃棄物は適正に処理する。	廃ビニール等を焼却せず、適正に処理していますか。				
	重要	32	農作物残さ等の有機物のリサイクルの実施					
			環境負荷の軽減や土壌への有機物還元のため、未利用資源の土づくりや堆肥等への積極的な活用を行う。	剪定枝等は焼却せずに積極的に堆肥化するなどリサイクルに努めていますか。				
全般	推奨	33	施設・機械等の使用における不必要・非効率なエネルギー消費の節減					
			化石燃料や電力使用による二酸化炭素の発生を低減するためにエネルギーの節減に努めます。	施設や機械等でのエネルギーの使用に際しては、常に節減に努めていますか。				
全般	推奨	35	鳥獣を引き寄せない取組等、鳥獣による農業被害防止対策の実施					
			営農意欲を低下させる鳥獣被害防止のため地域ぐるみでの対策を実施する。	鳥獣を引き寄せないように作物残さの適正処理や侵入防止柵の設置などを行っていますか。				

作業	区分	No	規範項目・取組事項	評価基準	判定 (○、×、△)		対策	
						コメント		時期
全般	重要	36	農業生産活動における危険な作業等の把握					
			農作業の作業手順、作業環境や危険箇所のチェックを行い、事故を未然に防止する。	日頃から作業手順や作業環境や危険箇所についてチェックしていますか。				
	重要	37	機械作業、高所作業又は農薬散布作業等適切に実施しなければ危険を伴う作業の従事者などに対する制限					
			病気やケガ、過労などで正常に作業できないと判断される場合は、危険な作業に従事させない。	正常な作業が困難と判断される場合、作業内容を制限するなどの適切な対応を行いましたか。				
	重要	38	安全に作業を行うための服装や保護具の着用、保管					
			作業者が作業にあった適切な服装や保護具を着用しているか確認し、事故を未然に防止する。	安全作業のため服装や保護具を着用し、作業終了後、清掃後決められた場所に保管していますか。				
	重要	40	機械・装置・器具等の安全装備等の確認、使用前点検、使用後の整備及び適切な管理					
			農作業を安全に行うために、事前に機械・装置、器具等の安全装備の確認を行う。	機械・装置・器具等は取扱説明書に基づき点検、整備等を行い適正に使用していますか。				
	重要	41	機械・装置・器具等の適正な使用					
			事故は、使い慣れた機械の取扱中に多く発生していることから、取扱説明書を確認し適正に使用する。	取扱説明書は保管場所を決め、読み直して留意事項等について熟読し理解しましたか。				
必須	42	農薬、燃料等の適切な管理						
		農薬（作物に使用する農薬と作物以外に使用する農薬）や燃料等は毒物及び劇物取締法や消防法で取扱いが定められているので適切に管理する。	農薬は鍵の掛かる保管庫等へ、燃料は火災や流出、盗難などの事故の無いよう保管していますか？作物に使用する農薬と作物以外に使用する農薬を間違えたり混ざらないようにしていますか。					
必須	44	事故後の農業生産の維持・継続に向けた保険の加入						
		農業事故が発生した場合に備えた労災保険や農業機械等も必要に応じて自賠責保険等へ加入する。	万一の災害等に備えて、労災保険や農業機械等の保険に加入していますか。					
重要	45	農業者自らが開発した技術・ノウハウ（知的財産）の保護・活用						
		農業者自らが新たに開発した技術・ノウハウなどは知的財産として積極的に保護・活用する。	農業者自ら開発した技術・ノウハウを保護・活用していますか。					
必須	48	農薬及び肥料の使用に関する内容を記録し、保存						
		農薬使用時には使用年月日や場所、対象農作物等の必要事項を記録し、肥料も使用履歴を記録します。	農薬、肥料の使用に関する内容を記録、保存していますか。					
重要	49	種子・苗、堆肥、土壌改良資材、肥料、農薬等の購入伝票等の保存。資材の殺菌消毒、保守管理の記録の保存						
		種子や苗、堆肥、土壌改良資材、肥料、農薬等の生産資材の使用状況を確認できるよう購入伝票等の保存を行います。	種子、苗、堆肥、土壌改良資材、肥料、農薬等の購入伝票、記録帳票を保存していますか。					

果樹のチェックシート(例)

区分	取組項目	確認	月日	備考（できなかった理由等）	規範No
準備	ほ場の情報は台帳管理し、ほ場管理台帳の情報は共有化している。				47
	ほ場内及び用排水路周辺を見回り、汚染物質や汚染源がないことを確認している。				1
	事故が発生しやすい危険箇所等の確認を事前に行い、表示板等で注意喚起している。				39
	かん水や農薬散布、養液栽培時に使用する水の水源を確認している。 養液栽培で再利用する場合は、汚染を最小限にするような処理を行っている。				8, 10
	完熟した堆肥等の有機物の施用による適切な土づくりを行っている。				9, 28
	傾斜地等では、土壌の流出を防ぐための対策を行っている。				29
	登録品種を利用する際は、権利者の許諾を得ている。				46
	土壌くん蒸剤等を使用する場合は、使用上の注意事項に従うとともに、風向きなどに注意し、被覆を完全に行っている。				26
栽培管理	セイヨウオオマルハナバチを利用する場合は、許可を取得し、適切な管理を行っている。				34
	肥料は土壌診断や施肥基準・栽培暦等に基づき適正な施肥量や施肥方法で行っている。				27
防除	病害虫の発生予察状況等の情報を活用した防除を行っている。				24
	被害葉・果の処分など、耕種的方法による病害虫防除に努めている。				23
	農薬散布の使用前防除器具の点検・整備及び使用後に十分な洗浄を行っている。				3
	無登録農薬及び無登録農薬の疑いのある資材は使用していない。				2
	農薬は使用の都度、表示内容を確認し、使用基準を守って必要な量だけ調合し、残った場合は適正に処理している。				4, 21
	農薬は他の作物やほ場へ飛び散らないよう風の強さや風向き等を考えて散布している。 住宅地の近隣ほ場では住民への周知や飛散防止に努めている。				5, 25
収穫・出荷	病気による体調不良者は作業に従事させることなく、衛生管理に配慮している。				11
	出荷時の包装容器は清潔にし、貯蔵・輸送時に適切な温度管理を行っている。				15, 19
	覆いのない農産物の上で、咳やくしゃみ、喫煙や飲食等はしていない。				20
	生産から出荷に係る記録の作成・保存を行っている。				50
	収穫・出荷を丁寧に行い、傷果や腐敗果の選別を行っている。				16

	チェック項目	確認	月日	備考（できなかった理由）	規範No
全般	衛生的な状態を保てるよう農地や施設から通える場所に手洗い場やトイレを設置している。				12
	トラクター等の農機具や器具や定期的に点検・洗浄・消毒等を行い、衛生的に管理している。				13
	施設内に有害生物が侵入しないような対策を取っている。				14
	廃棄物は、不適切な焼却等を行わず、処理業者等へ委託し適正に処理している。				30, 31
	剪定枝等は焼却せずに積極的に堆肥化するなど、リサイクルに努めている。				32
	施設・機械等を使用する際に省エネルギーを意識した使用を行っている。				33
	鳥獣を引き寄せないように食品残さの管理や侵入防止策の設置を行っている。				35
	作業手順や作業環境、危険箇所についてチェックしている。 安全作業のための服装や保護具を着用し、作業終了後は、清掃後決められた場所へ保管している。				36, 38
	正常な作業が困難と判断される場合は、作業内容を制限するなどの適切な対応をとっている。				37
	機械・装置・器具等は取扱説明書に基づき、点検・整備等を行い、適正に使用している。 取扱説明書は保管場所を決め、読み直して留意事項について十分に理解している。				40, 41
	農薬は鍵の掛かる保管庫等へ、燃料は事故のないように保管するなど、適正に管理している。 作物に使用する農薬と作物以外に使用する農薬を分けて保管している。				42
	事故に備えて保険等に加入している。				44
	農業者自らが開発した技術・ノウハウについて、保護や活用を行っている。				45
	肥料や農薬の使用に関する内容を記録し、保存している。				48
種子、堆肥、土壌改良資材、肥料、農薬等の購入伝票、記録帳票を保存している。				49	

栽培記録簿様式

品目：

品種：

	月日	ほ場 番号	ほ場 面積	作業名 ・ 内容	使用農機具 ・ 資材等の洗浄 ・ 消毒状況	作業時間	作業者名
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
#							

